

次期 淡海子ども・若者プラン
(原案・修正案)

平成27年2月

滋 賀 県

目 次

第1 計画の策定について	1
(1) 計画策定の背景と趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画の期間	
(4) 計画における「子ども・若者」の定義	
第2 子ども・若者をめぐる主な現状と課題	4
〔子どもを生み育てる〕	4
(1) 少子化の進行	
(2) 子どもが生まれる前から「切れ目のない子育て支援」の充実	
(3) 社会全体（地域、企業）で子育てを支える環境づくりの推進	
〔子ども・若者の育ち〕	23
(1) 子どもの生きる力を育む家庭・地域・学校教育の充実	
(2) 若者の社会的自立・職業的自立の促進	
〔共生社会〕	49
(1) 共生社会に向けた子ども・若者の多様なニーズへの支援	
〔ひとり親家庭〕	51
(1) 子育てと仕事を両立しながら自立を目指す就業支援・生活支援	
(2) 生活の安定と自立のための経済的支援	
(3) 支援制度の利用と周知	
〔社会的養護〕	58
(1) 社会的養護をめぐる状況	
(2) 増加する児童虐待への対応	
〔青少年の健全育成〕	62
(1) 非行防止、立ち直り支援の充実	
(2) 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援	
〔子どもの貧困〕	67
(1) 貧困が連鎖せず、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない環境づくり	

第3	子ども・若者育成支援の基本的な考え方	69
1	基本理念	69
2	基本的視点	70
第4	具体的な施策の推進	72
1	子どもの人権を尊重し、社会全体で「子育て」「子育て」を支える意識の醸成	72
	①子どもの人権が尊重される社会づくり	
	②子ども・若者の育成支援についての理解の促進	
2	子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支えることができる社会環境づくり	75
	(1) 子育てを切れ目なく支える	
	①安全・安心に子どもを生み育てることができる環境づくり	
	②子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実	
	③すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実	
	④仕事と家庭の両立支援	
	⑤子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり	
	(2) 子ども・若者の健やかな育ちを支える	
	①子どもとともに育つ地域づくり	
	②「生きる力」を育む教育・学習の充実	
	③若者の社会的自立・職業的自立の促進	
	(3) 共生社会に向けた子ども・若者の多様なニーズを支える	
	①共生社会に向けた多様なニーズへの支援	
	(4) ひとり親家庭を支える	
	①真の自立のための就業支援・生活支援	
	②生活の安定と自立のための経済的支援	
	③きめ細かな相談体制・情報提供および広報啓発	
3	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進	108
	(1) 社会的養護の推進	
	①児童虐待の未然防止	
	②児童虐待の早期発見・早期対応	
	③子どもの保護・ケア	
	④親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援	
	⑤子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携の強化	

- ⑥子どもへの心理的虐待の予防（DV防止）
- ⑦いじめの加害者や非行児童への対応
- （２）青少年の健全な成長を支える環境づくりの推進
 - ①青少年の健全育成の推進
- （３）子どもの貧困対策の推進
 - ①一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援
 - ②貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援
 - ③世帯の生活を下支えするための経済的支援
 - ④子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援

数値目標一覧	134
第５ プランの推進について	137
１ それぞれが果たす役割	137
２ 計画の推進体制	139
３ 点検評価・進行管理・計画の見直し	140

第 1 計画の策定について

(1) 計画策定の背景と趣旨

滋賀県における出生の動向をみると、平成 25 年（2013 年）の合計特殊出生率（1 人の女性が生涯に生む平均の子ども数）は 1.53 となり、過去最低であった平成 17 年（2005 年）の 1.39 からは若干回復の傾向にありますが、依然として長期的に人口を維持できる水準（おおむね 2.1）を大きく下回っています。

こうした中、全国でも数少ない人口増加県であった本県も、平成 26 年 10 月の滋賀県人口推計では前年同月比で 48 年ぶりに減少しており、また、国立社会保障・人口問題研究所推計では 2015 年をピークに人口が減少に転じ、人口減少・超高齢化社会に向かうとされています。

また、核家族化や地域におけるつながりの希薄化などにより、子ども・若者が地域で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会や場が減少するとともに、子育て家庭においても、そうした幅広い年代や近隣の人々からの助言や支援を受けることが困難な状況になっています。

さらには、グローバル化や高度情報化の進展などをはじめ子育ての負担感や不安感の増大、児童虐待やいじめの相談件数の増加、子ども・若者の健やかな育ちを阻害する有害情報の氾濫、非正規雇用の増加やニート、ひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化など、子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境は厳しさを増してきています。

誰もが安心して子どもを生み育てることができ、生まれてきた子どもたちが人権を尊重され、保護者や地域の人々に見守られながら、安全に安心して健やかに育ち、未来に夢を持って自立への道を着実に歩める環境を整えることが必要です。

こうしたことから、人口減少の深刻な状況について社会全体で共有するとともに、人口減少を見据え持続可能で将来に夢や希望を持てる豊かな滋賀づくりが必要となっています。

県においては、平成 18 年（2006 年）3 月に滋賀県子ども条例を制定し、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることができる環境づくりを進めるため、県、保護者、県民、育ち学ぶ施設それぞれの責務を明らかにしました。

これを踏まえ、それまで次世代育成支援行動計画「子どもの世紀しがプラン」、青少年育成長期構想「新・アクティユースプラン」、ひとり親家庭等自立促進計画として、別々の計画を定め取り組んでいた子ども・若者育成支援施策を総合

的かつ計画的に推進するため、平成 22 年（2010 年）3 月に 3 つの計画を統合した中期的な計画として「淡海子ども・若者プラン」を策定し、次代を担う子ども・若者が輝く“しが”の実現を目指し、子どもが生まれる前から自立した社会の担い手になるまでを切れ目なく支える施策の推進に取り組んできました。

この間、国においては、平成 15 年（2003 年）9 月に施行された「少子化社会対策基本法」等に基づき総合的な施策を講じてきた子ども・子育て支援について、平成 24 年（2012 年）8 月に「子ども・子育て支援法」等のいわゆる「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大および確保ならびに地域における子ども・子育て支援の充実等が図られることとなりました。平成 27 年（2015 年）4 月から、この 3 法に基づく「子ども・子育て支援新制度」の本格施行が予定されています。あわせて、平成 25 年（2013 年）4 月には「待機児童解消加速化プラン」が策定され、待機児童解消の取組をさらに加速化させることとなりました。

また、内閣府が開催する「少子化危機突破タスクフォース（第 2 期）」から平成 25 年（2013 年）11 月に「少子化危機突破のための緊急提言」が出され、さらなる少子化対策推進のため、平成 26 年（2014 年）4 月には次世代育成支援対策推進法が、平成 37 年（2025 年）3 月 31 日までの 10 年間、期間延長されることとなりました。

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、平成 21 年（2009 年）7 月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」が平成 22 年（2010 年）4 月に施行され、子ども・若者を取り巻く環境整備の取組が進められています。また、平成 26 年（2014 年）4 月には、ひとり親の経済的自立やひとり親家庭の子どもの心身の健やかな成長、「子どもの貧困」対策にも資する支援施策の強化を図るため、「母子及び寡婦福祉法」および「児童扶養手当法」の一部を改正する法律が成立しました。

さらに子どもの貧困対策に関しては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、対策の総合的な推進を目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年（2014 年）1 月に施行され、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

平成 24 年（2012 年）4 月には、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権停止制度が新設され、法人または複数の未成年後見人を選任することができるようにすること等の措置を講ずるため、民法の改正が行われました。これに伴い、家事審判法及び戸籍法について所要の改正が行われるとともに、里親委託中等の親権者がいない児童の親権を児童相談所長が行うこととする等の措置を講ずるため、児童福祉法の改正が行われました。

いじめ問題については、平成 25 年（2013 年）9 月にいじめ防止対策推進法が施行され、いじめの防止等の対策に関し、基本理念を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することとされました。

現行計画策定以降の社会状況の変化やこうした国の動きを踏まえて、県において子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育成支援施策を総合的かつ体系的に構築し、計画的に見直し、推進していくための中期的な計画を策定します。

（２）計画の位置づけ

- ①滋賀県において取り組むべき子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- ②滋賀県政の最上位計画である滋賀県基本構想をはじめとして、滋賀県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- ③子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に規定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 1 項に規定される都道府県子ども・若者計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 1 項に規定される自立促進計画、次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項に規定される都道府県行動計画および子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項に規定される都道府県子どもの貧困対策計画の位置付けを含む計画

（３）計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 カ年の計画とします。

（４）計画における「子ども・若者」の定義

この計画における「子ども・若者」は、特にただし書きがない限り、生まれてから自立するまでの者を幅広く含んだ概念であり、0 歳からおおむね 30 歳未満までの者の総称としますが、施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

第2 子ども・若者をめぐる主な現状と課題

子どもを生み育てる

(1) 少子化の進行

本県の出生率は全国と比較すると高い水準にありますが、出生数は増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向にあります。また、合計特殊出生率も 1.53 と、人口維持に必要とされる人口置換水準 2.07 を下回っています。

本県は全国でも数少ない人口増加県でしたが、国立社会保障・人口問題研究所推計では 2015 年をピークに人口が減少に転じ、人口減少・超高齢化社会に向かうとされており、こうした人口減少の深刻な状況について社会全体で共有するとともに、人口減少を見据え持続可能で将来に夢や希望を持てる豊かな滋賀づくりが必要となっています。

子育て世代の子どもを育てるための経済的負担や、若者の非正規雇用が増加し、定職に就けず家庭が持ちにくくなっていることなどが、婚姻率の低下や平均初婚年齢の上昇、結婚、出産、子育てに大きな影響を与えています。また女性の有業率も、結婚・出産・子育て期に低下し M 字型になっており、谷が深くなっています。

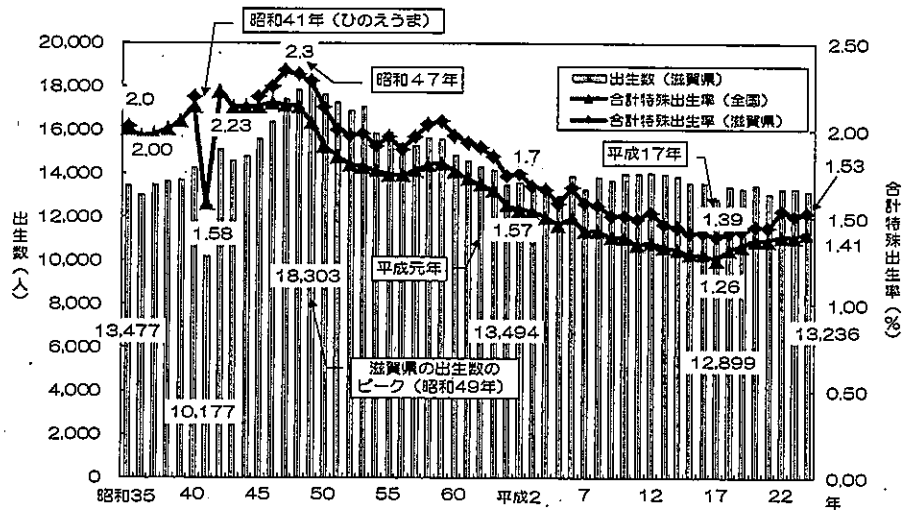
仕事と家庭を両立し、女性も男性も共に子どもを育てることができる社会環境づくりを進めるとともに、子育てに対する喜び・幸せ・感動を発信し、子どもを生み育て、幸せな家庭を築こうとする夢や希望の持てる社会の実現が必要となっています。

【出生数および合計特殊出生率の推移】

平成 25 年人口動態統計月報年計によると、滋賀県の出生率（人口千対）は 9.3 と全国値 8.2 を上回り、全国 2 位の高率となっていますが、出生数は増減を繰り返しながら緩やかな減少傾向にあります。

また、平成 25 年の合計特殊出生率は 1.53 で、全国 1.43 を上回っていますが、人口置換水準（現在の人口を維持するための水準）、おおむね 2.07 を下回っています。

出生数、合計特殊出生率の推移

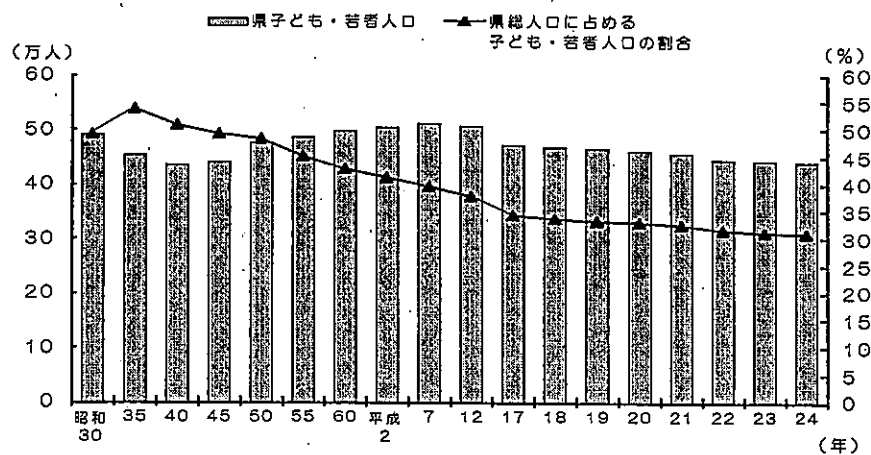


(資料)人口動態統計 厚生労働省 平成24年(2012年)

【総人口、人口構成の推移と推計】

平成26年4月1日の滋賀県推計人口によると本県の総人口は1,414,917人で、このうち子ども・若者(0～29歳)の人口は431,466人となっています。総人口に占める子ども・若者の割合は30.5%となっており、年々減少しています。なお、総務省の人口推計平成26年4月報によると、全国総人口に占める子ども・若者の割合は27.8%となっています。

子ども・若者の人口と総人口に占める割合の推移



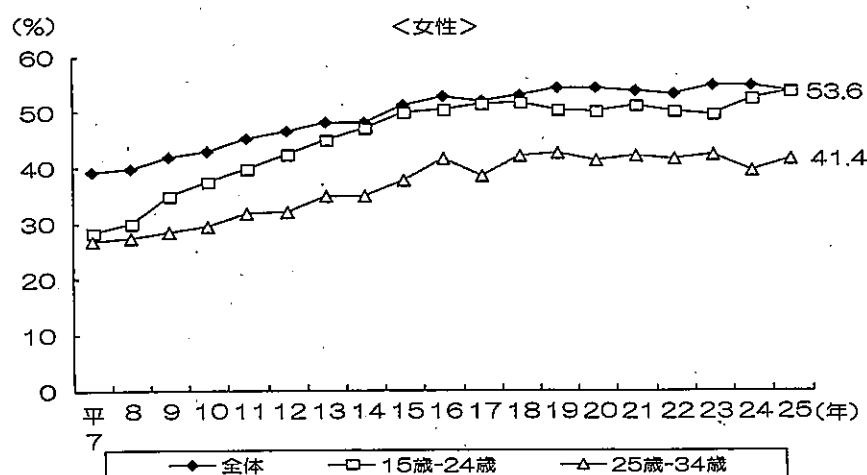
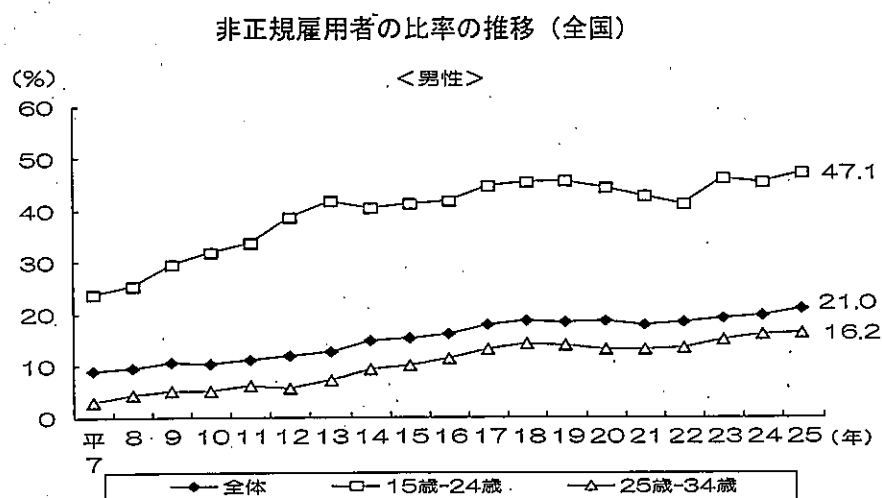
(資料) 国勢調査 総務省

滋賀県推計人口年報 滋賀県 平成18年～21年、23年、24年

【雇用環境の変化】

平成25年の総務省労働力調査による男性の非正規雇用者の比率の推移を見ると、15歳から24歳の年齢では、その比率は全体に比べてかなり高くなっています。また、25歳から34歳の年齢では、平成7年の2.9%から16.2%へと5倍以上に増加しています。

女性の非正規雇用者の比率の推移は、全体と25歳から34歳では、平成7年から平成25年までで、それぞれ39.1%から53.6%、26.8%から41.4%と1.4倍以上増加していますが、15歳から24歳では28.3%から53.6%と1.9倍に増加しています。

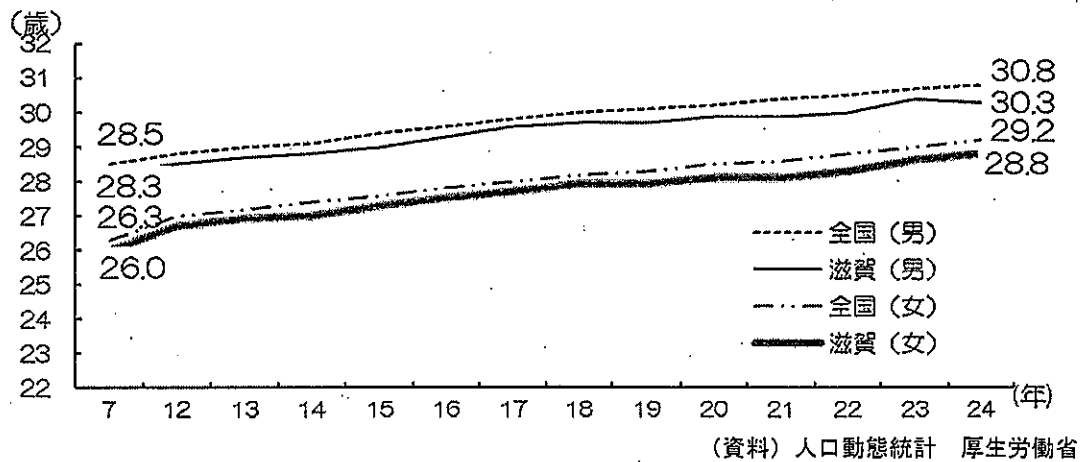


（資料）労働力調査 総務省

【晩婚化、未婚化の進展】

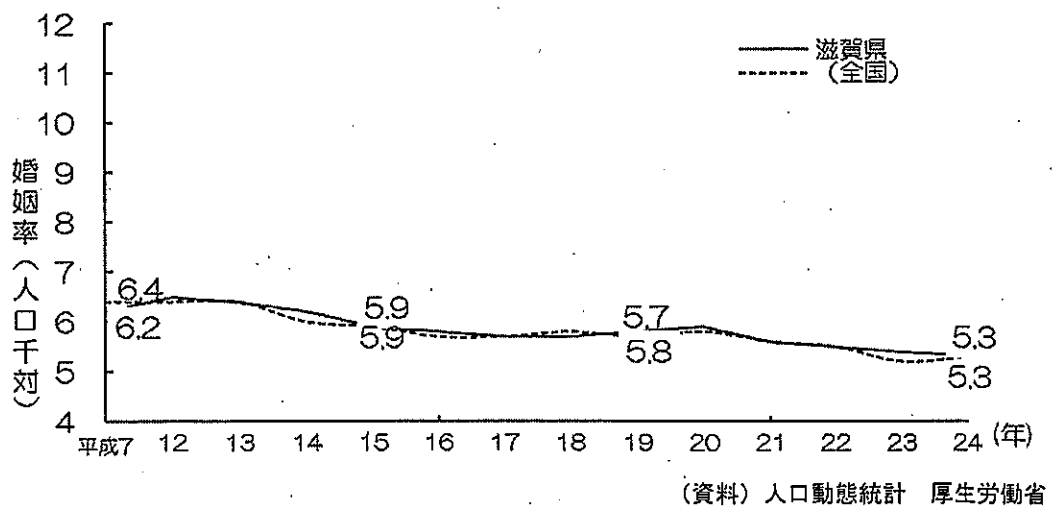
本県の平成24年の平均初婚年齢は男で30.3歳、女で28.8歳となっています。全国と比べると、男で0.5歳、女で0.4歳下回っていますが、晩婚化が進んでいます。

平均初婚年齢の推移



また、本県の婚姻率（人口千対）は、平成20年以降低下しており、未婚化が進んでいます。平成24年の婚姻率は全国と同じ5.3となっています。

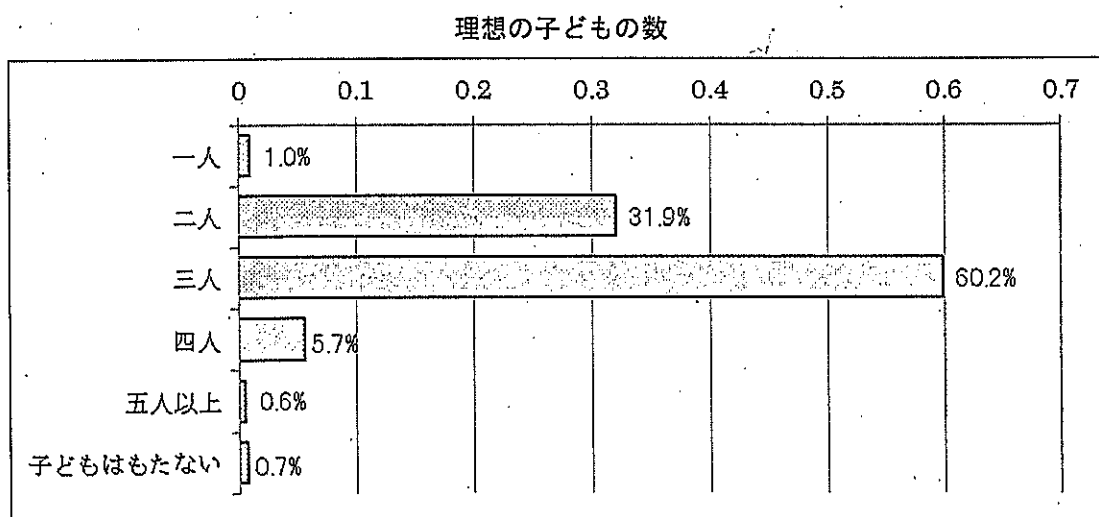
婚姻率（人口千対）の推移



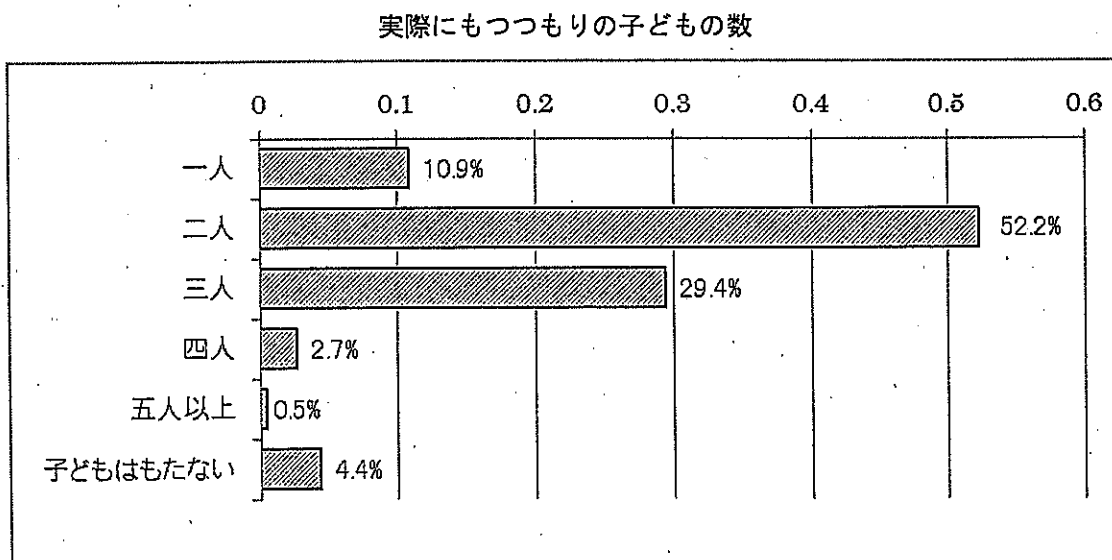
【理想の子どもの数と実際にもつつもりの子どもの数】

平成25年度子育てに関する県民意識調査によると、理想とする子どもの数は、「三人」と答えた人の割合が60.2%と最も高くなっていますが、実際にもつ子どもの数は「二人」とする割合が全体で52.2%と最も高く、次いで「三人」が29.4%となっており、理想と現実との間には差があることが分かります。

また、「理想の子ども数」より「実際にもつつもりの子ども数」が少ない理由について、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が58.8%と最も多くを占め、経済的負担の重さに対する意識が大きく影響していることがわかります。

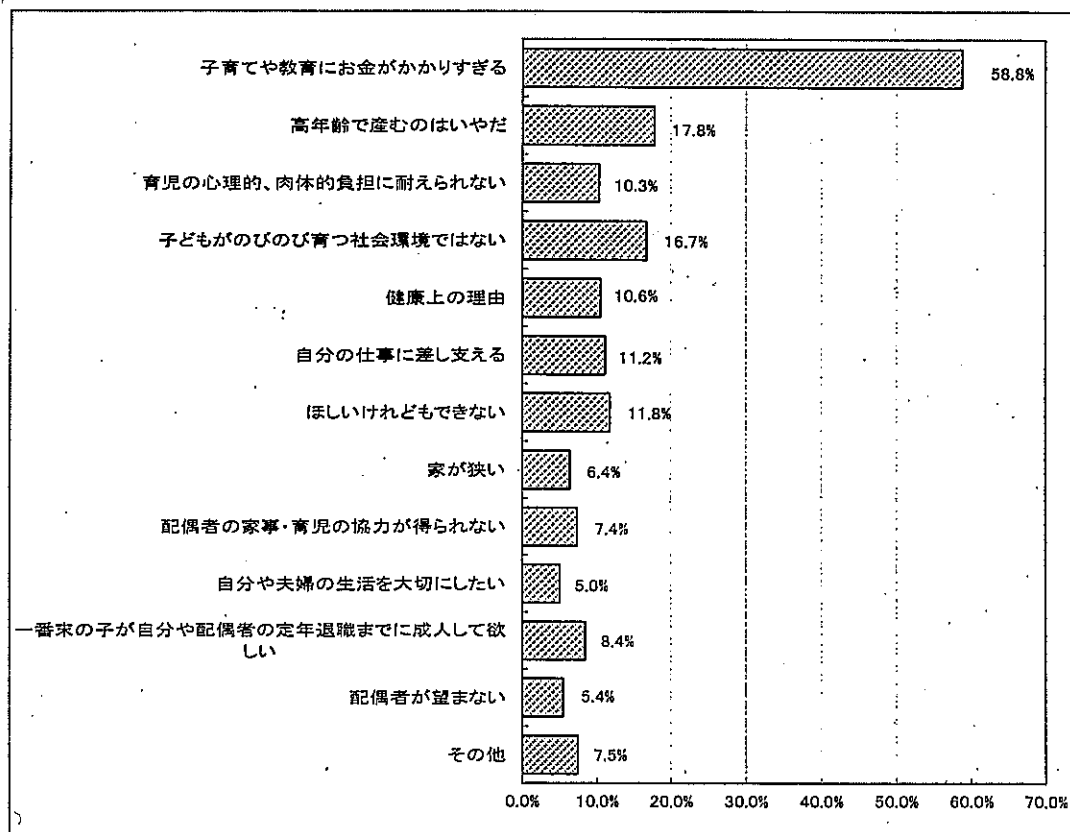


(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成25年(2013年)



(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成25年(2013年)

実際にもつつもりの子どもの数が理想の子どもの数より
少ない理由



(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成 25 年(2013 年)

(2) 子どもが生まれる前から「切れ目のない子育て支援」の充実

安全・安心に子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに育つことができるよう、子育て家庭の多様なニーズに対応し、子どもが生まれる前から、乳幼児期、自立するまでの子育て支援を継続的に切れ目なく実施していくことが必要です。

子どもを生み育てることへの不安を取り除くため、妊娠期からの相談や子どもが生まれる前から親となることの心構えの習得、不妊治療に対する支援、安全・安心に出産が迎えられる周産期医療体制や出産後の支援への円滑な移行など、子どもが生まれる前からの切れ目のない支援が必要です。

保育所整備などにより、県内の平成26年4月1日における保育所入所児童数は、平成22年4月1日(現行計画初年度)と比較して3,313人増の28,612人となっていますが、なお441人の待機児童が発生している状況です。待機児童の解消も含めた子ども・子育て支援新制度の円滑な推進のため、市町が行ったニーズ調査により把握された潜在的保育ニーズに応じ、計画的な認定こども園、保育所および幼稚園等の整備を進めるとともに、保育士等の人材確保対策の充実が必要です。幼児期の育ちが将来の人間形成に大きな影響を及ぼすことから、適切な教育および保育の提供により、子どもの健全な育成を促すことが必要です。

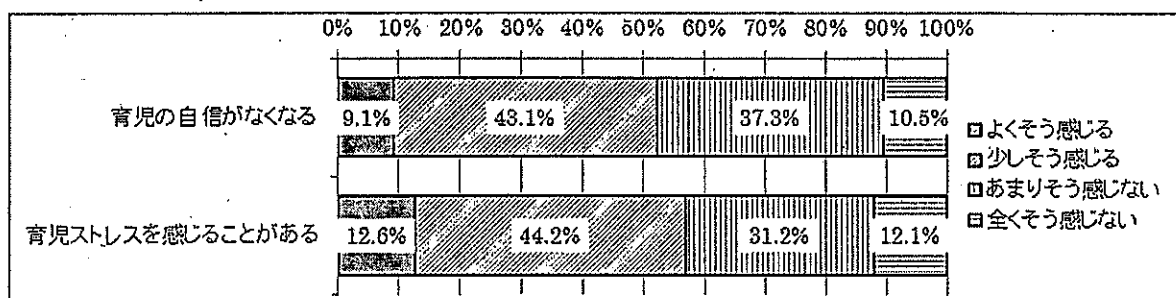
すべての子育て家庭に対し、様々な子育て支援策が講じられている一方で、子育てへの不安やストレスを抱えながらも支援の場に参加できない子育て家庭が依然としてあり、多様な子育て家庭のニーズに応じ、個々の利用にむすびつくような支援が必要です。

仕事と子育てを両立するためには、小学校の入学後に、保育所に引き続き保育を受けることができず離職せざるをえなくなったり、働き方を見直す必要に迫られたりする、いわゆる「小1の壁」の解消が必要であり、こうした学童期の子育て支援として、放課後児童クラブの設置をはじめとする地域における居場所づくりの支援と、地域における子育て支援に携わる人材の育成が必要です。

発達障害により特別な教育的支援を必要とする子どもは、年々増加しています。発達障害のある子どもには、早期発見と適切かつ継続的な支援が重要であり、支援策や関係機関の連携といったヨコのつながり、また、乳幼児期から小学校、中学校および高等学校を通した支援といったタテのつながりも必要です。

【育児に対する意識】

平成 25 年度子育てに関する県民意識調査によると、子育てについて、「育児の自信がなくなる」と感じる人の割合は、「よく感じる」「少し感じる」を合わせると 52.2%、「育児ストレスを感じることもある」と感じる人の割合は、「よく感じる」「少し感じる」を合わせると 56.8%にのぼっています。



(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成 25 年 (2013 年)

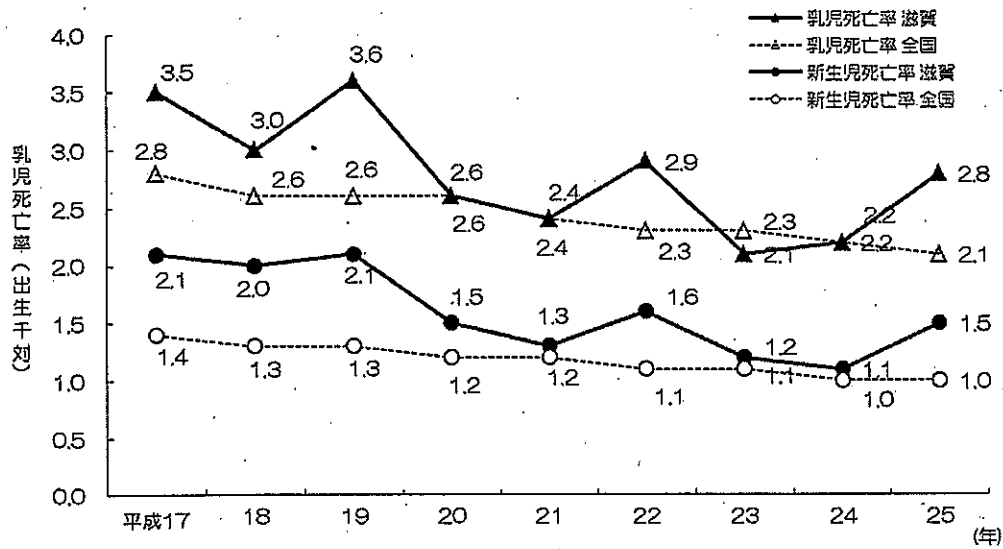
【乳児死亡率、新生児死亡率、周産期死亡率】

本県の乳児死亡率（出生千対）は、昭和 15 年頃は 100 を超えていましたが、急激に低下し、昭和 52 年に 10 を割り、その後緩やかな低下傾向となっています。平成 25 年の乳児死亡数は 37 人で、24 年（29 人）より 8 人増加し、乳児死亡率は 2.8 でした。うち、新生児死亡数は 20 人で、新生児死亡率は 1.5 となっています。

乳児死亡率、新生児死亡率は、平成 19 年まで全国値を上回っていましたが、平成 20 年、21 年に低下し、全国値とほぼ同率になりました。平成 22 年は全国値を上回りましたが、平成 23 年は新生児死亡率は全国値とほぼ同率、乳児死亡率は下回りました。平成 24 年は新生児死亡率、乳児死亡率ともに全国値とほぼ同率でしたが、平成 25 年はいずれも全国値を上回りました。

本県の周産期死亡率（出産千対）は、昭和 55 年には 18.7 でしたが、平成 2 年には 8.8 になり、近年は 5 前後で推移しています。平成 25 年は周産期死亡数 57 人（うち早期新生児死亡数 15 人）で、死亡率 4.4 となりました。平成 19 年以降低下傾向で、平成 24 年は全国値を 0.2 ポイント下回りましたが、平成 25 年は再び上回り、その差は 0.7 ポイントとなりました。

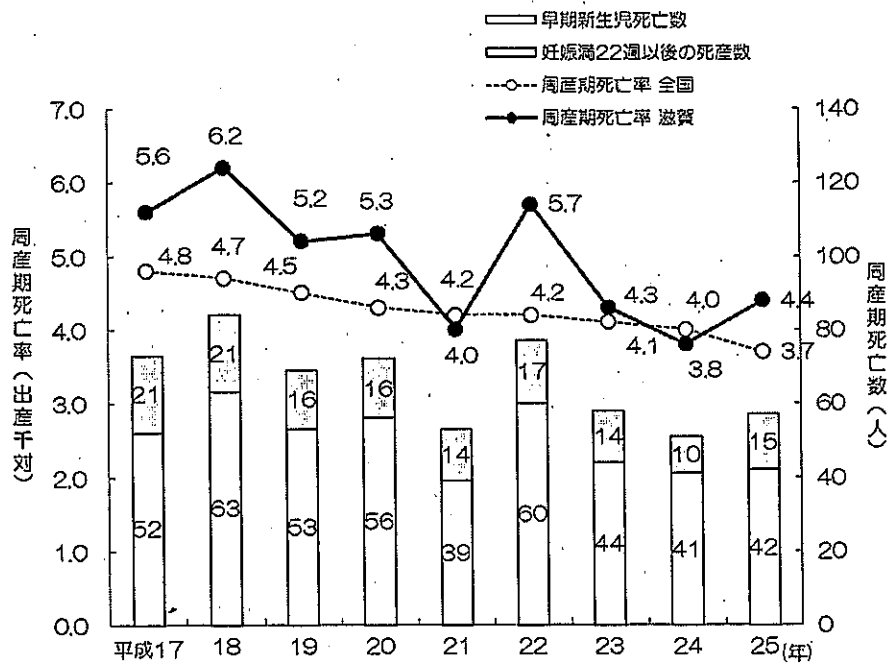
乳児死亡率、新生児死亡率の推移



(資料) 人口動態統計 厚生労働省

乳児死亡： 生後1年未満の死亡
 乳児死亡率： 乳児死亡数を出生数で割ったもの
 新生児死亡： 生後4週間未満の死亡
 新生児死亡率： 新生児死亡数を出生数で割ったもの
 早期新生児死亡： 生後1週未満の死亡

周産期死亡率の推移

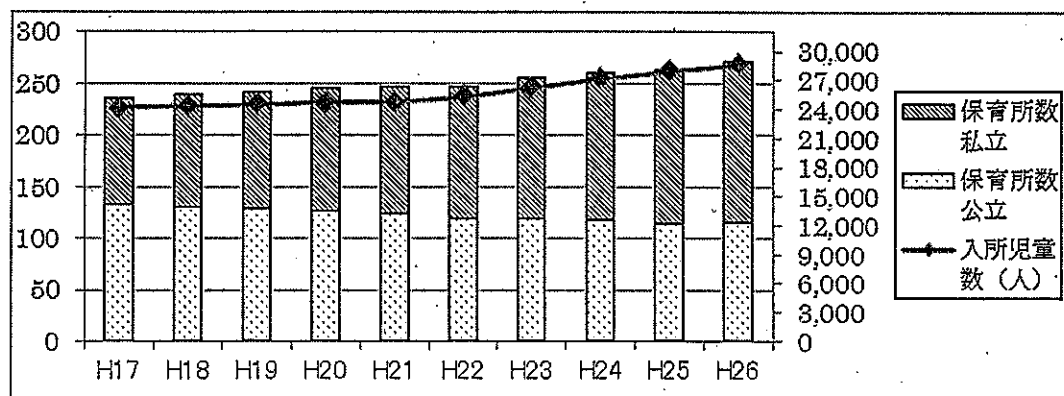


(資料) 人口動態統計 厚生労働省

【保育所・幼稚園の利用状況】

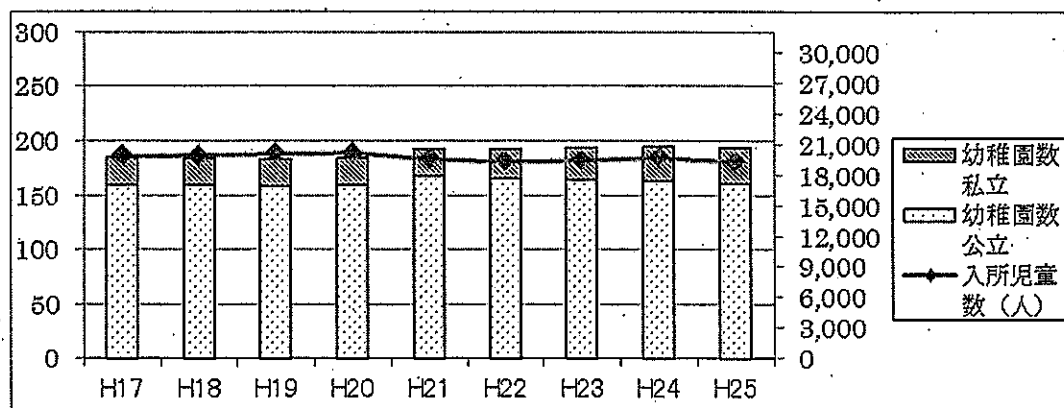
平成26年4月1日の保育所数は271か所、児童数は28,612人であり、平成22年度（現行計画初年度）と比べ、保育所数で24か所増、児童数は3,313人増加しています。一方、平成25年5月1日現在の幼稚園数は192か所、児童数は19,214人で、平成22年度と比べ1か所増、園児数は64人減少しています。

保育所の児童数の推移



（資料）滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ（各年4月1日現在）

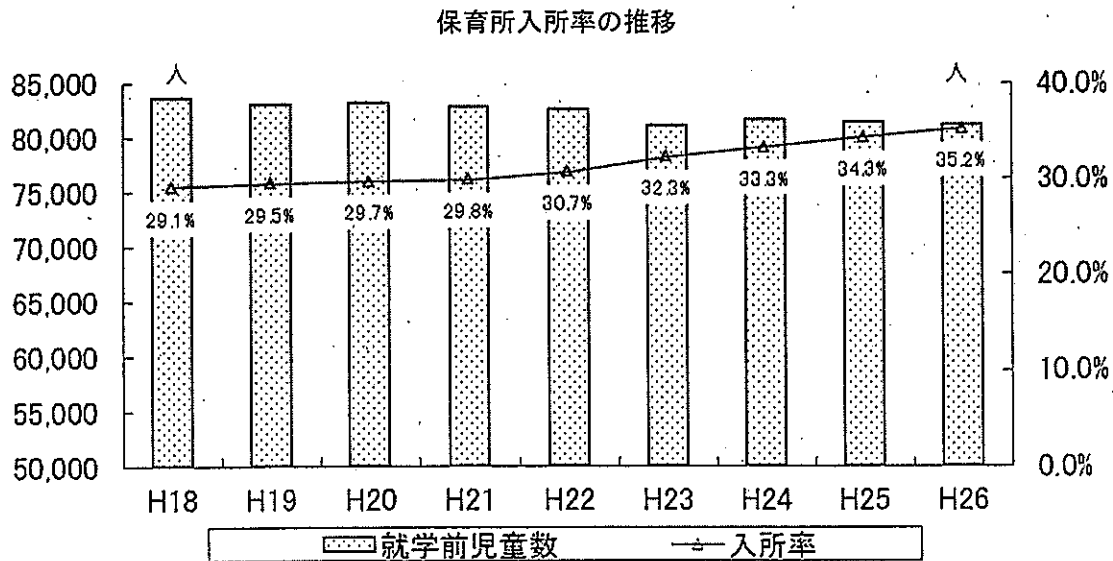
幼稚園の児童数の推移



（資料）学校基本調査 文部科学省（各年5月1日現在）

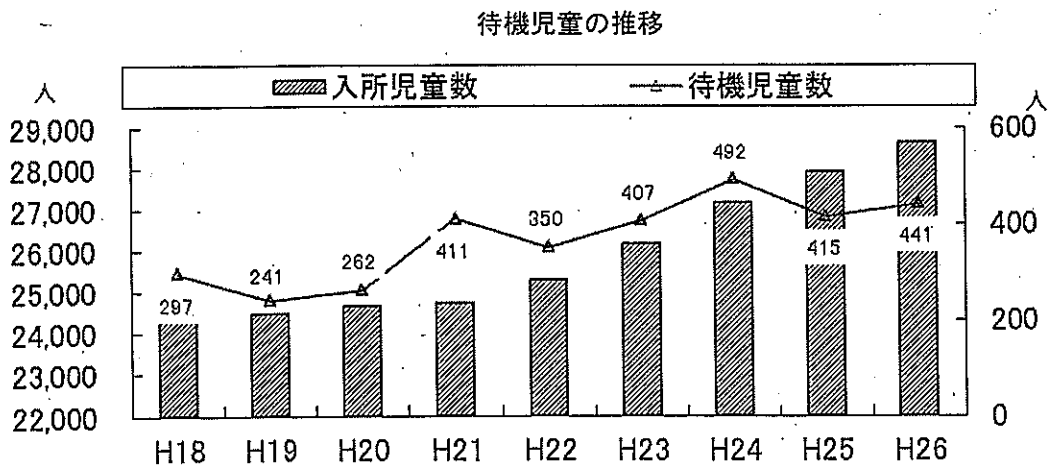
【保育所入所率の推移】

平成 26 年 4 月 1 日の就学前児童数は 81,216 人で、平成 22 年 4 月 1 日の児童数 82,528 人と比べ、1,312 人減少している中で、保育所の入所児童数は増加傾向にあり、保育所入所率が平成 22 年と比べ 4.5 ポイント増え、保育ニーズの高まりがみられます。



【待機児童の推移】

保育所入所児童数は増加していますが、平成 26 年 4 月 1 日現在においても 441 人の待機児童が生じています。



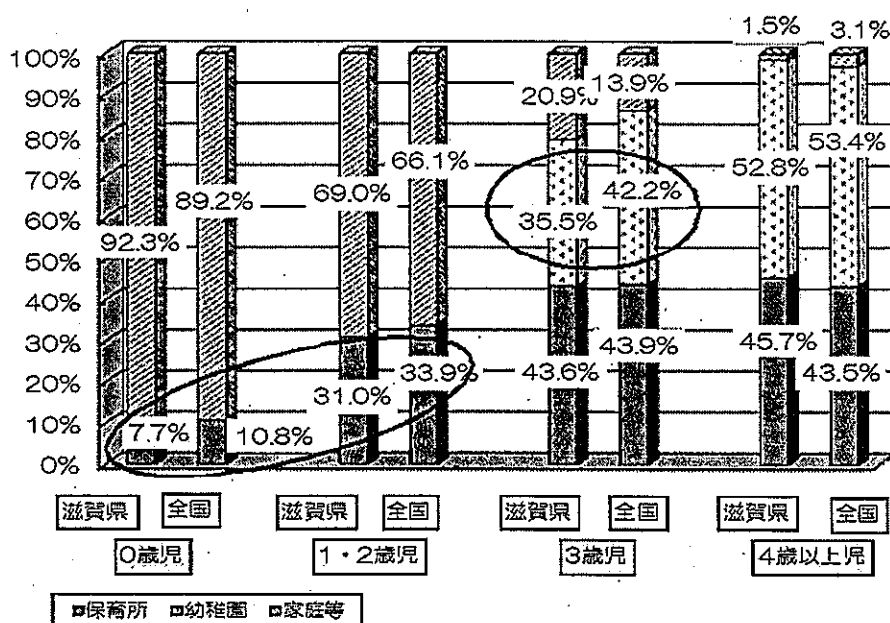
【児童の居場所】

滋賀県における保育所入所率を全国の平均と比べると、0歳児では全国の10.8%に対し、滋賀県は7.7%、1・2歳児は全国33.9%に対し、滋賀県は31.0%となっており、待機児童が解消されていない現状からも潜在的な保育ニーズがあることがうかがえます。

また、3歳児の幼稚園就園率は、全国の42.2%に対し35.5%となっており、3歳児の受入れを行っていない幼稚園における利用ニーズへの対応が課題となっています。

一方、保育所や幼稚園を利用していない子育て家庭についても、安心して子育てができるよう支援していくことが必要であり、一時預かりや地域子育て支援拠点事業等、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応した支援の充実が求められています。

就学前児童の居場所



(資料) 福祉行政報告例 厚生労働省 平成25年4月

学校基本調査 文部科学省 平成25年5月

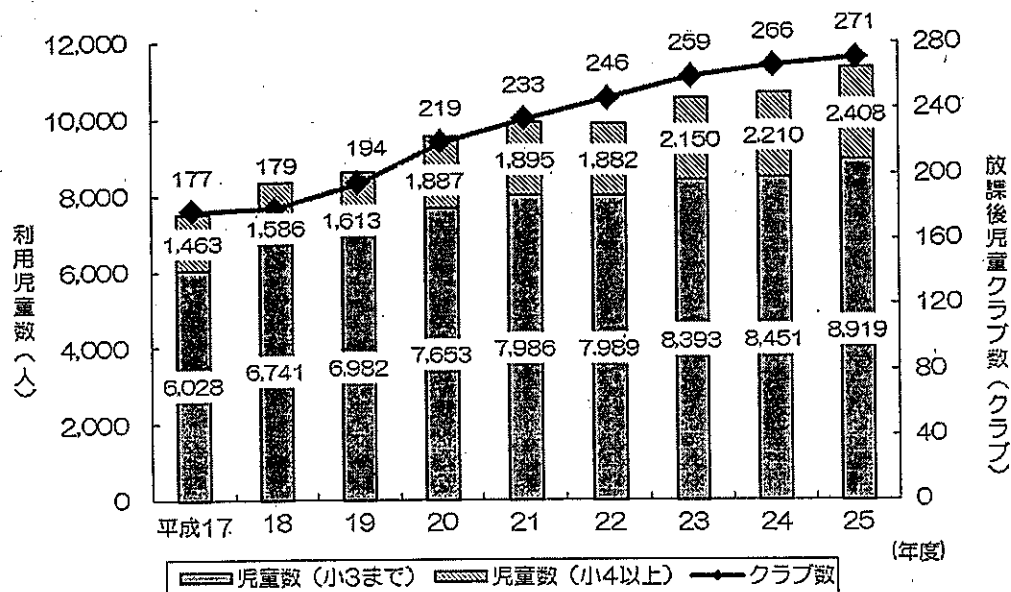
人口推計 総務省 平成24年10月

毎月人口推計 総務省 平成25年4月

【放課後児童クラブの状況】

平成25年5月1日現在、県内の放課後児童クラブは271か所で、利用児童数は11,327人（小1～小3：8,919人、小4～小6：2,408人）と年々増加しています。

放課後児童クラブ数および利用児童数の推移

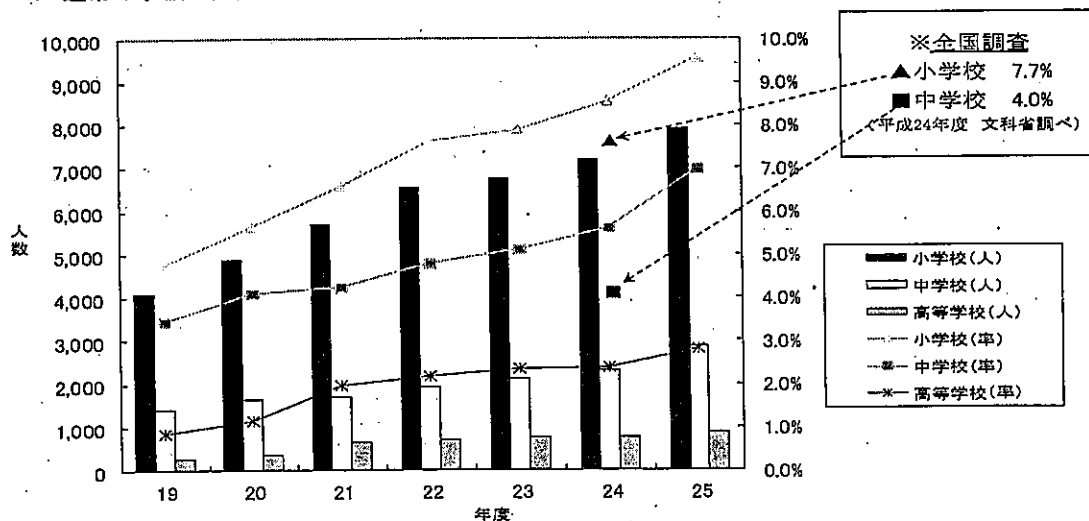


(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ（各年5月1日現在）

【通常の学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒の推移】

発達障害により特別な教育的支援を必要とする児童生徒は年々増加しており、平成24年度では全国調査の率を上回る在籍率となっています。

通常の学級に在籍する児童生徒で特別な支援が必要と思われる児童生徒

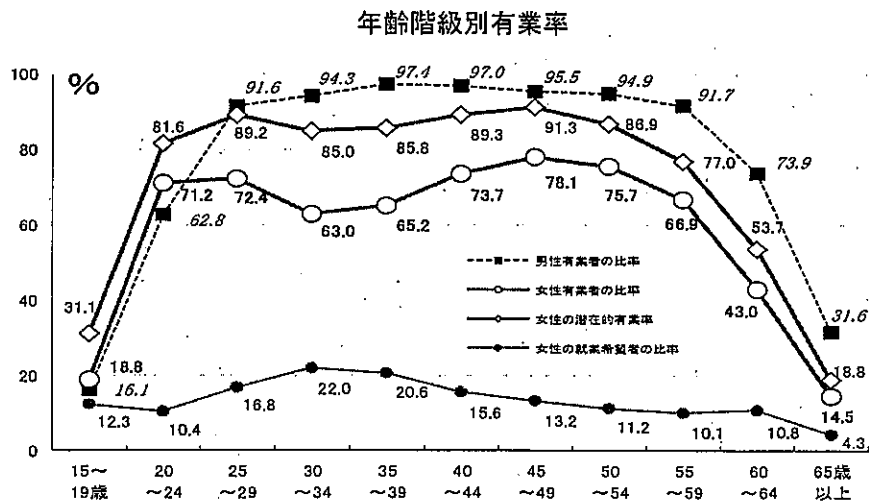


(資料) 特別支援教育にかかる実態調査 滋賀県

【女性の有業率】

女性の有業率は、25 歳以上で男性との差が大きくなり、結婚、出産、子育て期に低下し、M字型になっており、本県ではこのM字カーブの谷が深くなっています。

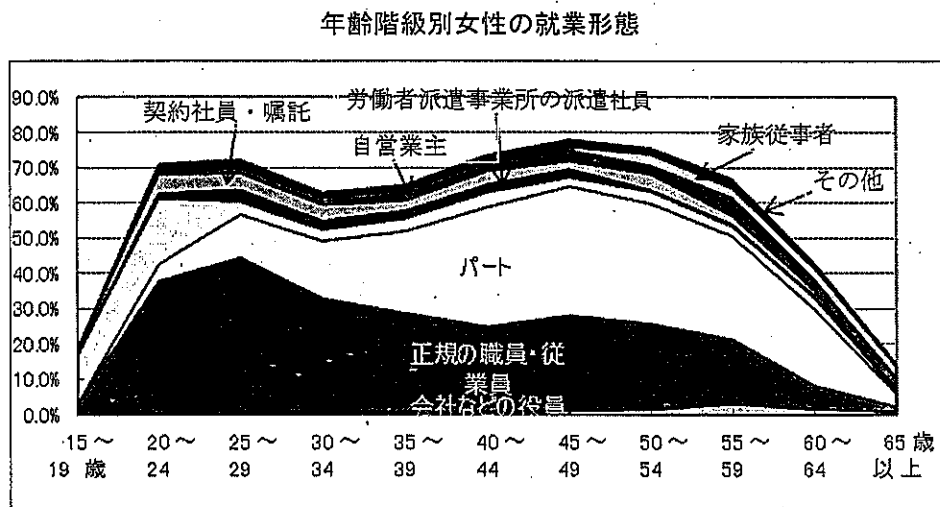
しかしながら、就業を希望する女性は 30 歳代を中心に高くなっており、就業希望者を含めた潜在的有業率をみるとM字の谷は浅くなります。



(資料) 就業構造基本調査 総務省 平成 24 年(2012 年)

【女性の就業形態】

子育て期にあたる 30 歳代で低い有業率は 40 歳代で回復しますが、正規の職員・従業員の割合よりパートタイム労働者の割合が高くなっています。



(資料) 就業構造基本調査 総務省 平成 24 年(2012 年)

(3) 社会全体（地域、企業）で子育てを支える環境づくりの推進

平成 25 年度子育てに関する県民意識調査によると、出生率の低下が進むことについて「大変深刻な問題」または「ある程度深刻な問題」と答えた人の割合が 91% にのぼっています。

少子化が深刻化する中で、子どもが将来の滋養を担う大切な存在であるという認識を県民が共有し、社会全体で子どもの育ちや子育てを支えるという機運の醸成を図ることが必要です。

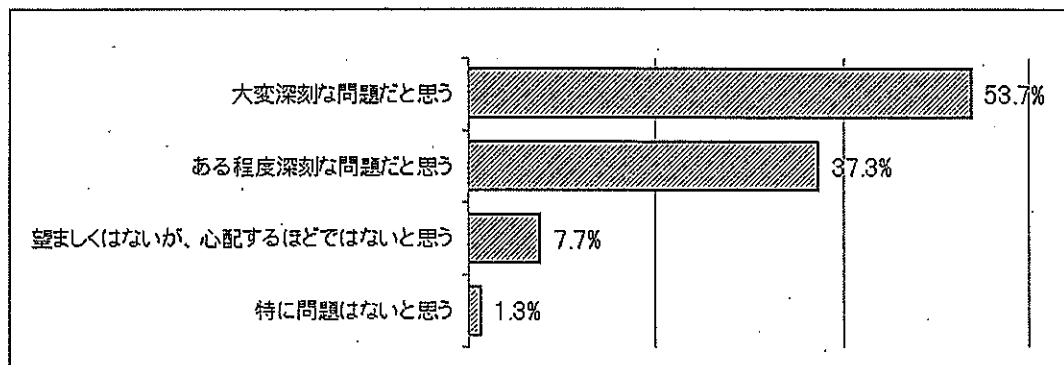
平成 22 年の国勢調査によると、本県においては全世帯のうち 57.8%が核家族世帯となっており、全国の 56.4%を上回っています。核家族化、地域のつながりの希薄化により、子育てが社会的に孤立化している状況があり、こうした子育てが孤立化している家庭について、地域の子育て支援の利用に結びつくような取組が必要です。

子育てをしながら働く上での問題点について、平成 25 年度子育てに関する県民意識調査によると、71.5%の人が「仕事と家事・育児の両立が体力・時間的に困難」と答えています。また、平成 24 年就業構造基本調査によると、本県の男性のうち、子育て期にあたる 30 歳代では、19.7%の人が週に 60 時間以上就業しており、他の年代と比べても高くなっています。企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組や男女が共に子育てに参画する意識の向上は、子育て家庭の支援に重要であることから、短時間勤務制度やフレックスタイム制度等の多様な働き方の導入・運用等、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組の普及促進や男性の育児参画への取組を一層促進していくことが必要です。

【少子化に対する県民の意識】

平成 25 年度子育てに関する県民意識調査によると、出生率の低下が進むことについて「大変深刻な問題」または「ある程度深刻な問題」と答えた人の割合が 91%にのぼっており、深刻な問題と考えている人が多くなっています。

出生率の低下が進むことについて

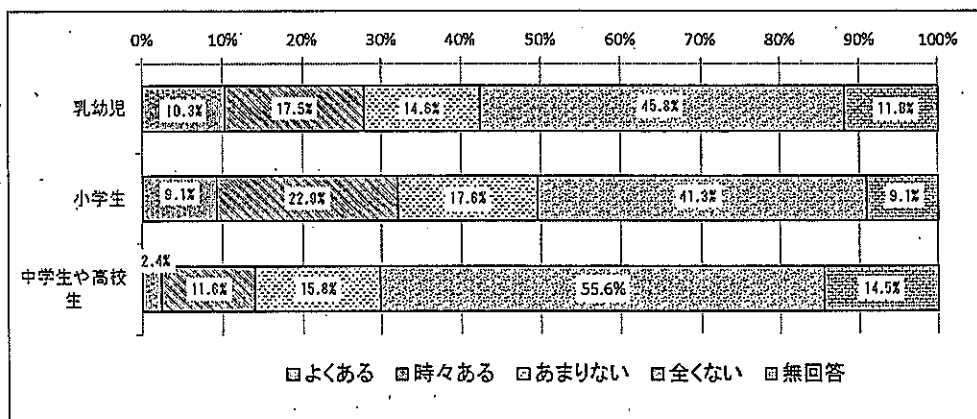


(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成 25 年(2013 年)

【地域のつながり】

平成 25 年度子育てに関する県民意識調査では、「地域の子どもと遊んだり、一緒に活動する機会」の有無について「全くない」と答えた人が最も多く、地域のつながりが弱まっていることがうかがわれます。

地域の子どもと遊んだり、一緒に活動する機会



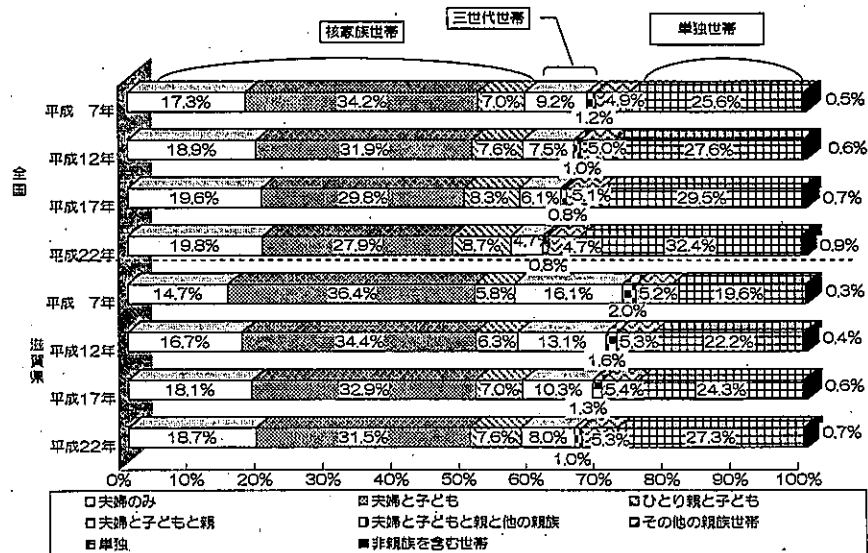
(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成 25 年(2013 年)

【世帯構成の変化】

平成 22 年国勢調査によると、滋賀県における「核家族世帯」は 298,196 世帯で一般世帯総数の 57.8% を占め、「三世帯世帯」9.0%、「単独世帯」27.3% となっています。

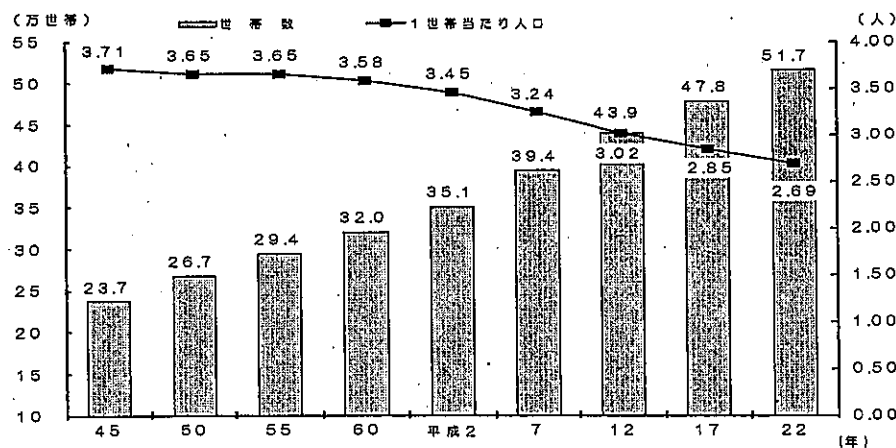
また、本県の 1 世帯当たりの人数は 2.69 人であり、全国平均の 2.45 人と比べると多いものの、年々減少してきています。

一般世帯の家族類型別世帯数



(資料) 国勢調査 総務省

世帯数および一世帯当たり人口の推移

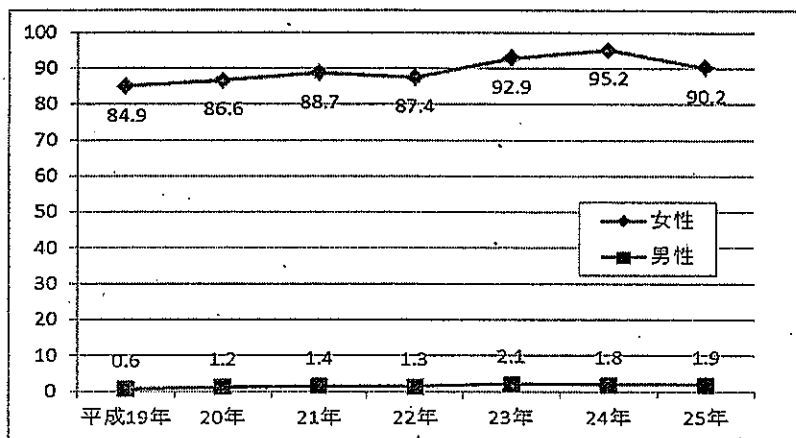


(注) 昭和 55 年、60 年、平成 2 年、7 年、12 年、17、22 年の世帯数については県推計による。
 (資料) 滋賀県統計局「国勢調査報告」より

【男性の子育てへの関わり】

本県の事業所における女性の育児休業取得率は徐々に増加し、90%以上の女性が育児休業を取得していますが、男性の取得率をみると1～2%と低い水準で推移しており、男性の育児休業の取得が進んでいません。

県内企業における育児休業取得率の推移（滋賀県）

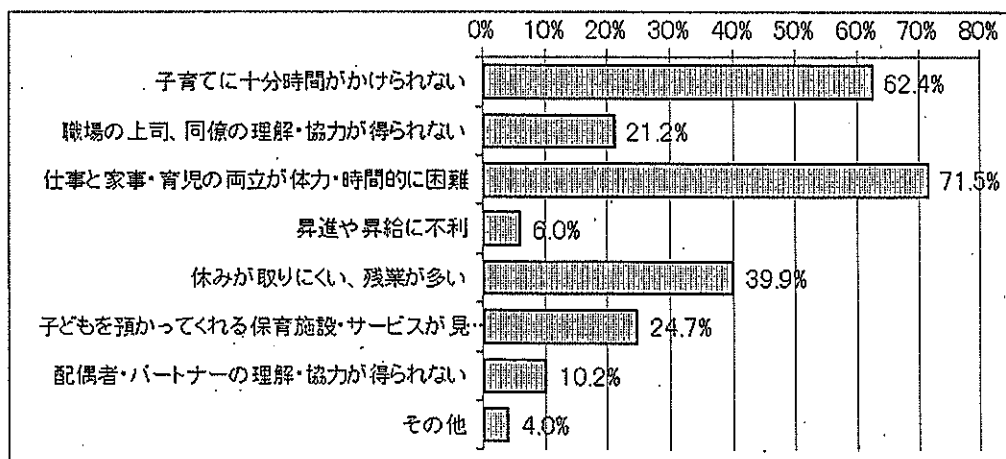


（資料）労働条件実態調査 滋賀県 平成25年（2013年）

【子育てと仕事を両立する上での問題点に対する意識】

平成25年度子育てに関する県民意識調査によると、子育てをしながら働く上での問題点については、回答者の71.5%が「仕事と家事・育児等の両立が困難」、次いで62.4%が「子育てに十分な時間をかけることができない」と考えています。

子育てしながら働く上での問題点

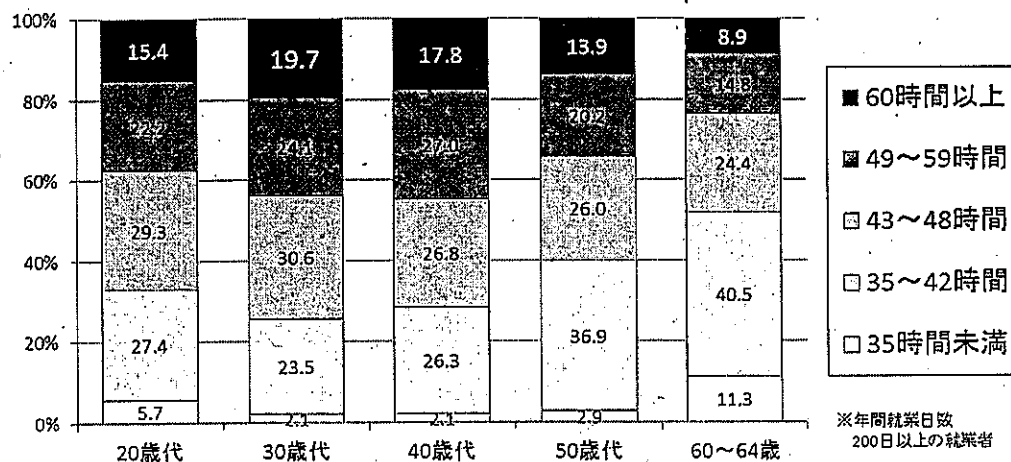


（資料）子育てに関する県民意識調査 滋賀県 平成25年（2013年）

【男性の長時間労働】

男性の就業時間は、子育て期にあたる30歳代で週60時間以上が19.7%を占めており、他の年代と比較しても高くなっています。

男性の年齢階級別1週間の就業時間（滋賀県）

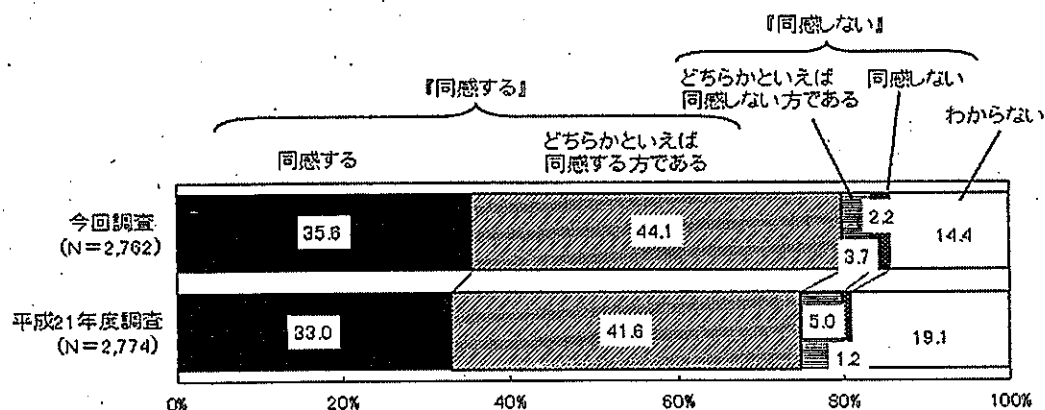


（資料）就業構造基本調査 総務省 平成24年（2012年）

【ワーク・ライフ・バランスについての意識】

男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査では、多様な働き方が選択でき、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれるという考え方に同感する人（「同感する」と「どちらかといえば同感する方である」の計）の割合が、平成26年度では79.7%となり、平成21年度と比較して5.1ポイント上昇しています。

ワーク・ライフ・バランスについての意識



（資料）男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査 滋賀県 平成26年（2014年）

子ども・若者の育ち

(1) 子どもの生きる力を育む家庭・地域・学校教育の充実

県民、地域の団体、企業、行政など様々な主体が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たしながら協働して、地域で子育て・子育てを支える環境づくりを進めていく必要があります。

また、少子化の進行、グローバル化や高度情報化の進展など、著しく変化する社会の中で、子どもの確かな学力、豊かな心、健やかな体を培い、明日の滋賀を担う自立したたくましい人を育てることは、変わることのない教育の大きな使命であり、滋賀の豊かな自然や文化を生かし、子どもの生きる力の一層の育成を図っていく必要があります。

【しがの子ども意識実態調査について】

滋賀県では、平成26年度に県内の小学5年生、中学2年生、高校2年生各1,500人を対象に、家庭での生活、学校での生活、地域などでの生活、日ごろの考え方や意識、将来のこと等に関する「しがの子ども意識実態調査」を実施しました。

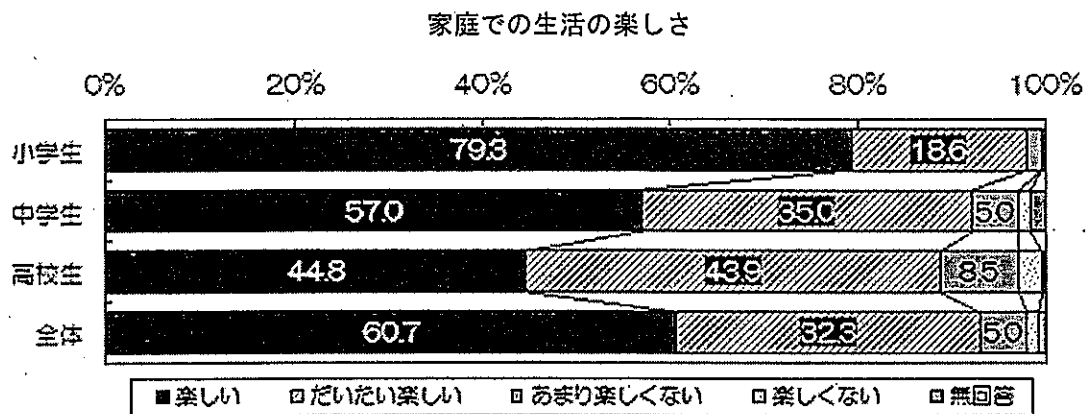
《家庭での生活習慣について》

- ・家庭生活が「楽しい」子どもは、「朝のあいさつを毎日する」が約6割、「保護者との会話が足りている」が約7割と高く、下校後多くの時間を使うのは、「家庭学習や塾・習いごと」が約5割と最も高くなっています。
- ・家庭生活が「楽しくない」子どもは、「保護者との会話が足りている」が約4割で、「楽しい」子どもの約半分になっています。下校後多くの時間を使うのは、「携帯電話の使用」が約6割で、使用時間は2時間以上が約6割となっています。

①家庭での生活の楽しさ

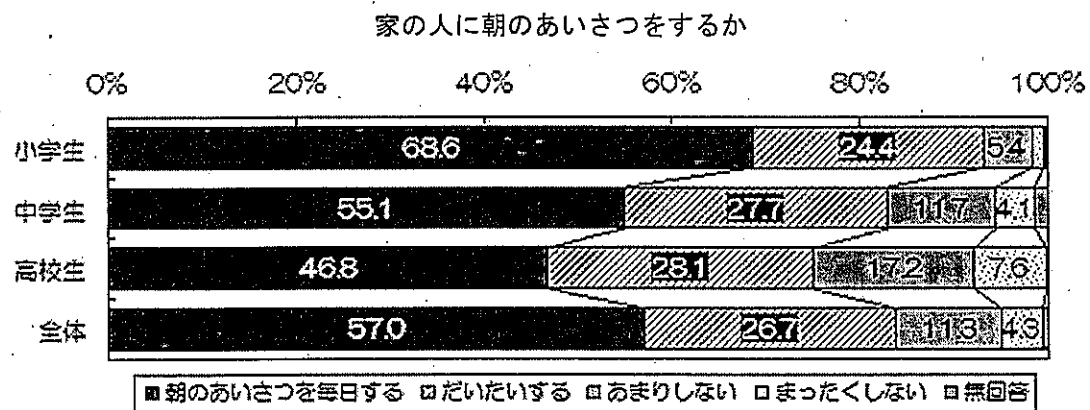
家庭での生活が「楽しい」または「だいたい楽しい」と感じている子どもの割合は、小学生97.9%、中学生92.0%、高校生88.7%、全体では93.0%でした。

「楽しい」と感じる子どもの割合は、年齢が上がるにつれ低下する傾向が見られます。

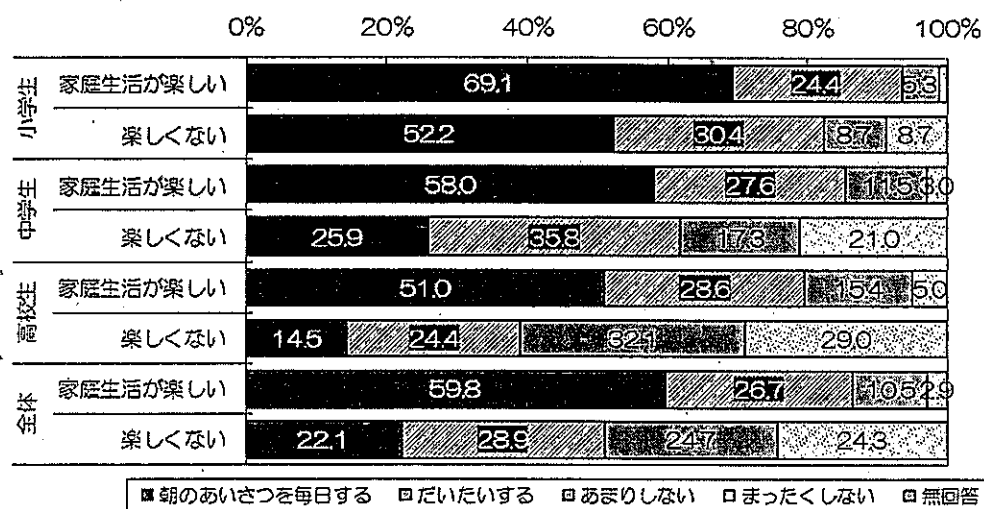


②朝のあいさつ

家の人に朝のあいさつをするかについて、「毎日する」または「だいたいする」と答えた割合は、小学生 93.0%、中学生 82.8%、高校生 74.9%で、全体では 83.7%でした。

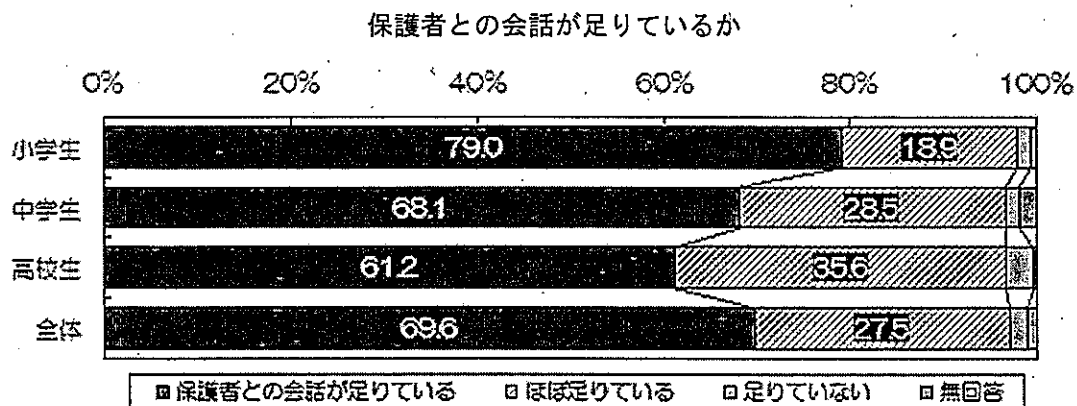


対象者全体で、家庭生活が「楽しい」（「楽しい」と「だいたい楽しい」の計。以下同じ）子どもでは 59.8%が朝のあいさつを「毎日する」と回答しているのに対し、家庭生活が「楽しくない」（「あまり楽しくない」と「楽しくない」の計。以下同じ）子どもでは、その割合は 22.1%となっています。家庭生活を楽しんでいる子どもは、日常的にあいさつをする傾向が見られます。

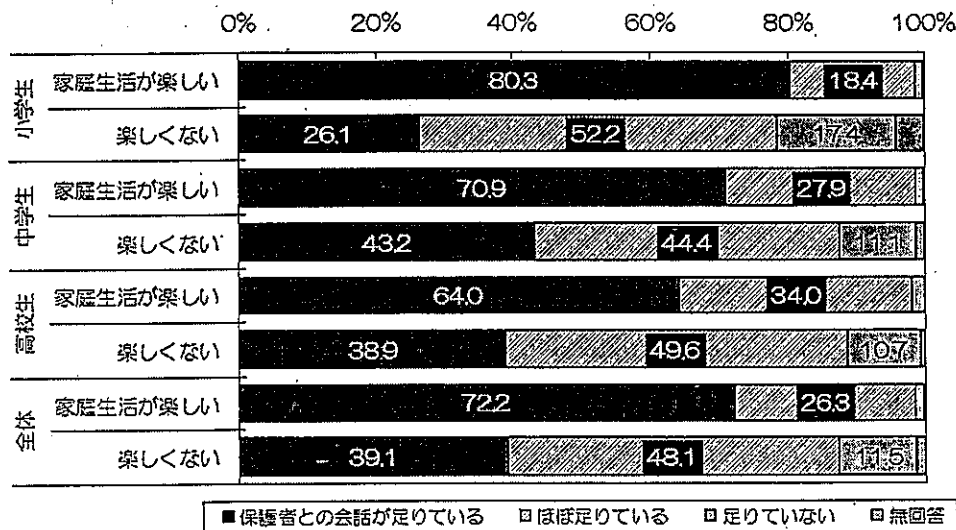


③保護者との会話

保護者との会話について、「足りている」または「ほぼ足りている」と感じている割合は、小・中・高校生のいずれも 90%を超えています。また、「足りている」と感じている割合だけだと、小学生 79.0%、中学生 68.1%、高校生 61.2%となっており、年齢が上がるにつれ低下する傾向が見られます。



対象者全体で、家庭生活が「楽しい」子どもでは 72.2%が「保護者との会話が足りている」と回答しているのに対し、家庭生活が「楽しくない」子どもではその割合は 39.1%となっています。家庭での生活が楽しいと感じている子どもは、保護者との会話が足りていると考えている割合が高くなっています。



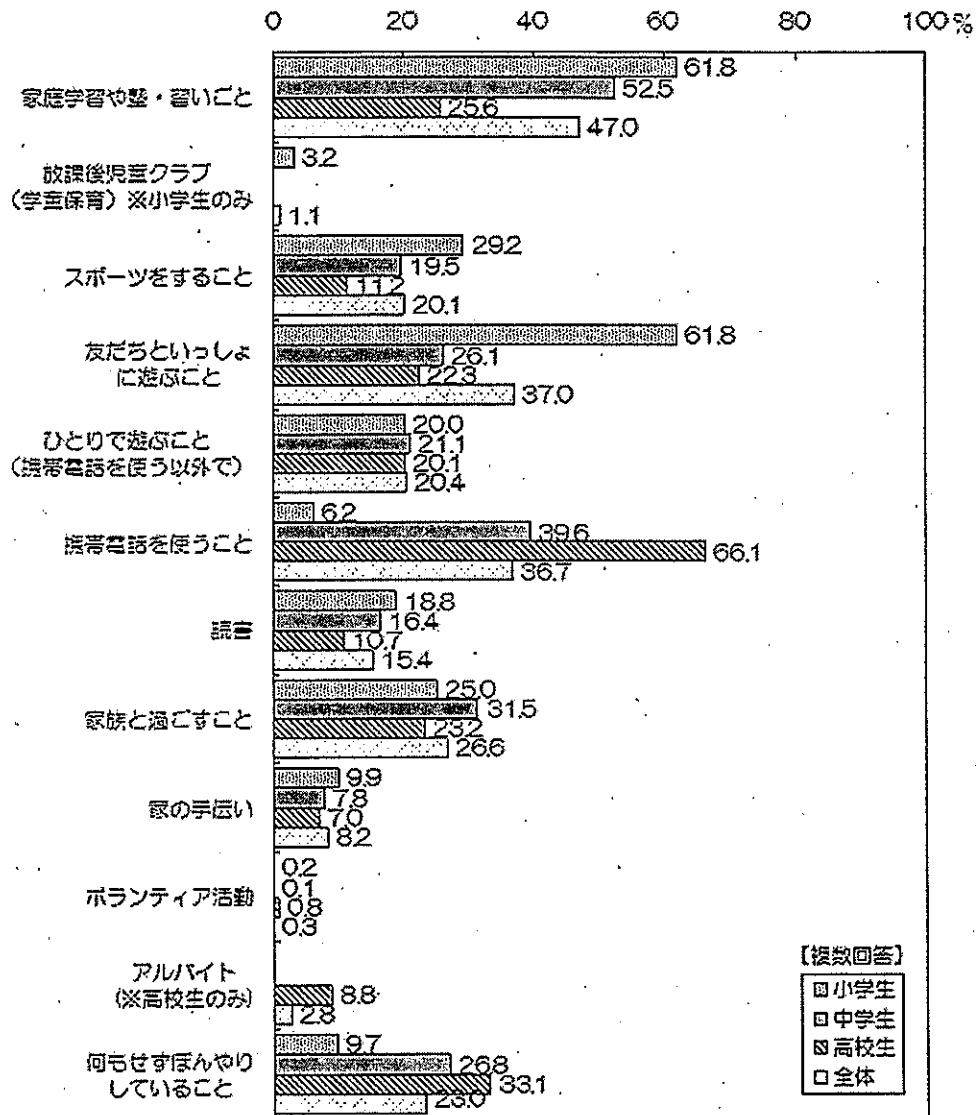
④学校がある日の下校後の時間の使い方

学校がある日の下校後、どのようなことに多く時間を使うかについて、全体では、「家庭学習や塾・習いごと」が 47.0%と最も多く、次いで「友だちといっしょに遊ぶこと」が 37.0%、「携帯電話を使うこと」が 36.7%となっています。

小学生では、「家庭学習や塾・習いごと」、「友だちといっしょに遊ぶこと」が 61.8%と最も多く、次いで「スポーツをすること」が 29.2%。中学生では、「家庭学習や塾・習いごと」が 52.5%と最も多く、次いで「携帯電話を使うこと」が 39.6%、「家族と過ごすこと」が 31.5%。高校生では、「携帯電話を使うこと」が 66.1%と最も多く、次いで「何もせずぼんやりしていること」が 33.1%、「家庭学習や塾・習いごと」が 25.6%となっています。

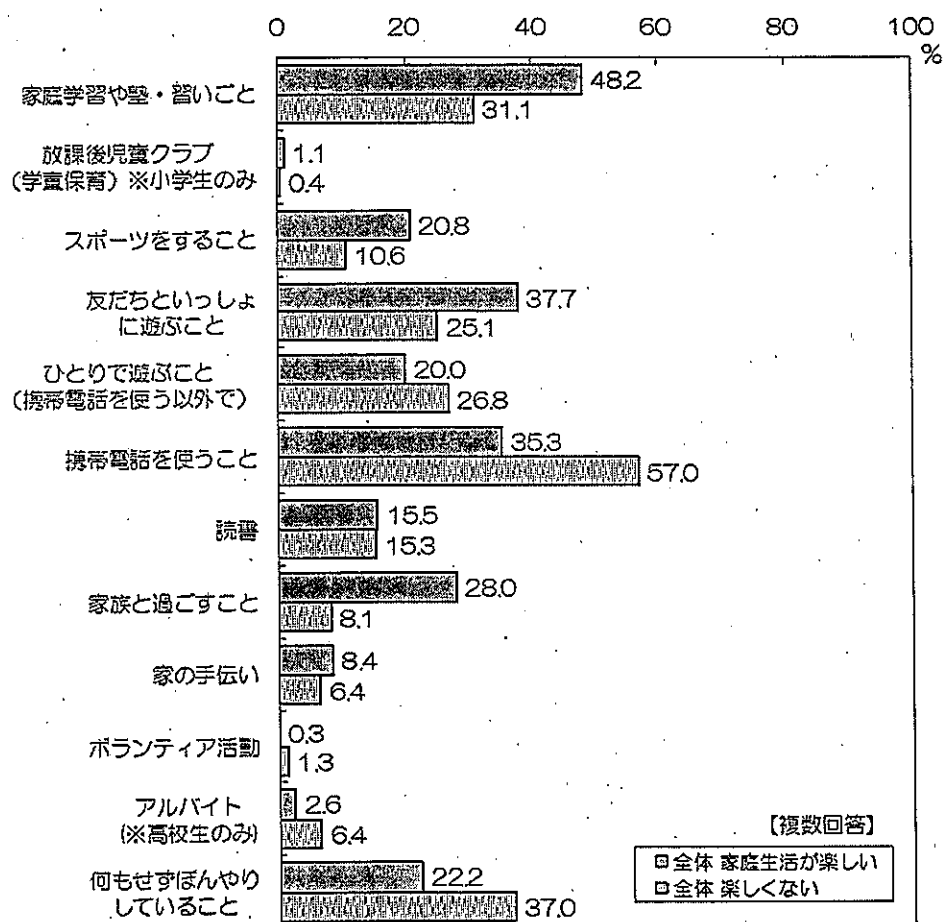
年齢が上がるにつれ、「携帯電話を使うこと」と答える割合が高くなっています。

学校がある日の下校後の時間の使い方（複数回答）



学校がある日の下校後、どのようなことに多く時間を使うかについて、家庭生活が「楽しい」子どもでは、「家庭学習や塾・習いごと」が48.2%と最も多く、次いで「友だちといっしょに遊ぶこと」が37.7%、「携帯電話を使うこと」が35.3%となっています。

家庭生活が「楽しくない」子どもでは、「携帯電話を使うこと」が57.0%と最も多く、次いで「何もせずぼんやりしていること」が37.0%、「家庭学習や塾・習いごと」が31.1%となっています。

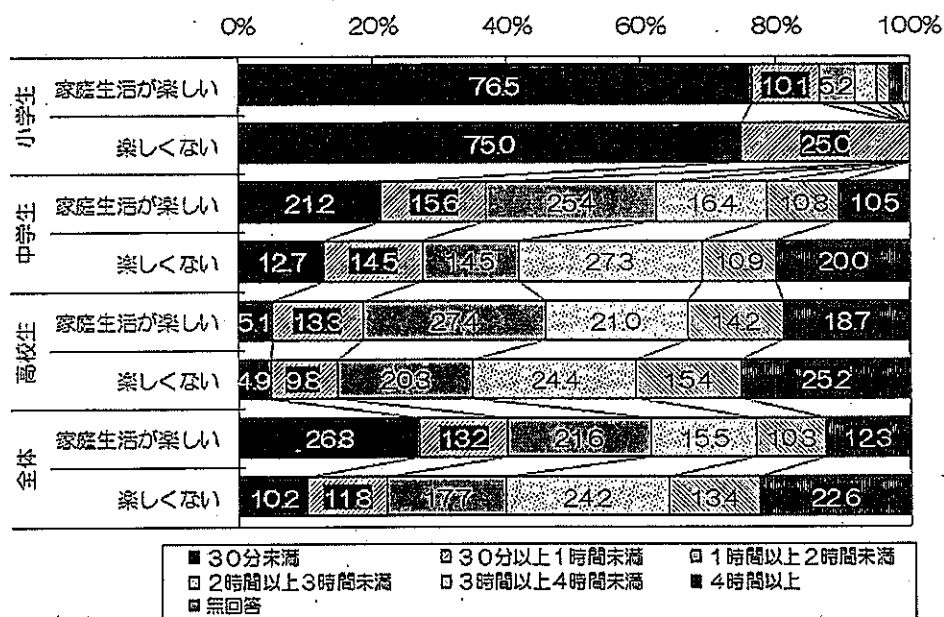


⑤携帯電話の使用時間

携帯電話の使用時間については、年齢が上がるにつれ長くなっていく傾向が見られます。

さらに、家庭生活が「楽しい」子どもと、「楽しくない」子どもを比較すると、特に中学生、高校生において、家庭生活が「楽しくない」子どものほうが、携帯電話の使用時間が長くなる傾向が見られます。

携帯電話（スマートフォンを含む）を持っている子どもの
1日の使用時間

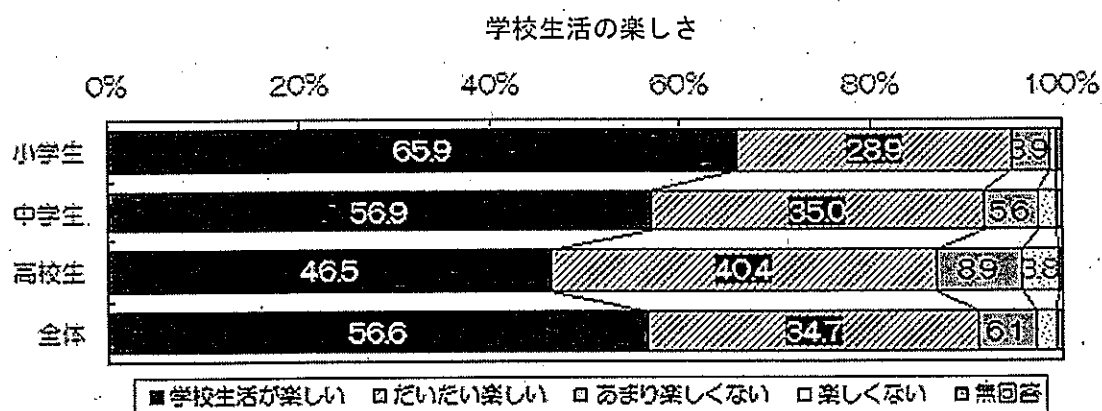


《学校での生活について》

- ・学年が上がるにつれて、学校生活が「楽しい」は低くなります。
- ・また、学校生活が「楽しい」子どもも「楽しくない」子どもも、学校生活の中では「友だちと遊んだり話したりすること」を楽しんでいる割合が最も高くなっています。
- ・学校生活でいやだと思うことについては、学校生活が「楽しい」子どもでは「とくにない」が最も高く、「楽しくない」子どもでは「授業を受けること」が最も高くなっています。
- ・学校生活が「楽しい」子どもは、友だちが「たくさんいる」と答える割合も高くなっています。

①学校生活の楽しさ

学校生活が「楽しい」または「だいたい楽しい」と感じているのは、小学生 94.8%、中学生 91.9%、高校生 86.9%、全体では 91.3%でした。



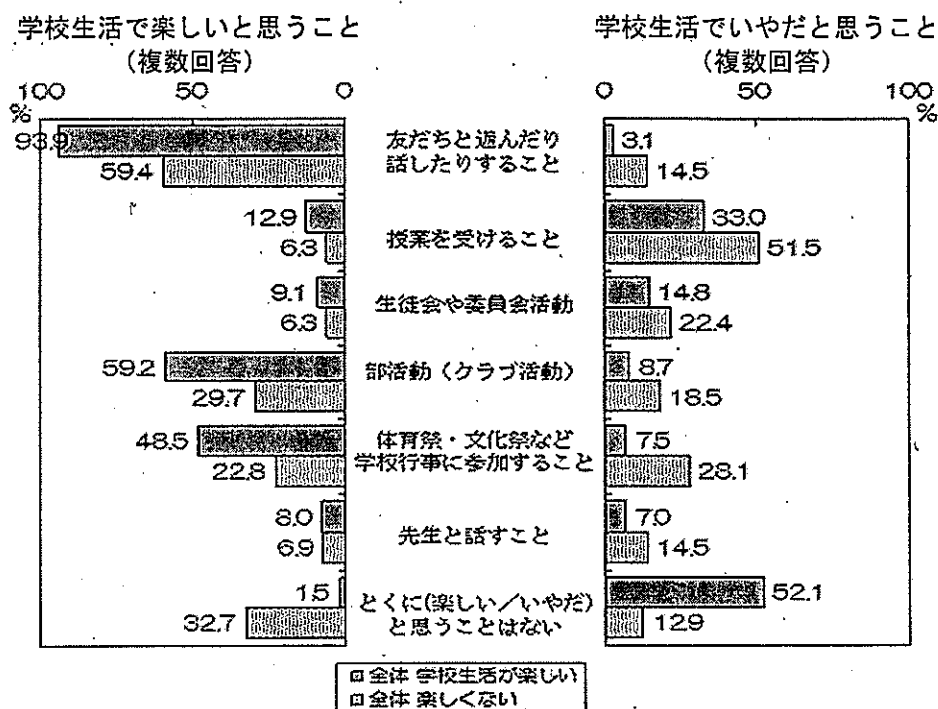
②学校生活の楽しいこと・いやなこと

「学校生活で楽しいと思うこと」について、学校生活が「楽しい」（「楽しい」と「だいたい楽しい」の計。以下同じ）子どもでは「友だちと遊んだり話したりすること」が 93.9%と最も高く、次いで「部活動」が 59.2%、「体育祭・文化祭など学校行事に参加すること」が 48.5%となっています。

一方、学校生活が「楽しくない」（「あまり楽しくない」と「楽しくない」の計。以下同じ）子どもでは、「友だちと遊んだり話したりすること」が 59.4%と最も高く、次いで「とくに楽しいと思うことはない」が 32.7%、「部活動」が 29.7%となっています。

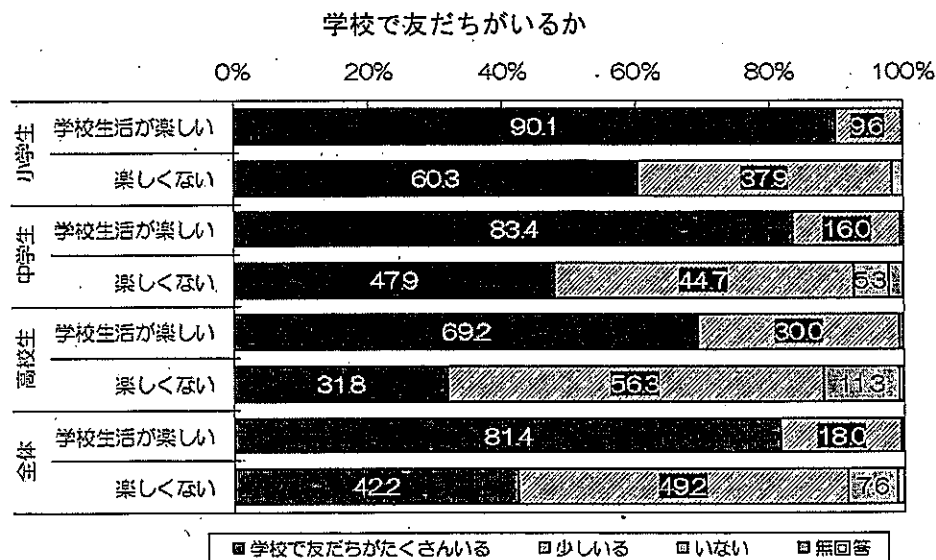
「学校生活でいやだと思うこと」について、学校生活が「楽しい」子どもでは、「とくにいやだと思うことはない」が 52.1%と最も高く、次いで「授業を受けること」が 33.0%、「生徒会や委員会活動」が 14.8%となっています。

一方、学校生活が「楽しい」子どもでは、「授業を受けること」が51.5%と最も高く、次いで「体育祭・文化祭など学校行事に参加すること」が28.1%、「生徒会や委員会活動」が22.4%となっています。



③友だちについて

対象者全体で、「学校で友だちがたくさんいる」と回答した割合は、学校生活が「楽しい」子どもでは81.4%、「楽しくない」子どもでは42.2%となっており、学校生活が「楽しい」子どもの方が、友だちがたくさんいると感じる割合も高くなっています。

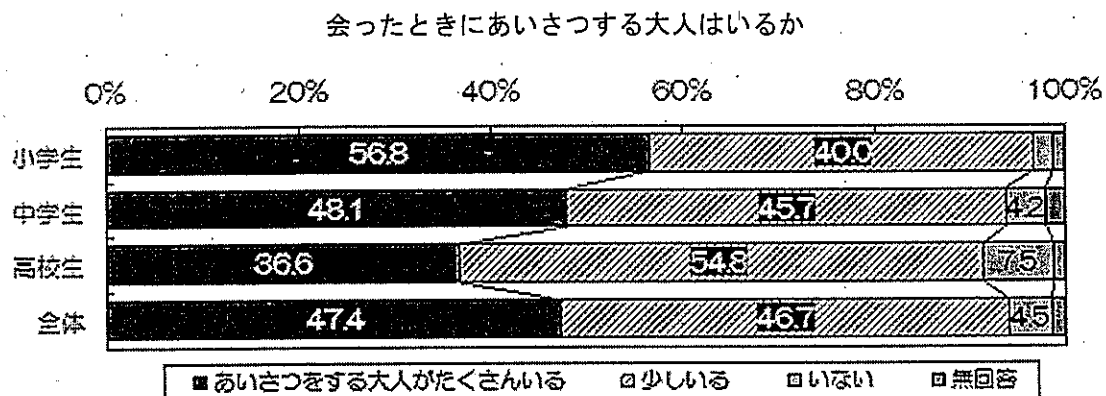


《地域などでの生活について》

- ・近所に「あいさつする大人がたくさんいる」は、学年が上がるにつれて低くなっています。どの年代においても、あいさつする大人が多いほど、ボランティア活動への興味が高くなる傾向が見られます。

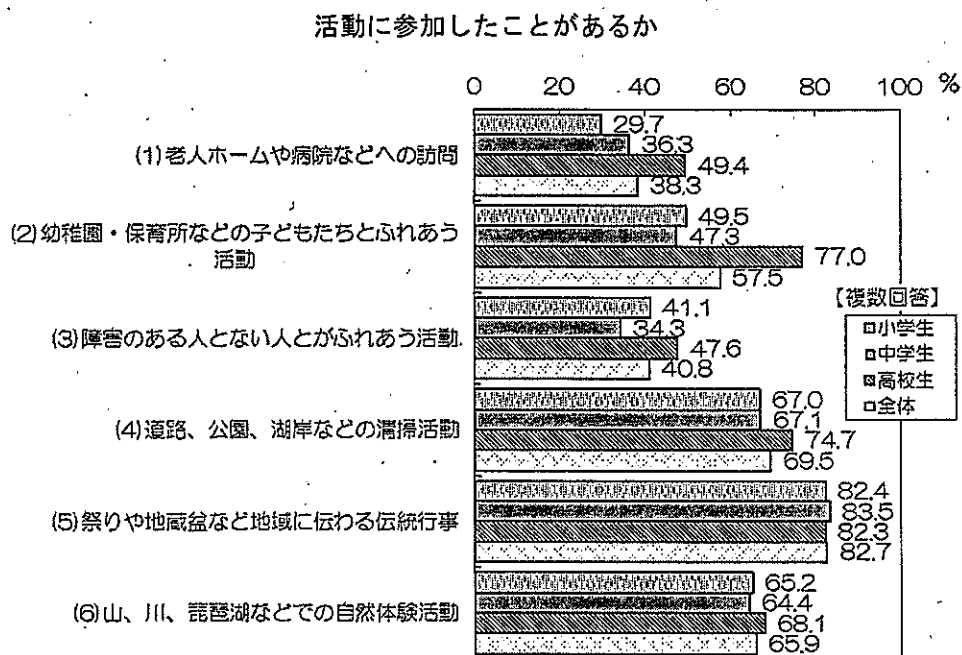
①近所であいさつをする大人

近所に、会ったときにあいさつをする大人いるかどうかについて、全体では47.4%が「たくさんいる」と答えています。「たくさんいる」と答えている割合は、小学生では56.8%、中学生では48.1%、高校生では36.6%となっており、年齢が上がるにつれ割合が低下する傾向が見られます。



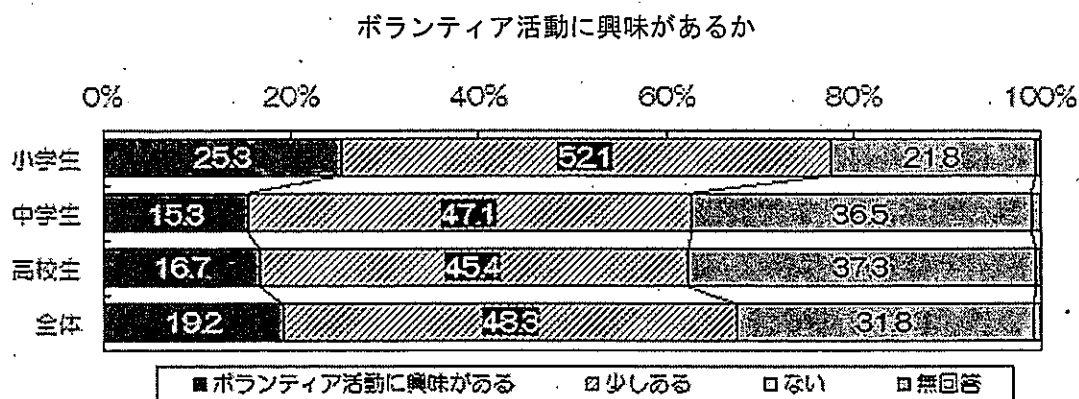
②地域などでの活動への参加

地域などでの活動へ参加した経験について、全体で見ると「祭りや地蔵盆など地域に伝わる伝統行事」が 82.7%で最も高く、次いで「道路、公園、湖岸などの清掃活動」が 69.5%、「山、川、琵琶湖などでの自然体験活動」が 65.9%となっています。

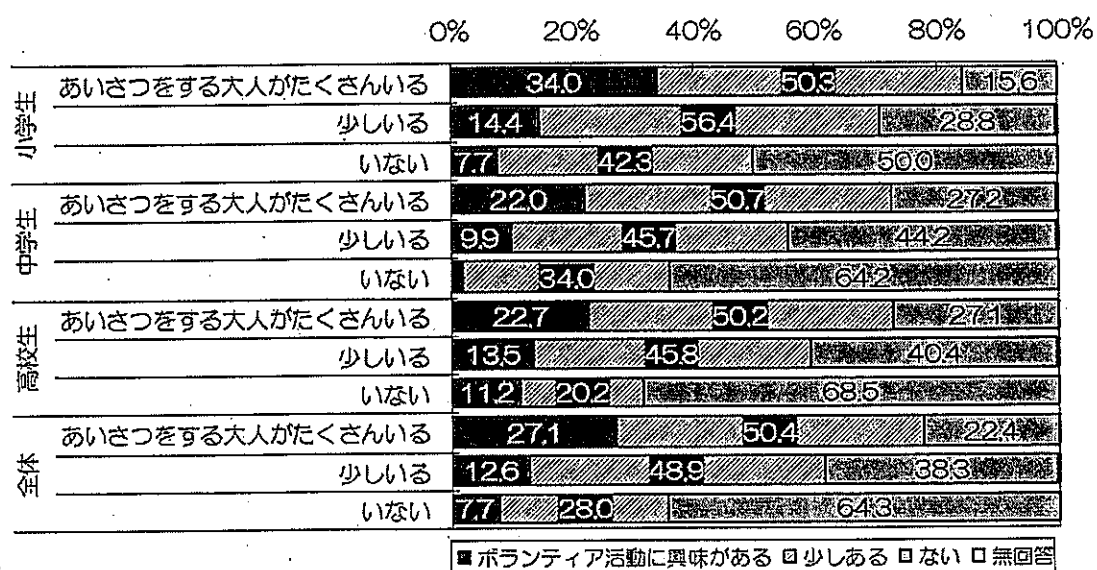


③ボランティア活動への興味

ボランティア活動への興味について、「ある」または「少しある」と答えた割合は、全体では 67.5%で、小学生では 77.4%、中学生では 62.4%、高校生では 62.1%となっています。



また、近所に会ったときにあいさつをする大人いるかどうかで比較すると、どの年代においても、あいさつする大人が多いほど、ボランティア活動への興味も高くなる傾向が見られます。



《日ごろの考え方や意識について》

- ・「どのようなときに充実しているか」は、家庭生活・学校生活ともに「楽しい」子どもも「楽しくない」子どもも、上位3項目は「友だちといるとき」「スポーツや趣味に打ち込んでいるとき」「だれかのために役立つことをしているとき」の順で高く、人や社会と関わる場面で充実感を感じている姿が見られます。
- ・家庭生活が「楽しくない」子どもは、「家族といるとき」に充実を感じる割合が低く、家庭生活が「楽しい」子どもと比べ、26.3ポイントの差があります。
- ・学校生活が「楽しくない」子どもでは、「楽しい」子どもと比べ、「他人にわずらわされず、ひとりでいるとき」「ゲーム機等で遊んでいるとき」など、人と関わりの少ない項目で、充実を感じる割合が高くなっています。

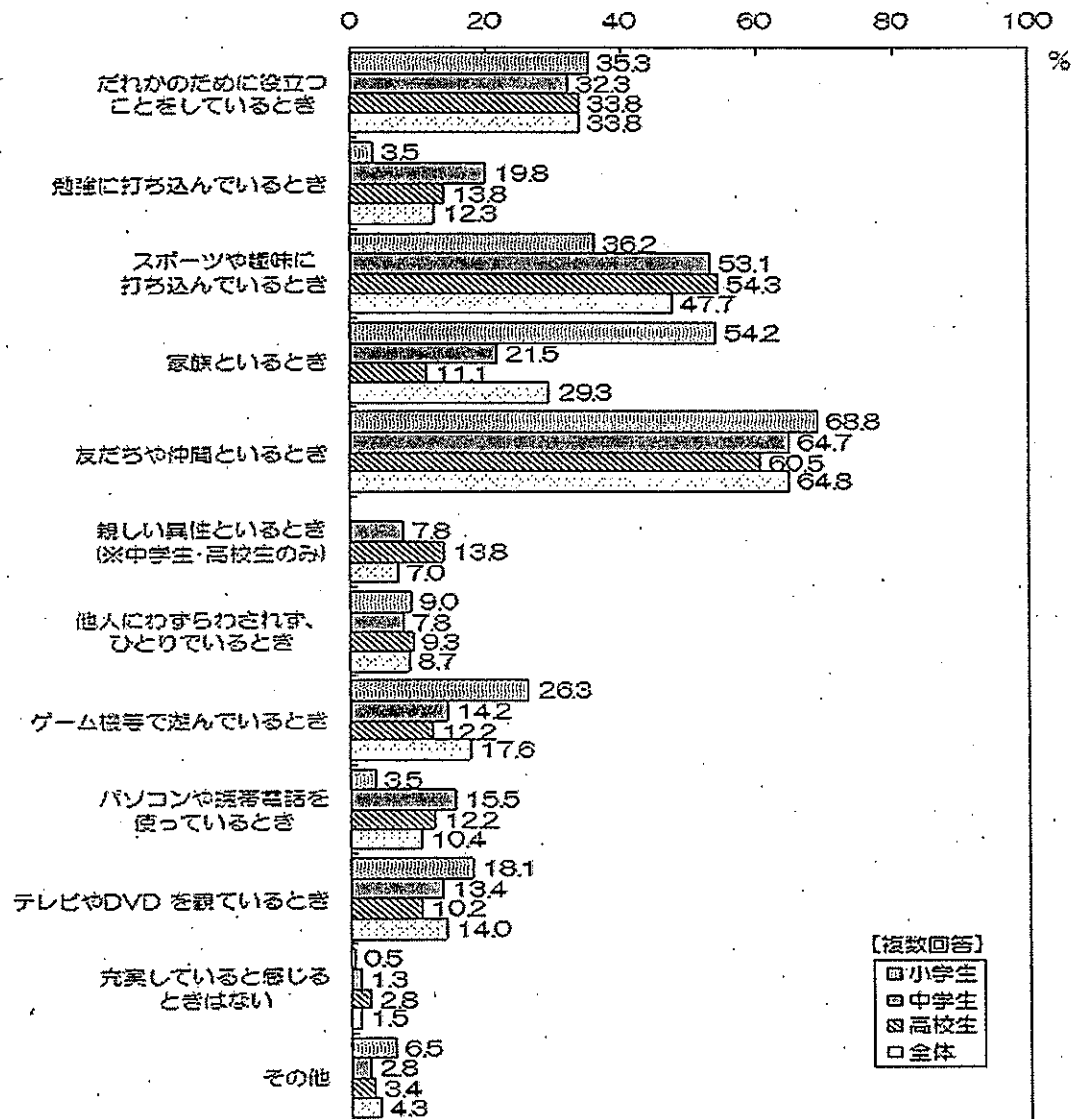
①充実している（幸せだ）と感じるとき

どのようなときに充実している（小学生では「幸せだ」）と感じるかについて、全体では、「友だちや仲間といるとき」が64.8%と最も高く、次いで「スポーツや趣味に打ち込んでいるとき」が47.7%、「だれかのために役立つことをしているとき」が33.8%となっています。

小学生では、「友だちや仲間といるとき」が68.8%と最も高く、次いで「家族といるとき」が54.2%、「スポーツや趣味に打ち込んでいるとき」が36.2%となっています。

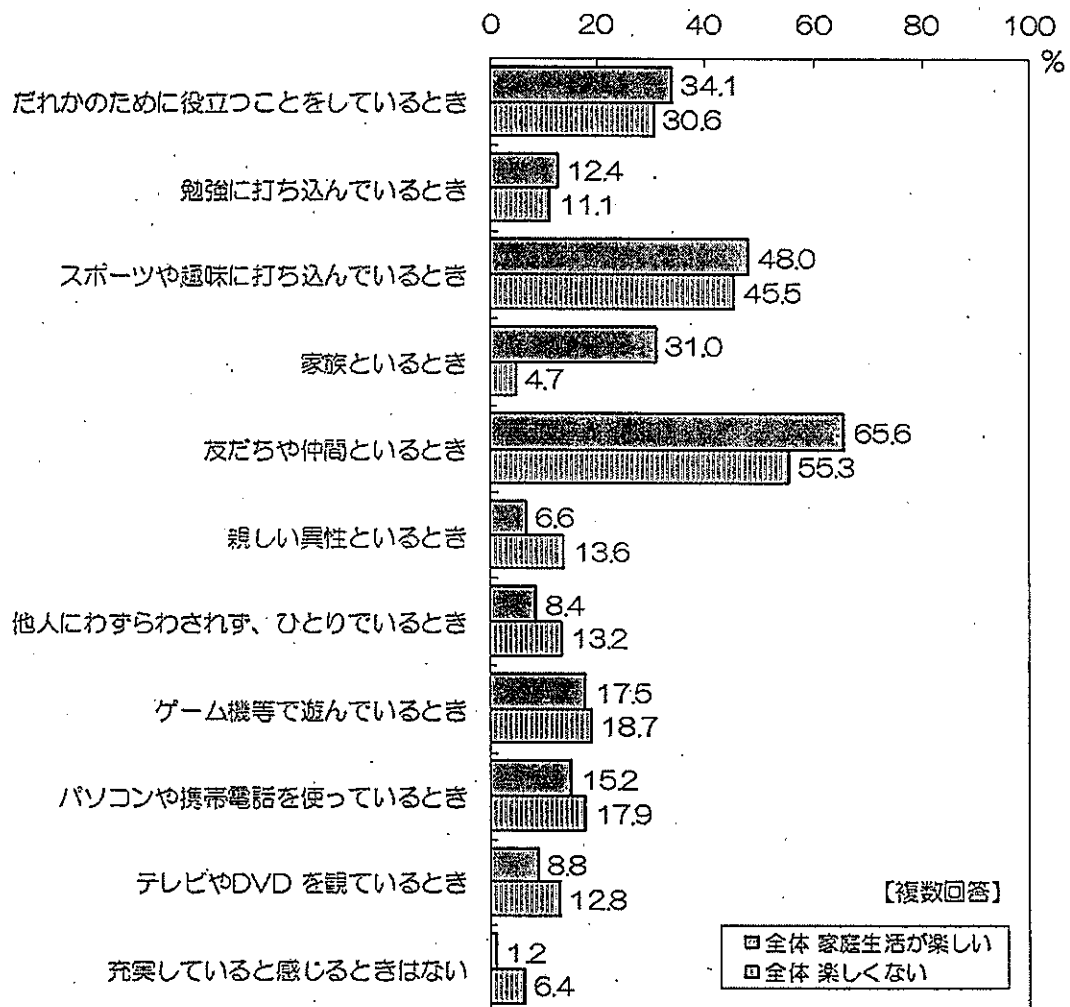
中学生、高校生では、「友だちや仲間といるとき」がそれぞれ64.7%、60.5%と最も高く、次いで「スポーツや趣味に打ち込んでいるとき」が53.1%、54.3%、「だれかのために役立つことをしているとき」が32.3%、33.8%となっています。

どのようなときに充実している（幸せだ）と感じるか（複数回答）



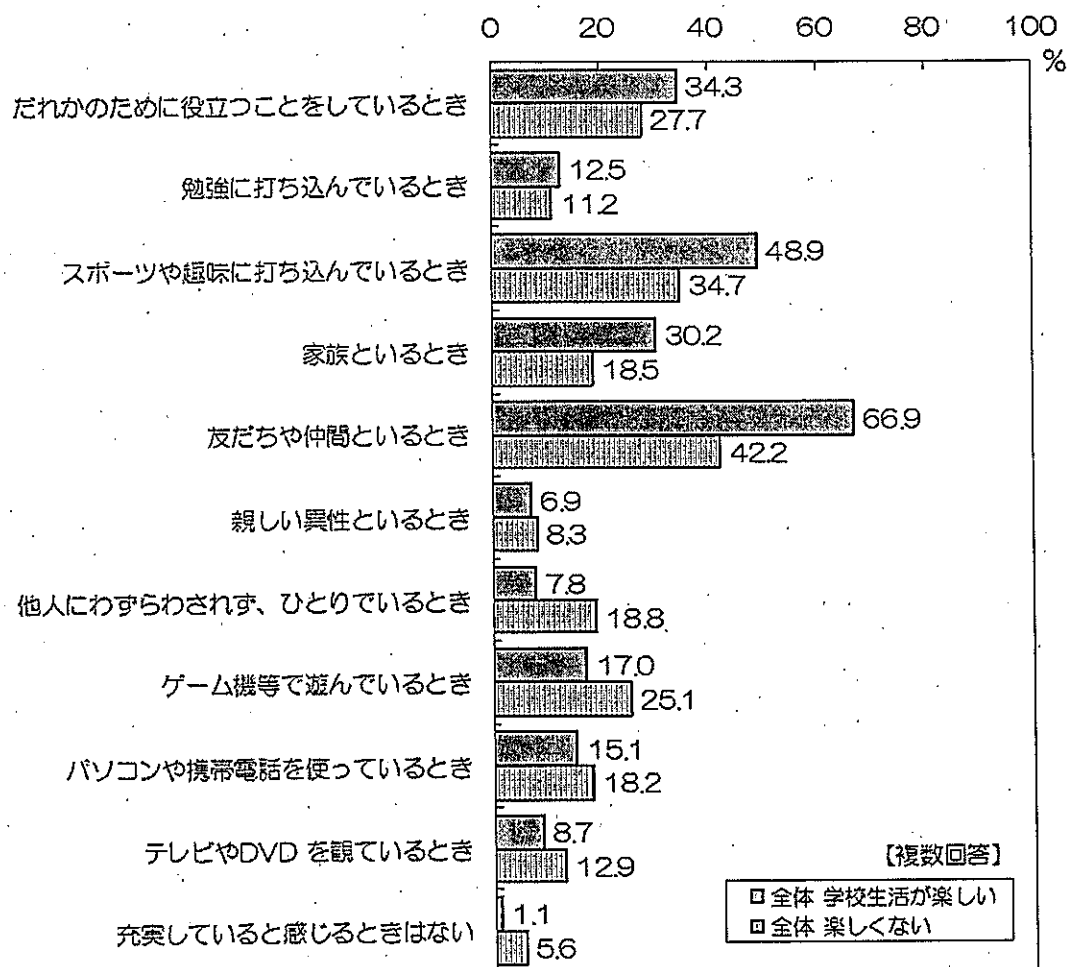
家庭生活が「楽しい」子どもと「楽しくない」子どもとで、上位の3項目について大きな差は見られません。

「家族といるとき」と回答した割合は、家庭生活が「楽しい」子どもでは31.0%である一方、家庭生活が「楽しくない」子どもでは4.7%と顕著な差が見られます。



学校生活が「楽しい」子どもと「楽しくない」子どもとで、上位の3項目は同じですが、いずれも学校が「楽しい」子どものほうが、回答の割合が高くなっています。

学校生活が「楽しい」子どもでは、「楽しくない」子どもと比べ、人と関わることが多い項目でより充実していると感じる割合が高くなっています。逆に学校生活が「楽しくない」子どもでは、「他人にわずらわされず、ひとりでいるとき」「ゲーム機等で遊んでいるとき」など、人と関わりが少ない項目で、充実していると感じる割合が高くなっています。



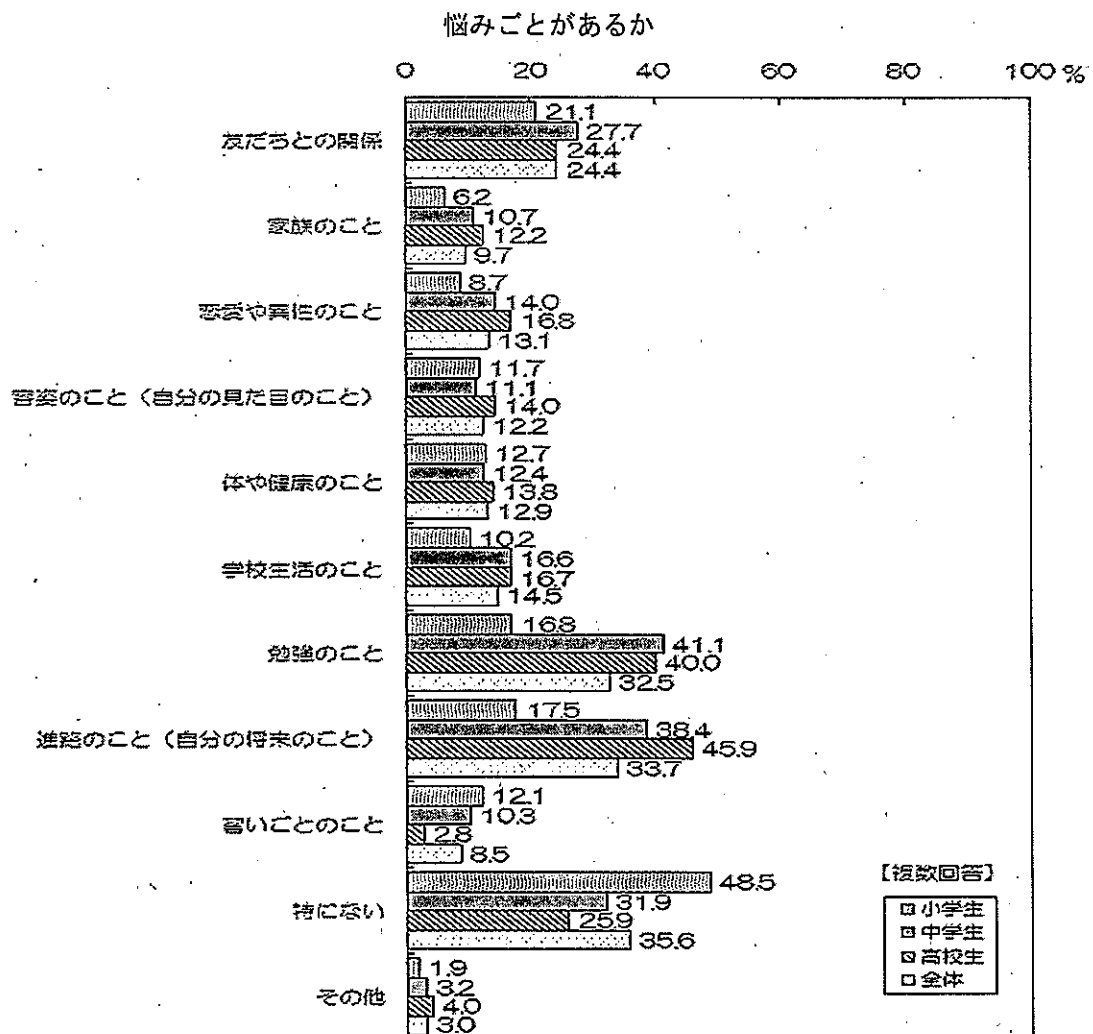
②悩みごと

悩みごとがあるかについて、全体では、「特にない」が35.6%と最も高く、次いで「進路のこと（小学生では「自分の将来のこと」）」が33.7%、「勉強のこと」が32.5%となっています。

小学生では、「特にない」が48.5%と最も高く、次いで「友だちとの関係」が21.1%、「自分の将来のこと」が17.5%となっています。

中学生では、「勉強のこと」が41.1%と最も高く、次いで「進路のこと」が38.4%、「特にない」が31.9%となっています。

高校生では、「進路のこと」が45.9%と最も高く、次いで「勉強のこと」が40.0%、「特にない」が25.9%となっています。



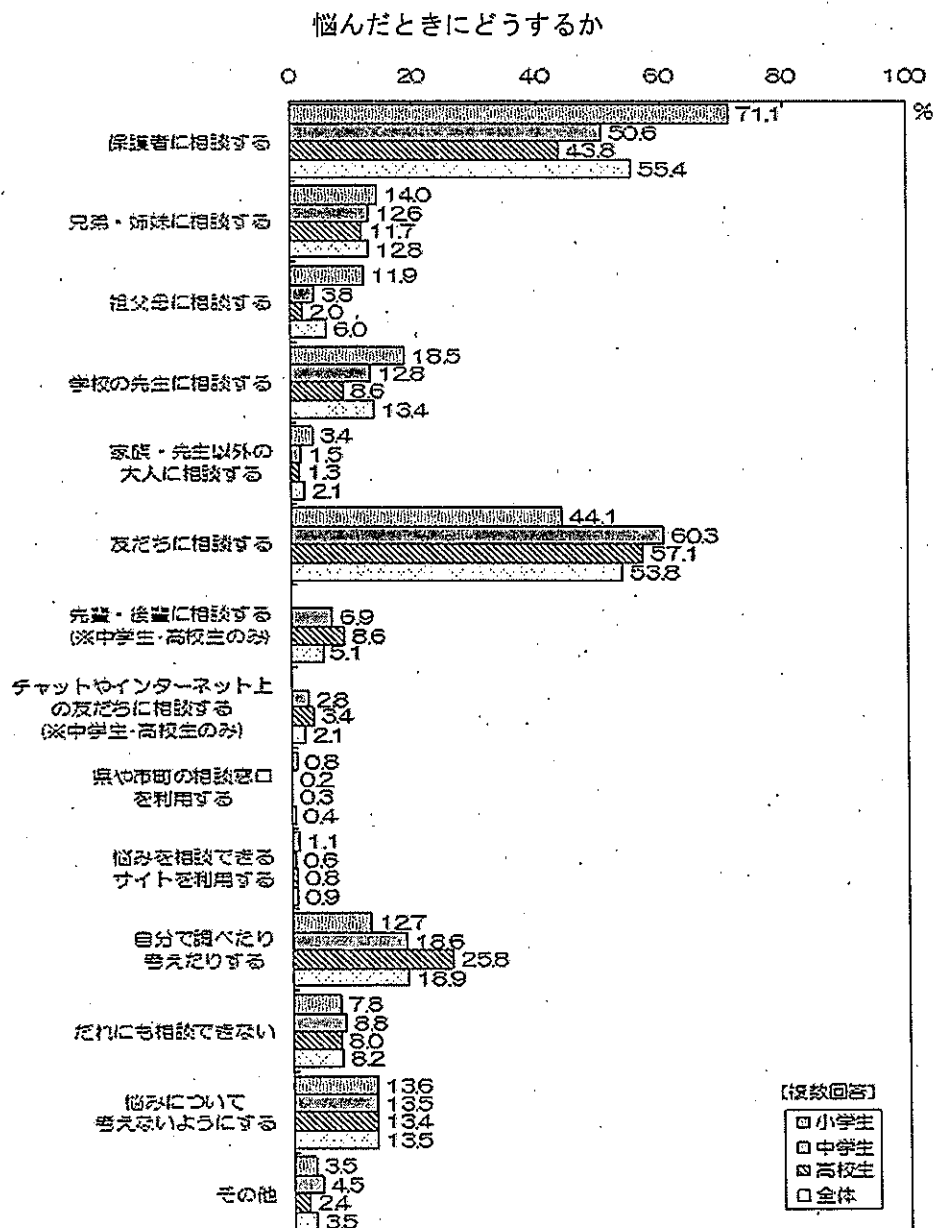
③悩んだときどうするか

悩んだときにどうするかについて、全体では、「保護者に相談する」が55.4%と最も高く、次いで「友だちに相談する」が53.8%、「自分で調べたり考えたりする」が18.9%となっています。

小学生では、「保護者に相談する」が71.1%と最も高く、次いで「友だちに相談する」が44.1%、「学校の先生に相談する」が18.5%となっています。

中学生、高校生では、「友だちに相談する」がそれぞれ60.3%、57.1%と最も高く、次いで「保護者に相談する」が50.6%、43.8%、「自分で調べたり考えたりする」が18.6%、25.8%となっています。

また、「誰にも相談できない」が8.2%、「悩みについて考えないようにする」が13.5%となっています。



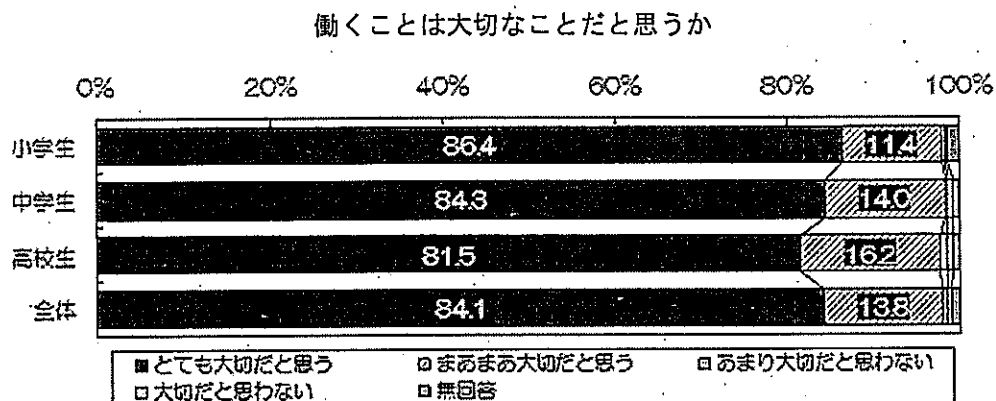
《将来のことについて》

- ・働くことは大切だと思うかについて、「とても大切だと思う」が84.1%で最も高くなっています。
- ・将来結婚したいと思うかについて、「結婚したい」と回答している割合は、小学生48.9%、中学生55.4%、高校生64.8%となっており、結婚の意識は年齢が上がるにつれ高くなっています。
- ・「結婚したい」と回答した割合は、家庭生活が楽しい子どもでは57.0%、楽しくない子どもでは46.0%で、小・中・高のいずれにおいても家庭生活が「楽しい」子どものほうが「結婚したい」と回答する割合が高くなっています。
- ・「将来子どもを持ちたい」と回答した割合についても、家庭生活が「楽しい」子どもは66.4%、「楽しくない」子どもは50.2%で、小・中・高のいずれにおいても家庭生活が「楽しい」子どものほうが「子どもを持ちたい」と回答する割合が高くなっています。
- ・将来結婚したら、家事や育児は「夫婦で分担すると思う」が64.0%と最も高くなっています。

①働くことの大切さ

働くことは大切だと思うかについて、全体では「とても大切だと思う」が84.1%で最も高くなっています。

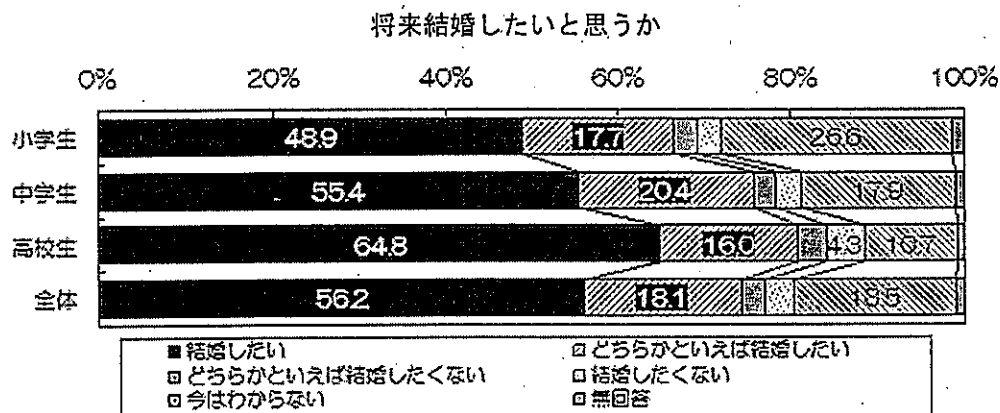
「とても大切だと思う」と答えている割合は、小学生で86.4%、中学生で84.3%、高校生で81.5%となっています。



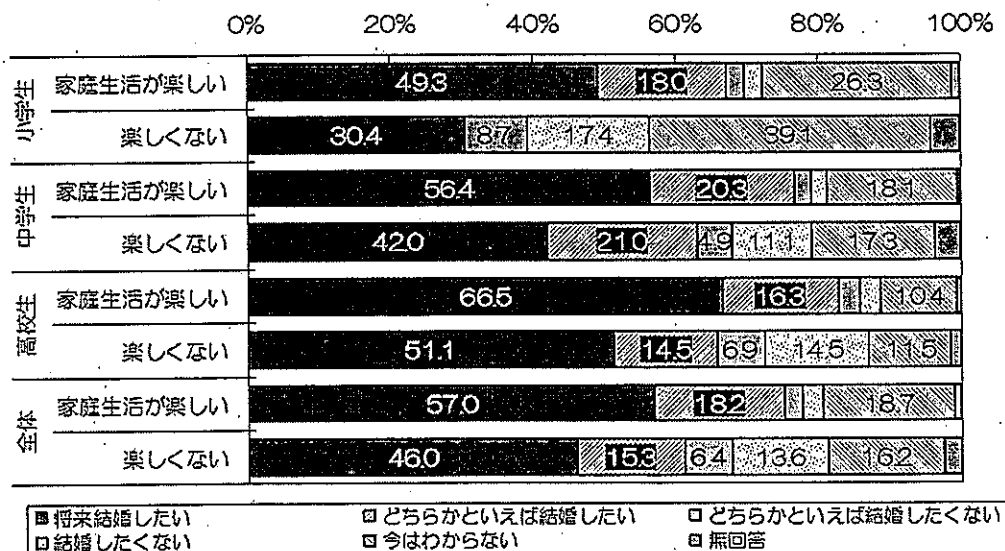
②将来結婚したいか

将来結婚したいと思うかについて、全体では「結婚したい」が56.2%で最も高くなっています。

「結婚したい」または「どちらかといえば結婚したい」と答えている割合は、全体では74.3%、小学生で66.6%、中学生で75.8%、高校生で80.8%となっています。



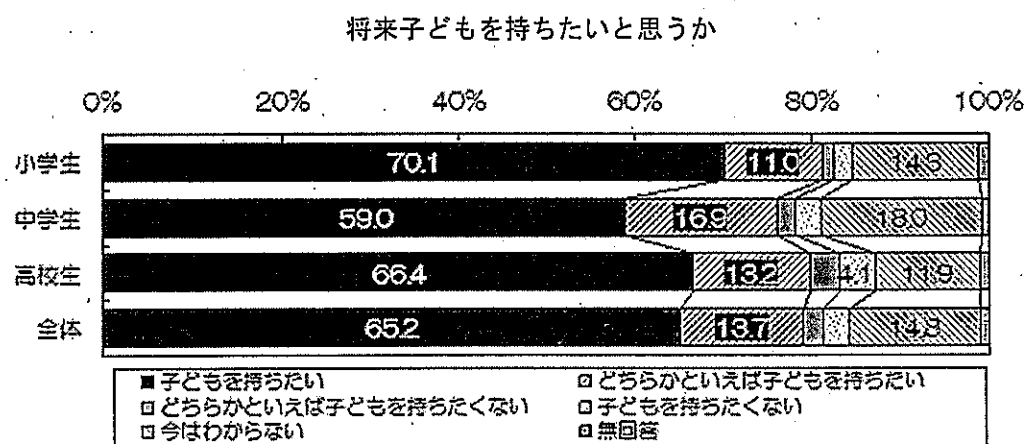
全体で、「将来結婚したい」と回答した割合は、家庭生活が「楽しい」子どもでは57.0%、「楽しくない」子どもでは46.0%となっています。どの年代で見ても、家庭生活が「楽しい」子どもの方が、「将来結婚したい」と答える割合が高くなっています。



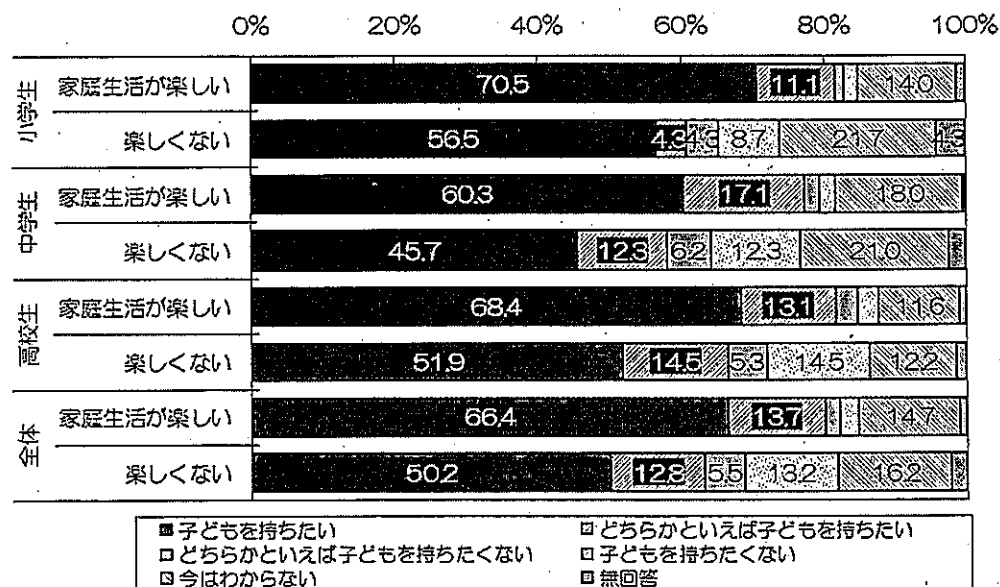
③将来子どもを持ちたいか

将来子どもを持ちたいと思うかについて、全体では「子どもを持ちたい」が65.2%で最も高くなっています。

「子どもを持ちたい」または「どちらかという子どもを持ちたい」と回答した割合は、全体では78.9%、小学生では81.1%、中学生では75.9%、高校生では79.6%となっています。



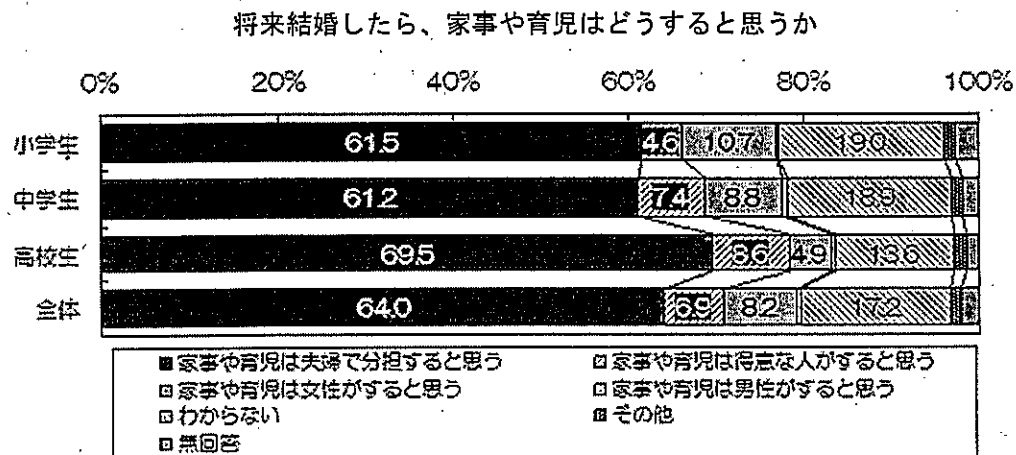
全体では「将来子どもを持ちたい」と回答した割合は、家庭生活が「楽しい」子どもでは66.4%、「楽しくない」子どもでは50.2%となっています。どの年代で見ても、家庭生活が「楽しい」子どもの方が、「子どもを持ちたい」と答える割合が高くなっています。



④将来結婚した時の家事や育児

将来結婚したら、家事や育児はどうするかについて、全体では、「家事や育児は夫婦で分担すると思う」が64.0%と最も高くなっています。

「家事や育児は夫婦で分担すると思う」と回答した割合は、小学生では61.5%、中学生では61.2%、高校生では69.5%となっています。



(2) 若者の社会的自立・職業的自立の促進

核家族化や地域におけるつながりの希薄化などにより、若者が地域で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会や場の減少が指摘されています。

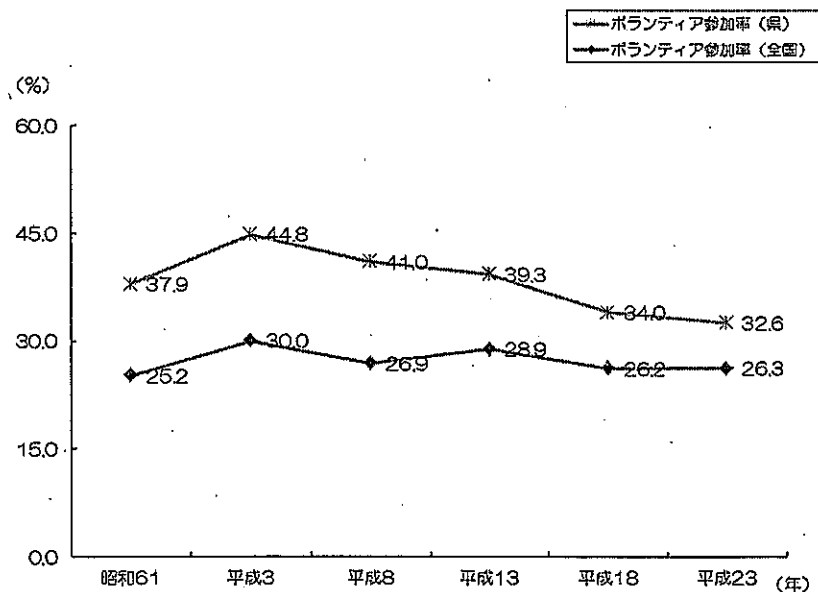
若者が主体的に地域社会と関わり、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、様々な体験をする機会や場の提供、人材の育成などの支援が求められています。

また、34歳以下の若者の完全失業率は他の年齢層と比べて高く、非正規雇用やニートが増加するなど、若者をめぐる雇用情勢は厳しい現状にあり、子どもの頃から勤労観や職業観を養うとともに、関係機関が連携しながら、若者に対する就労の支援を充実する必要があります。特に、就労が困難な若者に対しては、カウンセリングや就労体験など、よりきめ細かな支援が求められています。

【ボランティアへの参加】

本県のボランティア参加率は、全国値を上回って推移しているものの、平成3年度をピークに推移してきています。

ボランティア参加率の推移



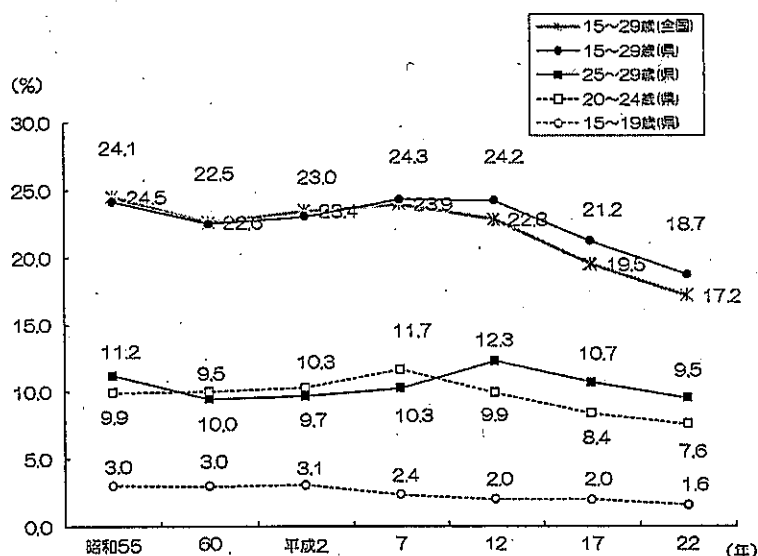
(資料) 社会生活基本調査 総務省

【労働力人口】

平成 22 年の滋賀県の若者人口（15～29 歳）は 233,775 人で、このうち労働力人口は 132,825 人（56.8%）となっており、その内訳は、15～19 歳が 11,324 人、20～24 歳が 53,839 人、25～29 歳が 67,662 人となっています。

総労働力人口に占める若者労働力人口（15～29 歳）の割合は、昭和 55 年から平成 12 年まではおおむね横ばいで推移していましたが、平成 17 年以降は、全国値を上回るものの減少傾向にあります。平成 22 年の割合は 18.7%で、これを年齢階級別にみると、15～19 歳が 1.6%、20～24 歳が 7.6%、25～29 歳が 9.5%となっています。

総労働力人口に占める若者労働力人口の割合の推移



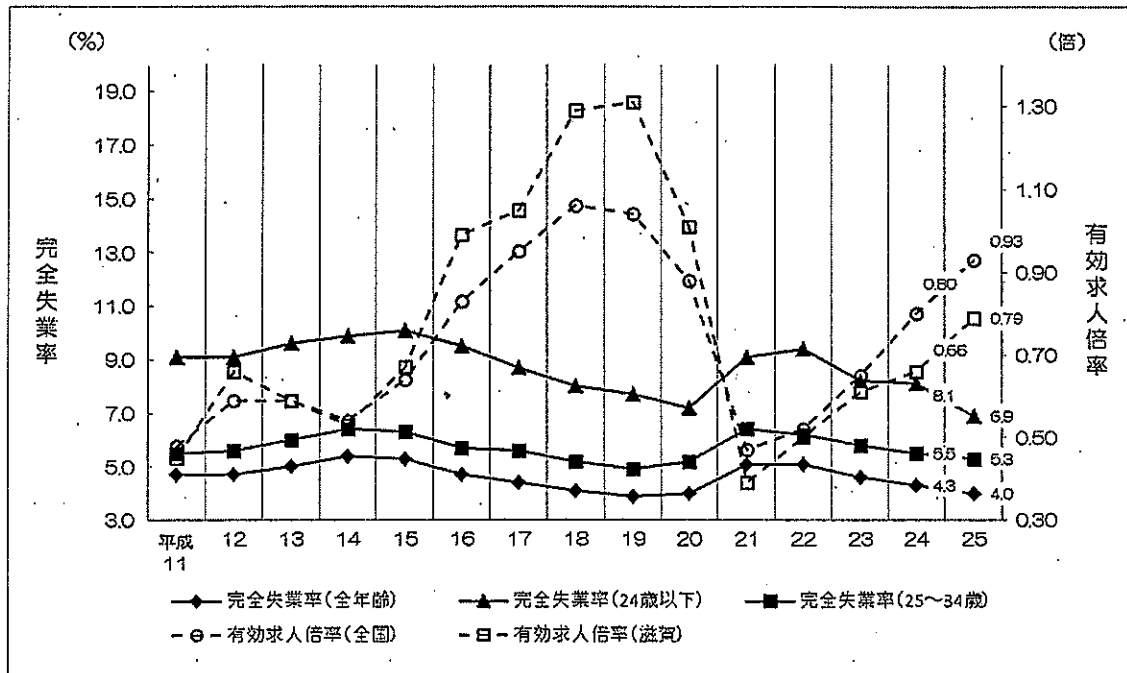
(資料) 国勢調査 総務省

【有効求人倍率（滋賀県）と完全失業率（全国）】

全国の完全失業率は、平成 20 年の世界経済の減速により上昇に転じた後、徐々に回復し、平成 25 年は 4.0%と、前年比 0.3 ポイント減となりました。全国の有効求人倍率についても、平成 21 年度には 0.47 倍まで悪化しましたが、平成 25 年度は 0.93 倍と改善しています。なお、滋賀県の有効求人倍率も全国と同様に、平成 25 年度は 0.79 倍と改善傾向にあります。

一方、34 歳以下の完全失業率は全年齢平均より高くなっており、若者の雇用情勢は依然として厳しい状況になっています。

有効求人倍率（滋賀県）および完全失業率（全国）推移



(資料) 一般職業紹介状況(職業安定業務統計) 厚生労働省
労働力調査 総務省

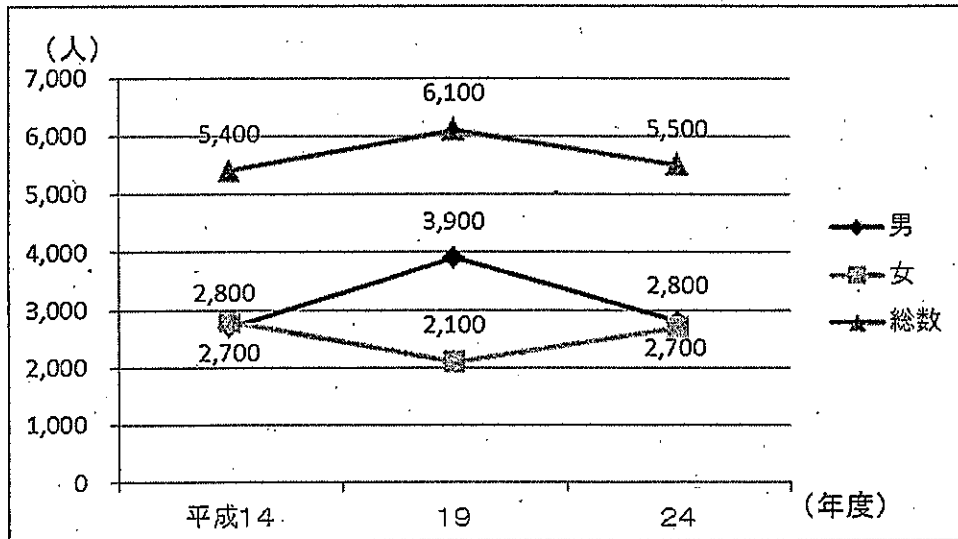
【ニート数の推移(全国)】

「ニート(NEET)」とは、1999年にイギリス内閣府が作成した調査報告「Bridging The Gap」により認知されるようになったもので、「Not in Education, Employment or Training」の各頭文字をとり、「学校にも行かず、働いてもらないし、職業訓練にも参加していない若者」のこととされています。

日本では、厚生労働省が、15歳から34歳までの非労働力人口で通学もしていない、家事もしていない者としています(すなわち、非就業、非求職、非通学、非家事であり、最初の2つで非労働力人口となる)。

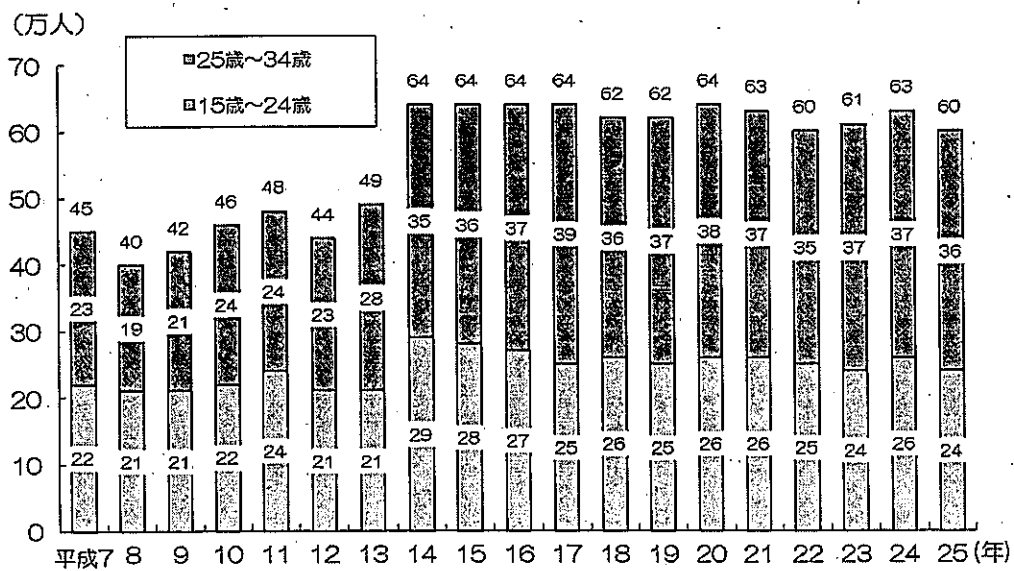
ニートは外から見えにくく、流動的で移動もあり、個人情報保護との関係もあってその実態把握が難しいですが、労働力調査および就業構造基本調査を用いて推計され、本県のニートの状況は平成24年時点で約5,500人と推計されています。

ニート数の推移（滋賀県）



（資料）就業構造基本調査 総務省

ニート数の推移（全国）



（資料）労働力調査 総務省

共生社会

(1) 共生社会に向けた子ども・若者の多様なニーズへの支援

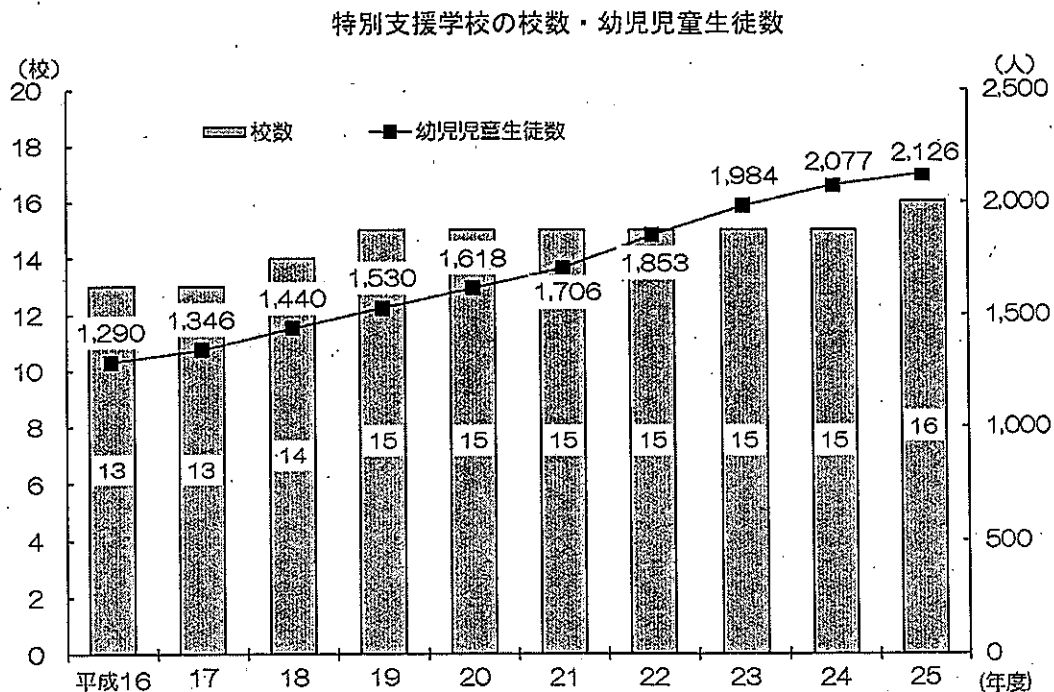
平成 25 年 5 月 1 日現在、県内の特別支援学校の幼児児童生徒数は 2,126 人で、平成 6 年以来増加傾向にあります。また、公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数は、小学校に 653 人 (91 校)、中学校に 262 人 (41 校)、合計 915 人 (132 校) で、前年 5 月の在籍数と比べると 26 人の増加となっています。

また、平成 26 年 1 月の障害者権利条約の批准や平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正に伴い、障害のある子どもとない子どもが可能な限りともに学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築に向けた特別支援教育の推進が求められています。

障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していけるよう、特別な支援が必要な青少年とその家族に対して、関係機関等と連携したきめ細かな支援が必要です。

【特別支援学校の状況】

県内の特別支援学校は、平成 25 年度から 16 校となっています。幼児児童生徒数は、平成 25 年 5 月 1 日現在で 2,126 人で、前年度に比べ 49 人増加し、19 年連続の増加となっています。



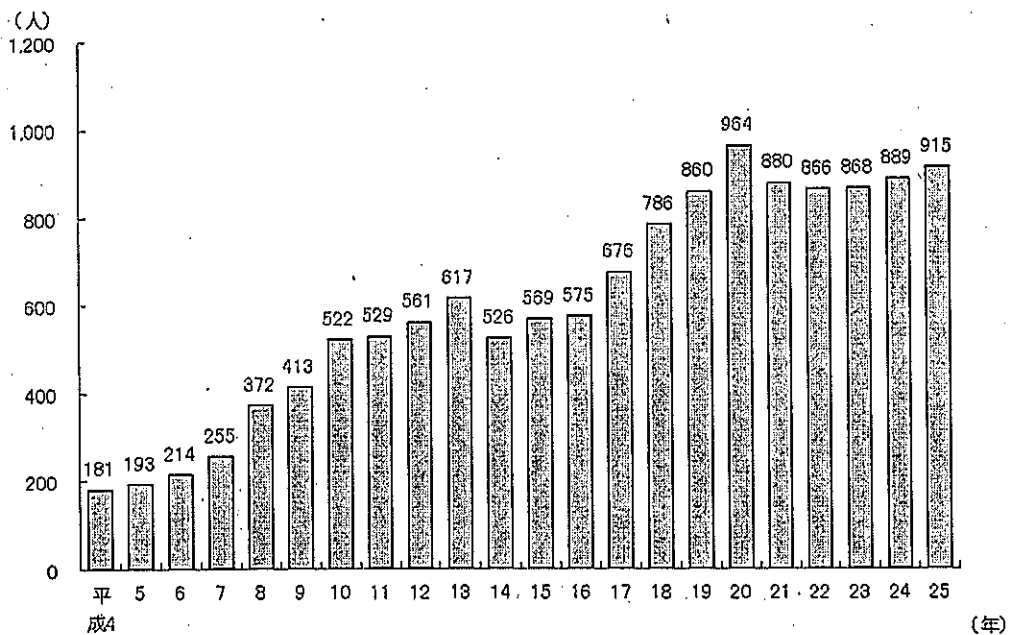
(資料) 滋賀県教育委員会事務局学校支援課調べ

【外国人児童生徒の状況】

小中学校に在籍する外国人児童生徒数（平成 25 年 5 月滋賀県統計課「学校基本調査」より）は、小学校においては 836 人、中学校においては 350 人となっています。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、小学校に 653 人（91 校）、中学校に 262 人（41 校）、合計 915 人（132 校）で、平成 24 年 5 月の在籍数と比べると 26 人の増加となっています。

日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移（公立小中学校）



（資料）文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」等より

※平成 4～23 9 月在籍数 平成 24、25 5 月在籍数

ひとり親家庭

(1) 子育てと仕事を両立しながら自立を目指す就業支援・生活支援

県内のひとり親家庭の世帯数は 14,452 世帯で、年々増加しています。また、ひとり親家庭になった理由として離婚が最も多く、次いで死別や未婚があげられています。

ひとり親家庭がより安定した収入を得て、安心して生活を送ることができるよう、ひとり親の状況に応じたきめ細かな就業支援や、転職やキャリアアップのための能力開発の支援が必要です。また、安定した就労が可能となるよう、ひとり親の優先雇用その他就業の促進のための民間事業者に対する協力の要請、ひとり親家庭に対する理解促進が必要です。

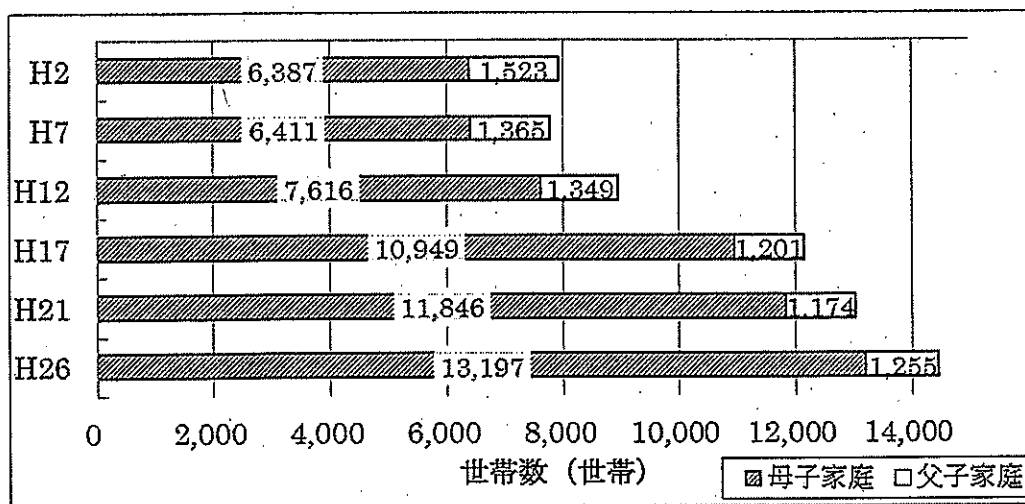
ひとり親世帯の多くは子育てを他の家族に頼ることが困難な状況にあり、ひとり親が安心して、子育てと仕事が両立できるようにするためには、ひとり親家庭のニーズに合った多様な保育サービスの提供や日常生活面における支援を充実することが必要です。また、ひとり親家庭の子どもが心身共に健やかに成長することは重要であり、貧困の連鎖の防止からも、子どもへの学習支援が必要です。

多くのひとり親家庭は、子育てや就労など様々な課題や悩みを抱えていることから、地域において声かけや子どもの見守りなどを行うことにより、ひとり親の孤立を防ぎ、安心して地域で暮らすことができる環境づくりが求められています。

【ひとり親家庭の増加】

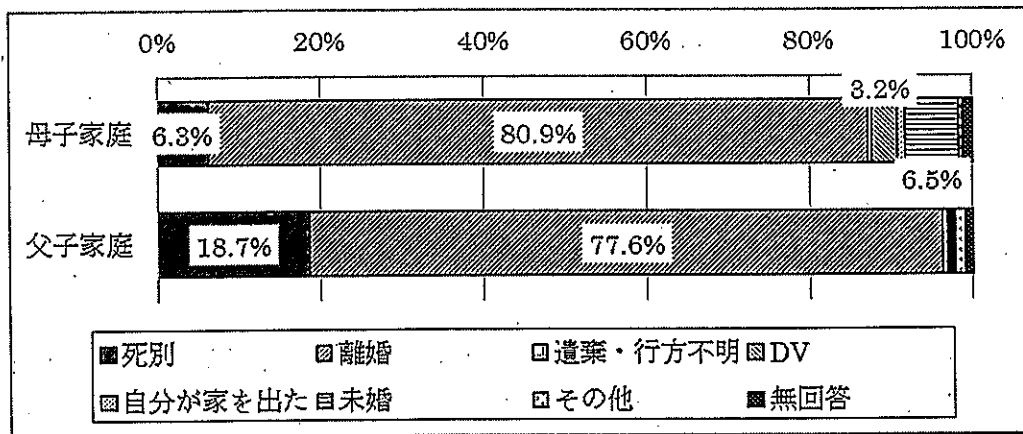
県内のひとり親家庭の世帯数は平成 26 年 4 月現在で 14,452 世帯（母子家庭 13,197 世帯、父子家庭 1,255 世帯）であり、前回の計画策定時点である平成 21 年 4 月現在の 13,020 世帯と比べると 1,432 世帯増加しています。また、ひとり親家庭になった理由として、母子家庭では離婚が最も多く、次いで未婚、死別となっており、父子家庭では離婚が最も多く、次いで死別があげられています。

ひとり親家庭等の世帯数の推移



(資料) ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

ひとり親家庭になった理由



(資料) ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県 平成 26 年(2014 年)

(2) 生活の安定と自立のための経済的支援

母子家庭では、住居の種類が母の実家や民間の借家等の割合が高く、生活基盤の安定を図るため、住居確保のための支援策が必要となっています。

また、ひとり親家庭の所得については、平成 26 年の調査では母子家庭の母の年間勤労収入は 216 万円で、一般世帯の平均就業収入額 (365 万円 平成 25 年勤労統計調査) に対して低い水準にとどまっている状況があり、児童扶養手当の支給や福祉医療費の助成により経済的負担の軽減を図っていく必要があります。

養育費は子どもの扶養義務の履行を確保するものであり、親としての責任で

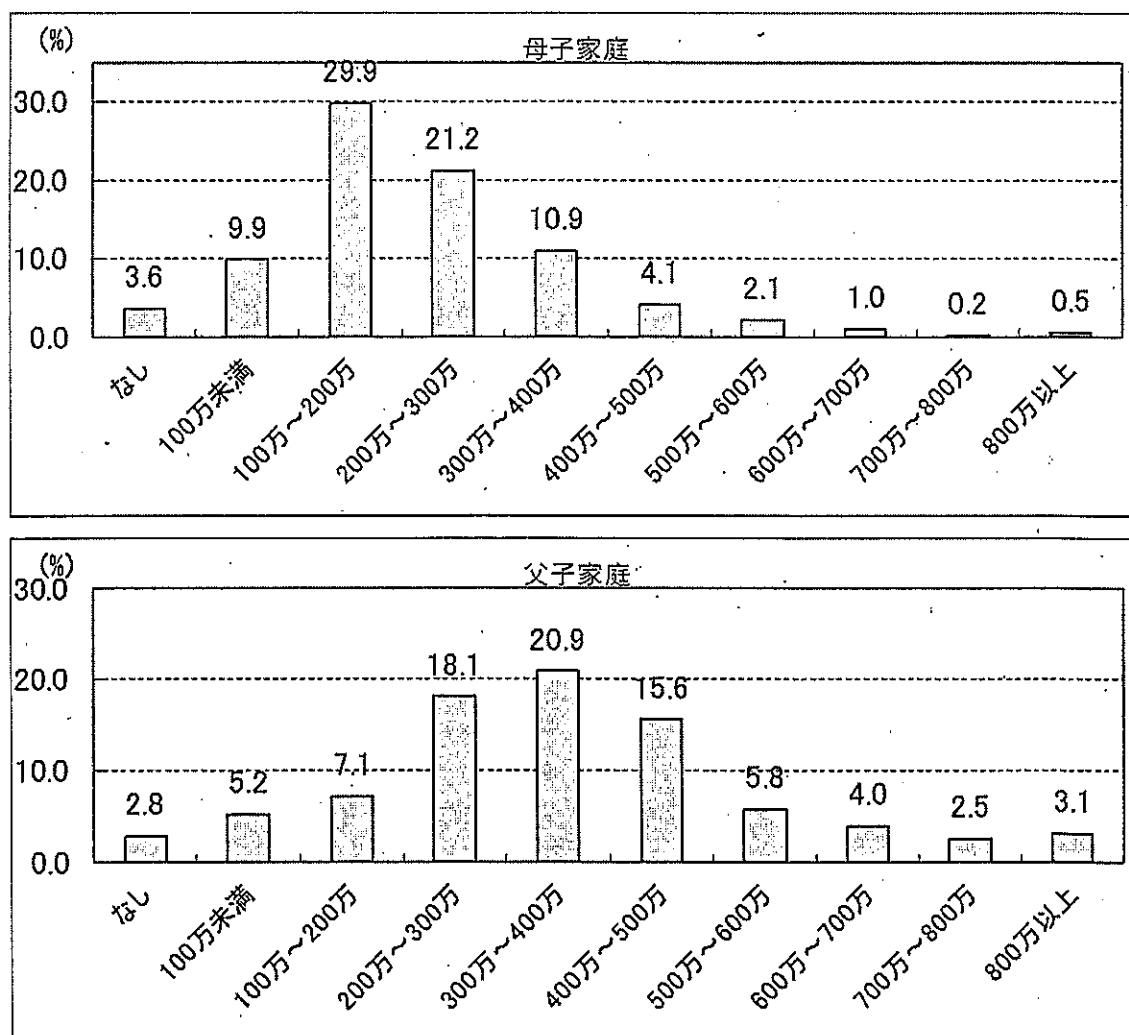
あるとの認識を広めるため、養育費に対する周知を図っていく必要があります。

【ひとり親世帯の就労収入】

ひとり親の就労収入は低く、特に母子家庭は非正規雇用の割合が高く不安定な状況であるほか、父子家庭においても経済的な不安を抱えている家庭もあり、ひとり親家庭を取り巻く状況は依然として厳しい環境に置かれています。

また、就労状況や経済的な理由で、子どもの養育や教育・進学に不安を抱えている家庭が多く、仕事と家庭を両立しながら経済的に自立することが困難な状況も生じています。

ひとり親世帯の就労収入



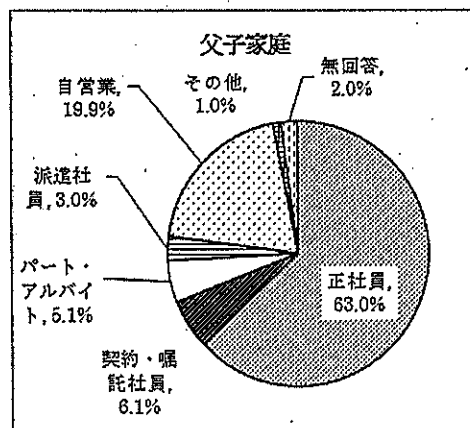
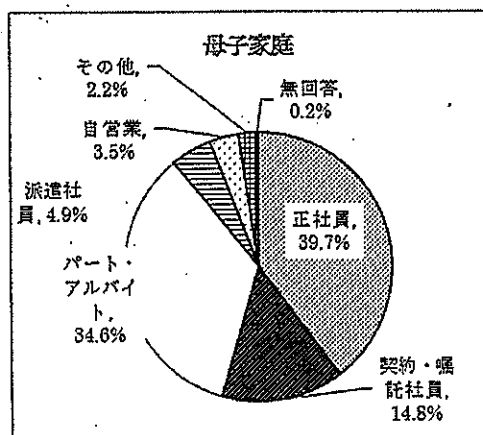
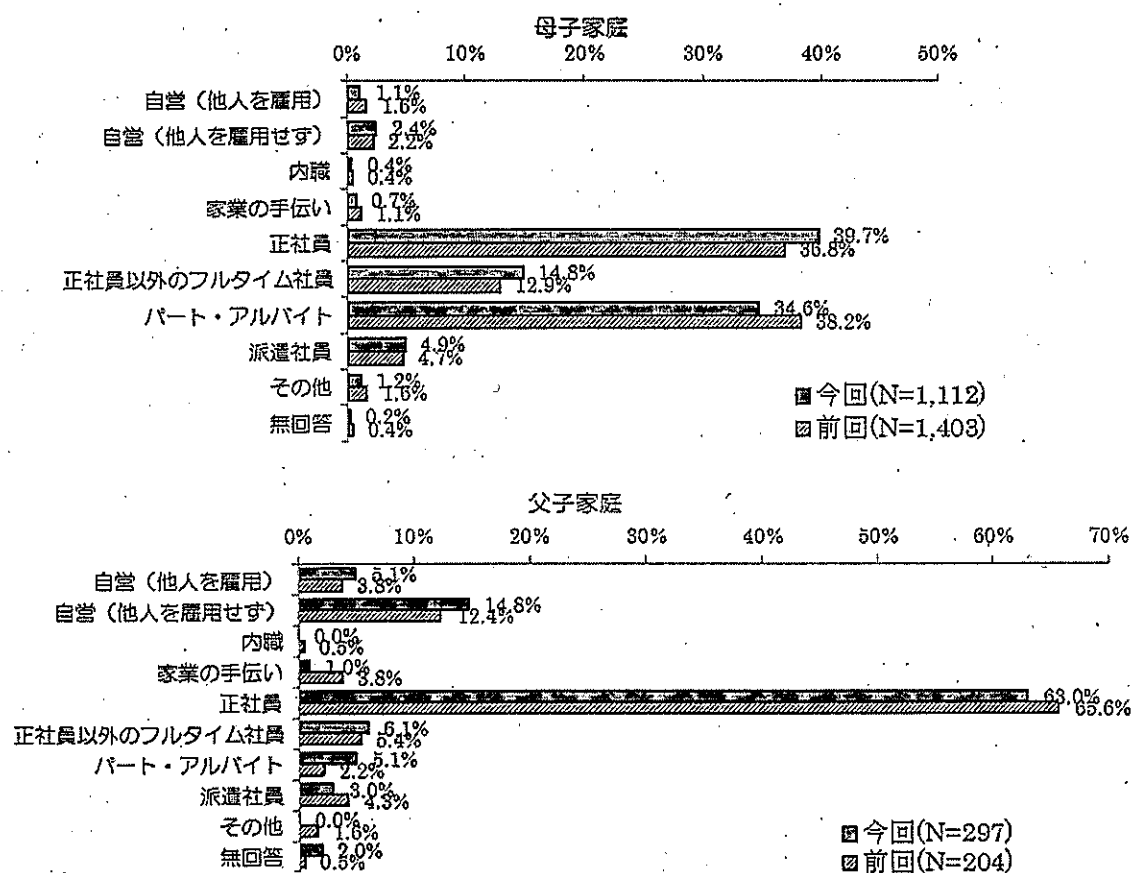
(資料) ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県 平成 26 年 (2014 年)

【ひとり親家庭の就業状況】

母子家庭の母の就業率は 89.3%であり、就業形態は正社員が増加していますが、パート、アルバイト等の非正規雇用の割合は依然として高い傾向にあります。

また、父子家庭の父の就業率は 91.1%であり、就業形態は正社員が最も多く、次いで自営業となっています。

ひとり親家庭の就業状況



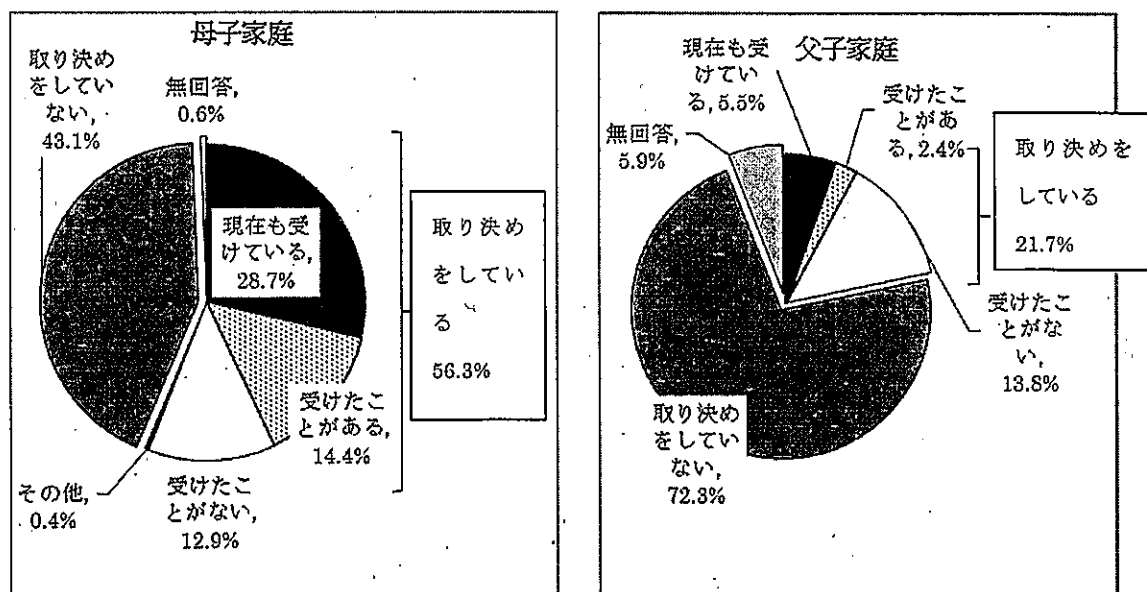
(資料) ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県 平成 26 年(2014 年)

【養育費の受給状況】

母子家庭では、養育費の取り決めをしている人の割合は 56.3%で、取り決めをしていない人の割合を上回っています。また、取り決めをしていて養育費を「現在も受けている」が 28.7%、「受けたことがある」人は 14.4%、「受けたことがない」人は 12.9%となっています。

父子家庭では、養育費の取り決めをしている人の割合は 21.7%で、取り決めをしていない人の割合を下回っています。また、取り決めをしていて養育費を「現在も受けている」が 5.5%、「受けたことがある」人は 2.4%、「受けたことがない」人は 13.8%となっています。

養育費の受給状況



(資料) ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県 平成 26 年 (2014 年)

(3) 支援制度の利用と周知

ひとり親家庭は、世帯構成、収入、就業、子どもの育ち等多様な状況のもと複雑な課題を抱えていることから、個別のニーズを把握し、家庭の事情に応じて支援メニューを適切に組み合わせて提供することが必要であり、相談体制についても充実が必要です。

また、ひとり親家庭に対する支援施策の認知度は低く、十分に活用されていない傾向にあり、各種施策に関する情報提供をはじめ、支援を必要としているひとり親家庭へ情報を届けるための方策が求められています。

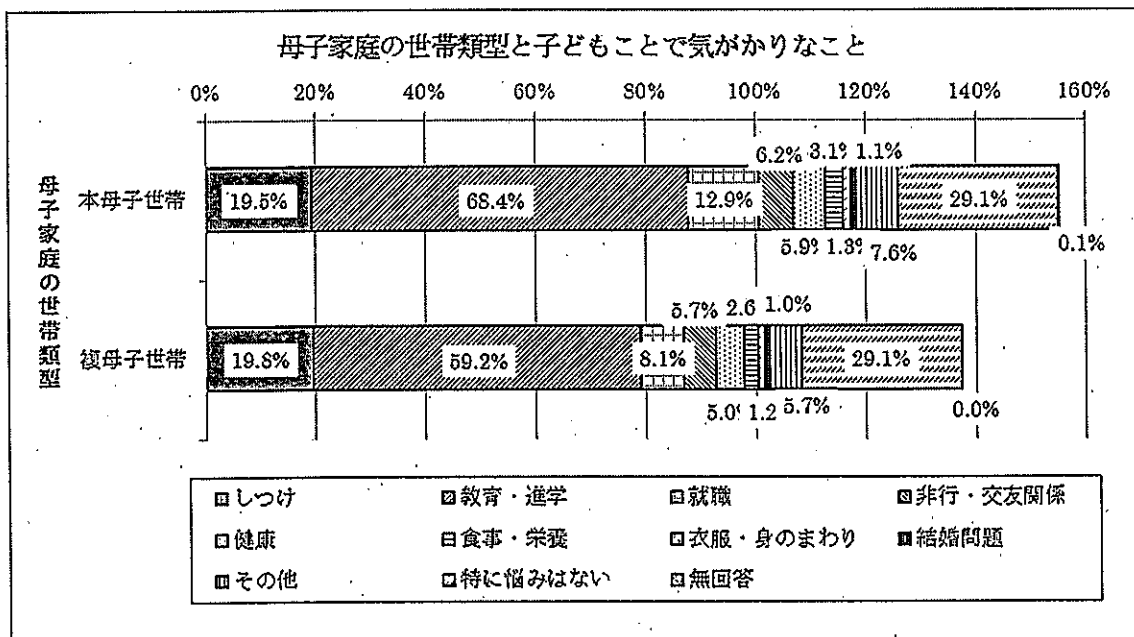
【子どものことで気がかりなことについて】

母子家庭では、「教育・進学」が「本母子世帯」（母と子だけの世帯）で68.4%、「複母子世帯」（母と子以外に同居家族のいる世帯）で59.2%と最も多くなっています。次いで「特に悩みはない」、「しつけ」となっており、本母子、複母子ともに順位は同じになっています。

父子家庭では、「教育・進学」が「本父子世帯」（父と子だけの世帯）で63.5%、「複父子世帯」（父と子以外に同居家族のいる世帯）で56.0%と最も多くなっています。次いで「特に悩みはない」、「しつけ」となっており、本父子、複父子ともに順位は同じになっています。

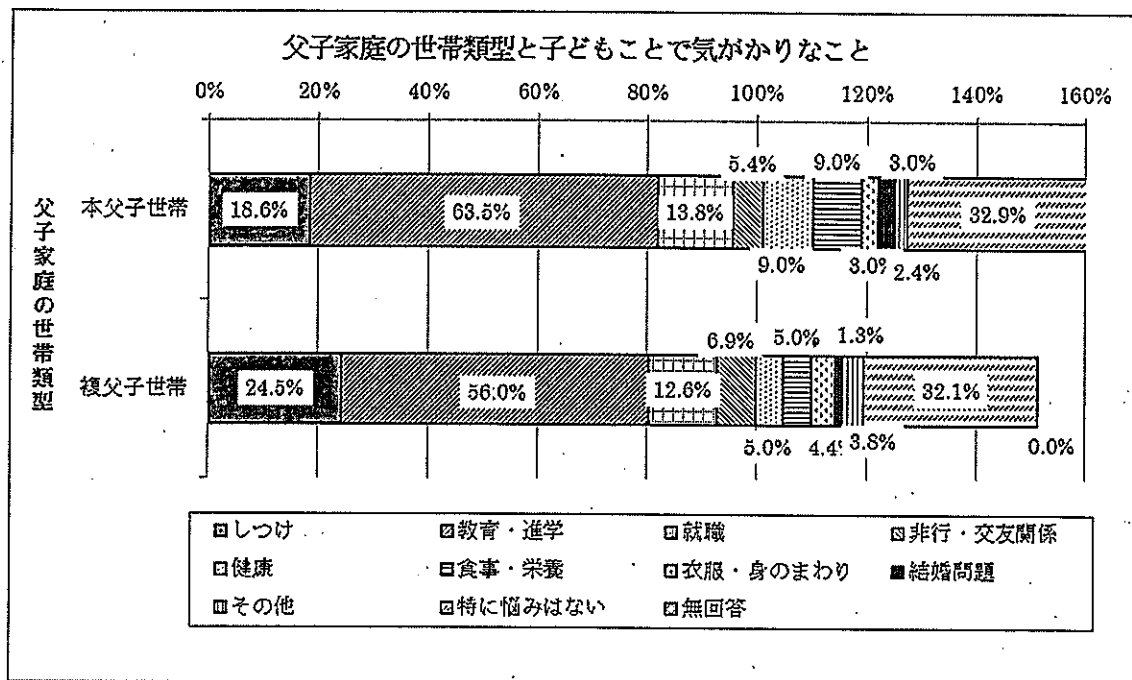
なお、母子家庭、父子家庭とも、本母子世帯の方が複母子世帯よりも回答割合が多くなっており、子どもに対する悩みを多く抱えている傾向にあります。

子どものことで気がかりなこと



本母子世帯および複母子世帯について 本母子世帯の割合：母と子だけの世帯(66.4%)

複母子世帯の割合：母と子以外に同居家族がいる世帯(33.6%)



本父子世帯および複父子世帯について 本父子世帯の割合：父と子だけの世帯 (51.2%)
 複父子世帯の割合：父と子以外に同居家族がいる世帯 (48.8%)

(資料) ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県 平成 26 年 (2014 年)

社会的養護

(1) 社会的養護をめぐる状況

児童虐待や非行の問題を背景に、保護者のない児童または保護者に監護されることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）が増加しており、その大きな要因である児童虐待への対策が喫緊の課題となっています。

また、なんらかの事情で家庭で適切な養育が受けられない要保護児童に対して、社会が家庭に代わって責任を持って養育・保護する仕組み、いわゆる社会的養護の充実が必要です。

社会的養護で生活していくことが必要な子どもが、より家庭的な環境で生活していけるよう、里親委託の拡大と本県の実情を踏まえた施設の小規模化を進めていく必要があります。

そして、施設や里親等で暮らす子どもが、順調に自立して社会で生活していけるよう、就労や社会生活面等をきめ細かに支援していくことが必要です。

さらに、虐待により一旦児童福祉施設や里親に措置をされても、子どもの将来の自立を見据え、養育方法の改善等について親に指導を行いつつ、親と子どもの関係を修復していくことが必要です。

子どもが家庭に帰るにあたっては、子ども家庭相談センターや、市町、関係機関等がそれぞれの役割のもと連携して地域で子どもを見守り、切れ目のない支援をしていくことが必要です。

【社会的養護への措置等】

・現在、滋賀県には乳児院が1か所、児童養護施設が4か所、情緒障害児短期治療施設が1か所、児童自立支援施設が1か所、障害児入所施設が4か所、指定医療機関が1か所あり、県外の施設に措置している子どもを合わせて、平成26年5月1日時点で措置している子どもは349人となっています。

また、里親、ファミリーホームで生活する子どもは平成26年5月1日時点で101人となっています。

施設の個所と措置児童数 (H26.5.1 現在)

区分	滋賀県内の施設数等	措置児童数	措置を要する要保護児童の受入れ可能数	
里親委託(ファミリーホーム含む)	41里親(委託を受けている里親) 11か所(ファミリーホーム)	101人	年度	人数
乳児院	1か所	28人	平成21年度	364
児童養護施設(地域小規模含む)	4か所	170人	平成22年度	358
情緒障害児短期治療施設	1か所	39人	平成23年度	372
児童自立支援施設	1か所	19人	平成24年度	384
障害児入所施設	4か所	71人	平成25年度	396
県内 里親・施設合計	-	428人		
県外施設 (乳児院、児童養護施設、障害児入所施設)	-	22人		
合計		450人		

(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ

(2) 増加する児童虐待への対応

経済的な問題や社会的孤立の問題等複数の要因を背景に、児童虐待相談件数は増加を続け、平成25年度の相談件数は5,109件で、はじめて5,000件を超えました。また、保護者や子どもへの対応等も複雑化、困難化しています。

そのため、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮できるよう機能を強化するとともに、市町や関係機関と連携しながら県全体の相談体制を充実させることが必要です。

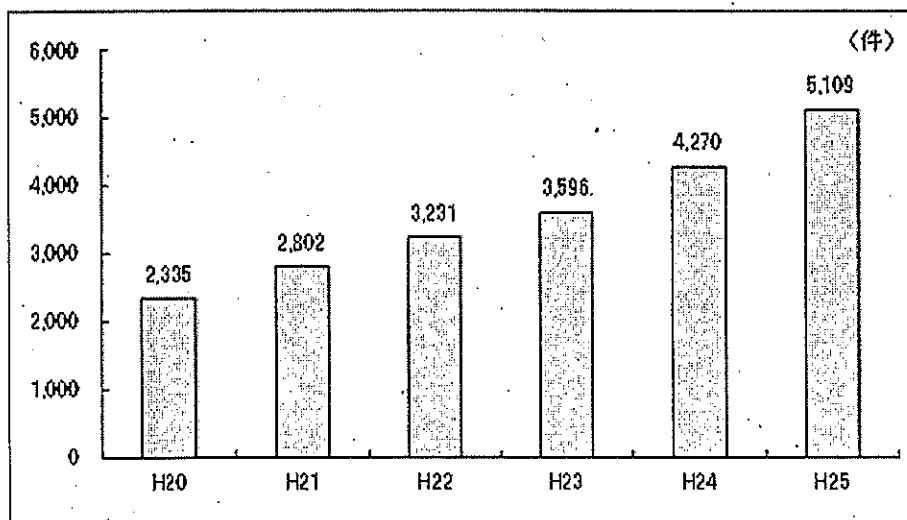
【児童虐待相談件数の増加】

平成25年度の児童虐待相談件数は5,109件で、はじめて5,000件を超えました。経済的な問題や社会的孤立の問題など複数の要因を背景に児童虐待相談件数は年々増加しています。

虐待通告のうち「近隣・知人」から寄せられるものが約5割と最も多く、また、一見しただけでは掴みにくい「ネグレクト」が最も多くなっていることが

ら、地域社会が子どもの日常の様子（衣服の衛生状況や摂食の状況等）を注視して見守っていることがうかがえます。オレンジリボンキャンペーン（街頭啓発）等の取組により、児童虐待に対する社会全体の関心が高まったことから、児童虐待相談が増加している側面もあります。

滋賀県における児童虐待相談件数



※子ども家庭相談センターと市町が連携しながら支援・対応したケースを調整しています。

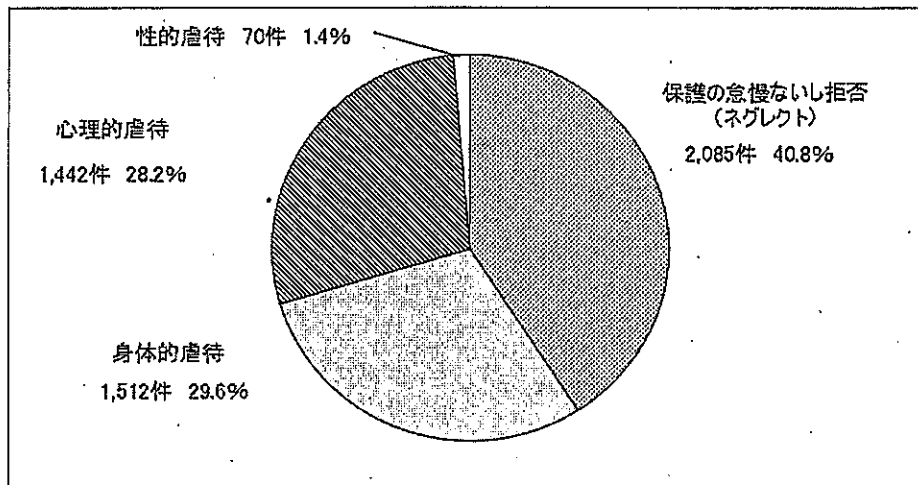
（資料）滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ

虐待相談件数の子ども家庭相談センターと市町別状況

	子ども家庭 相談センター ①	市町 ②	センターと市町 連携対応分 ③	合計 件数 (①+②)-③
平成20年度	716 件	2,307 件	688 件	2,335 件
平成21年度	745 件	2,791 件	734 件	2,802 件
平成22年度	961 件	3,206 件	936 件	3,231 件
平成23年度	1,029 件	3,580 件	1,013 件	3,596 件
平成24年度	1,075 件	4,247 件	1,052 件	4,270 件
平成25年度	1,283 件	5,083 件	1,257 件	5,109 件

（資料）滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ

児童虐待相談における虐待種別（平成 25 年度）



（資料）滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ

子ども家庭相談センターに寄せられた虐待相談の経路

（件）

	家族 親戚	近隣 知人	子ども 本人	市町	児童 委員	保健所	医療 機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H20	87	13	8	430	0	1	15	7	19	0	88	48	716
H21	99	16	5	428	0	0	21	10	30	3	93	40	745
H22	134	108	8	484	0	0	46	11	25	1	105	39	961
H24	129	124	6	425	6	1	47	20	82	5	132	98	1,075
H25	125	180	9	581	0	1	42	15	76	3	120	131	1,283
H25構成 比率	9.7%	14.0%	0.7%	45.3%	0.0%	0.1%	3.3%	1.2%	5.9%	0.2%	9.4%	10.2%	100.0%

（資料）滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局調べ

青少年の健全育成

(1) 非行防止、立ち直り支援の充実

平成 22 年から減少傾向にあった検挙・補導した少年非行等の数が平成 25 年に増加しました。また、少年非行の低年齢化が進む中、突発的に非行を犯すケースが目立っています。このような背景として、急速に普及するスマートフォン等の利用で、インターネット上に氾濫する危険ドラッグや出会い系サイトなどの有害情報によって、犯罪に巻き込まれていることが影響していると考えられます。

平成 26 年度に県が県内携帯電話販売店に対して行った調査では、青少年が携帯電話契約に際してフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）を契約した割合は 52.7%に留まっています。また、フィルタリング契約を拒否した理由として「保護者がフィルタリングを必要ないと判断した」が 62.6%となっています。青少年や保護者に対し正しい情報を発信して、いかにその必要性や効果を浸透させていくかが課題となっています。

また、非行等からの立ち直りを支援し、健全育成を図るため、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなどの非行少年等の立ち直り支援の充実が求められています。支援活動をより効果的に推進できるよう、関係機関との連携強化などに取り組む必要があります。

【少年非行の状況】

平成 25 年に検挙・補導した少年（交通法犯を除く）は 6,524 人で、前年に比べ 376 人（6.1%）増加し、平成 22 年から減少傾向にあった検挙・補導の件数がやや増加しました。

非行少年の類型別では、特別法の触法少年を除きすべての区分で増加しました。また、不良行為少年の補導人員は 5,620 人で、前年に比べ 281 人（5.3%）増加しています。

検挙・補導した非行少年等の数

検挙・補導した少年の区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25 年 人数	対前年増減率
						(%)
刑法の罪を犯した少年	1,218	1,126	927	772	858	11.1
うち犯罪少年(14歳以上)	956	865	675	559	587	5.0
触法少年(14歳未満)	262	261	252	213	271	27.2
特別法の罪を犯した少年	24	37	55	33	39	18.2
うち犯罪少年(14歳以上)	20	28	35	17	29	70.6
触法少年(14歳未満)	4	9	20	16	10	-37.5
ぐ犯(犯罪を犯すおそれのある)少年	10	6	3	4	7	75.0
不良行為少年	8,216	7,139	5,846	5,339	5,620	5.3
合　　計	9,468	8,308	6,831	6,148	6,524	6.1

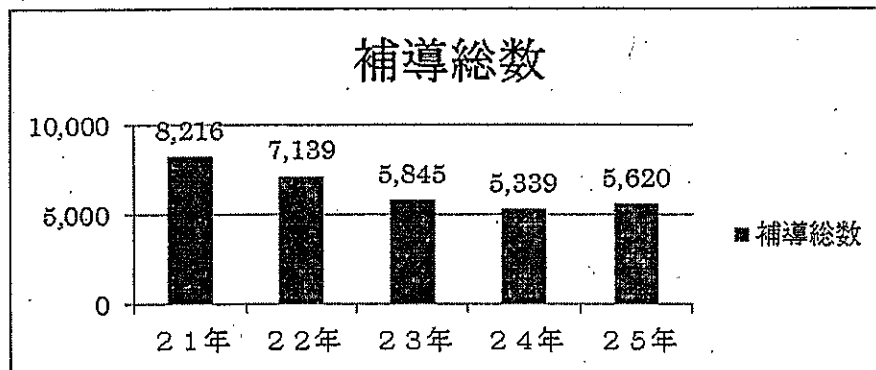
(資料) 滋賀県警察本部調べ

主な不良行為の補導状況

(人)

年次別 行為	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年
深夜はいかい	4,022	3,382	3,201	2,872	2,904
喫煙	3,671	3,227	2,236	2,074	2,230
怠学	309	335	205	173	222
粗暴行為	37	50	43	41	107
飲酒	86	38	30	64	63
家出	52	54	62	57	44
暴走行為	19	24	40	26	13
不健全娯楽	4	8	7	6	12
無断外泊	5	12	3	7	9
不健全性的行為	5	4	5	7	2
その他	6	5	14	12	14
合計	8,216	7,139	5,846	5,339	5,620

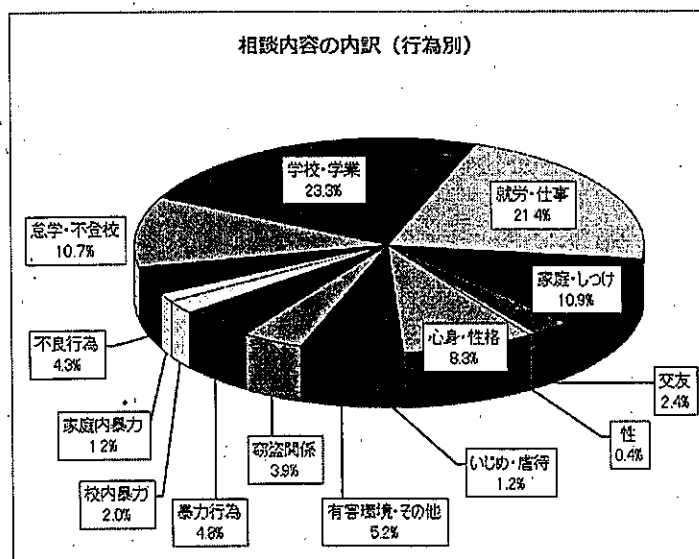
(資料) 滋賀県警察本部調べ



【少年補導センターの相談状況】

少年補導センターは、青少年の非行防止対策を推進していくため地域における拠点として設置され、少年非行防止に関係のある行政機関・団体およびボランティアが協力して街頭補導や少年相談業務等を行っています。平成25年度の県内少年補導センターの相談受理件数は延べ10,144件で、前年度と比較して411件増加しました。

相談内容の内訳（行為別）では、学校・学業に関する相談が23.3%で最も多く、以下、就労・仕事に関する相談が21.4%、家庭・しつけに関する相談が10.9%などとなっています。

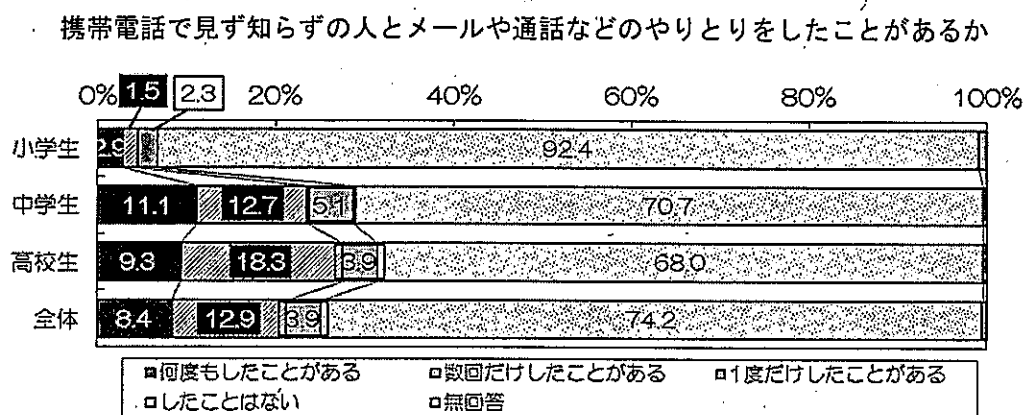


（資料）滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

学校・学業	2,360 件	就労・仕事	2,170 件
家庭・しつけ	1,106 件	怠学・不登校	1,072 件
心身・性格	843 件	その他	531 件

【携帯電話での見ず知らずの人とのやりとり】

平成 26 年度しがの子ども意識実態調査において、携帯電話（スマートフォンを含む）を持っている児童生徒のうち、見ず知らずの人とメールや通話などのやりとりをしたことがある（「何度もしたことがある」「数回だけしたことがある」「1度だけしたことがある」の計）と答えたのは、小学 5 年生では 6.7%、中学 2 年生では 28.8%、高校 2 年生では 31.5%となっています。



（資料）しがの子ども意識実態調査 滋賀県 平成 26 年（2014 年）

(2) 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援

有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化、またニート、ひきこもり、不登校、発達障害など子ども・若者の抱える問題が深刻化、複雑化しています。

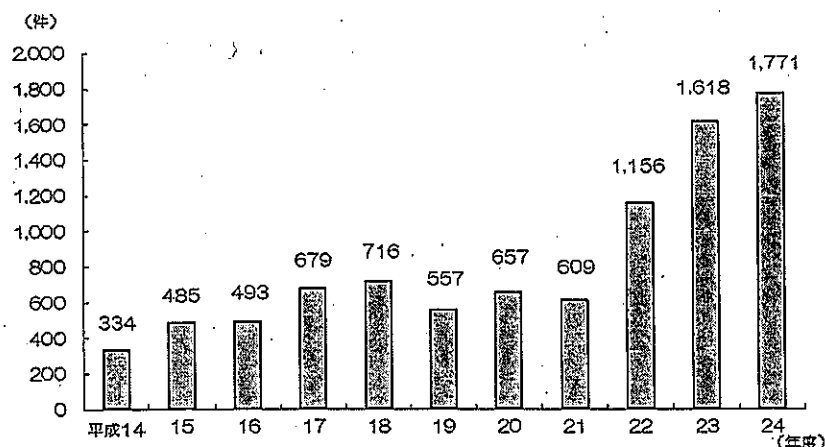
そうした中で、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、多様な機関・団体の連携強化やネットワークの整備が求められています。

【ひきこもり相談の推移】

精神保健福祉センターにおけるひきこもり相談件数の年次推移を見ると、相談件数の合計は年度によるばらつきはあるものの、平成14年度より増加の傾向にあり、平成22年4月に精神保健福祉センター内にひきこもり支援センターを設置したことから、相談件数が大きく伸びています。

また、平成18年度より県内保健所において、従来の保健師によるひきこもり相談に加え、専門医や心理職によるひきこもり専門相談窓口を開設しています。

精神保健福祉センターにおけるひきこもり相談件数の年次推移



(資料) 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課調べ

保健所におけるひきこもり相談件数の年次推移

		平成16年度	17	18	19	20	21	22	23	24
精神保健福祉センター	電話	335	202	111	79	73	196	491	688	670
	面接	158	477	605	478	584	413	665	930	1101
	計	493	679	716	557	657	609	1,156	1,618	1,771
全保健所	保健師	H18年度より各保健所においてひきこもり相談窓口を設置								
	面接	220	166	169	354	275	209	344		
	訪問	59	60	109	97	59	107	99		
	専門医相談	27	57	66	47	43	50	43		
		心理相談	48	80	41	143	100	94	165	

(資料) 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課調べ

子どもの貧困

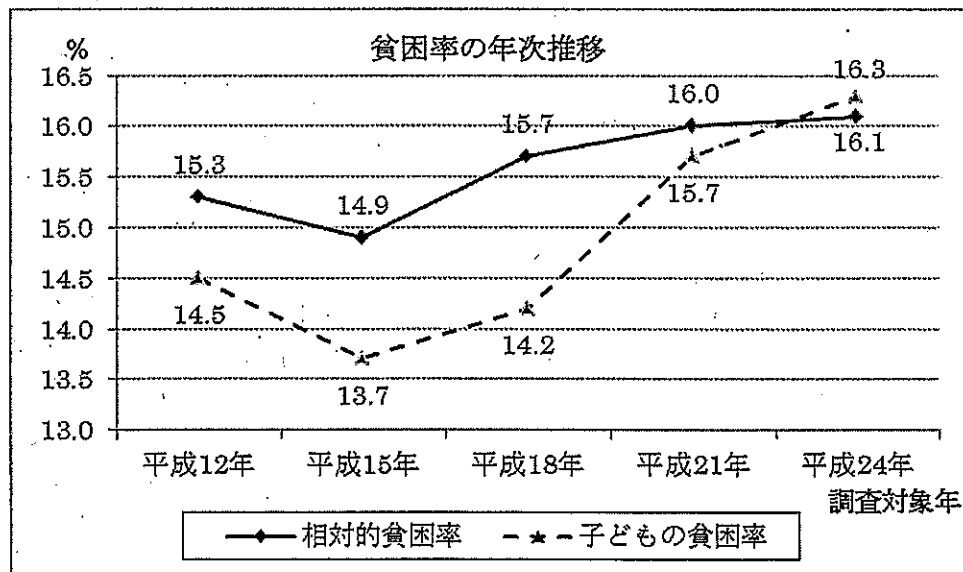
(1) 貧困が連鎖せず、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない環境づくり

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層（15歳から64歳まで）を含む生活保護受給者が増大しています。

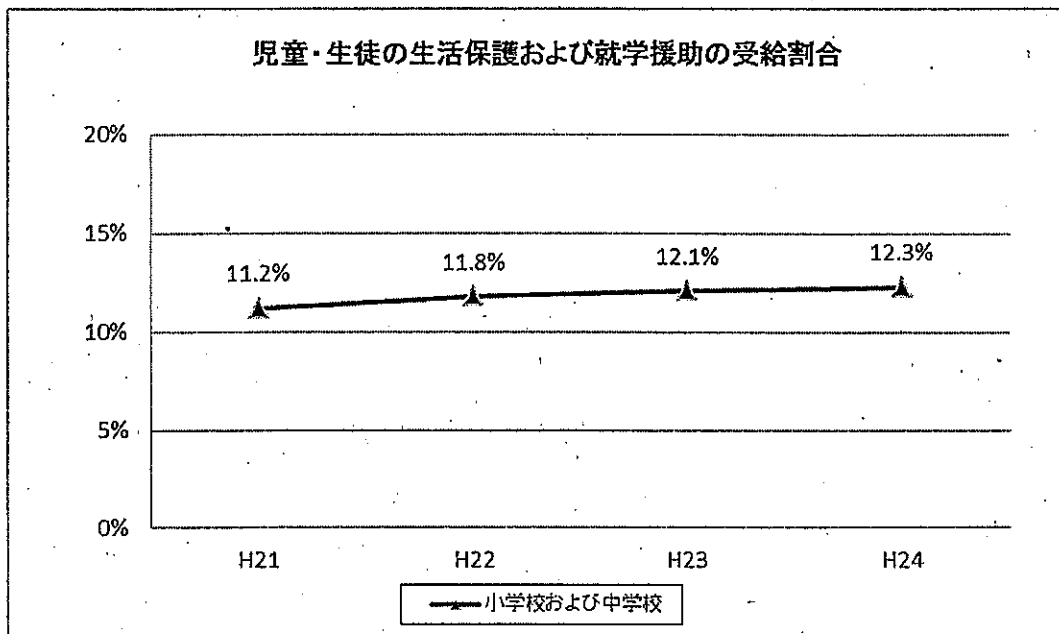
子どもの貧困率については、平成21年の15.7%から16.3%（H25厚生労働省調査）へと過去最悪の数値を更新しており、特に家計を一人で支えなければならないひとり親家庭の子どもの貧困率は50.8%から54.6%へと高くなっています。

子どもの貧困対策は喫緊の課題となっており、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する必要があります。

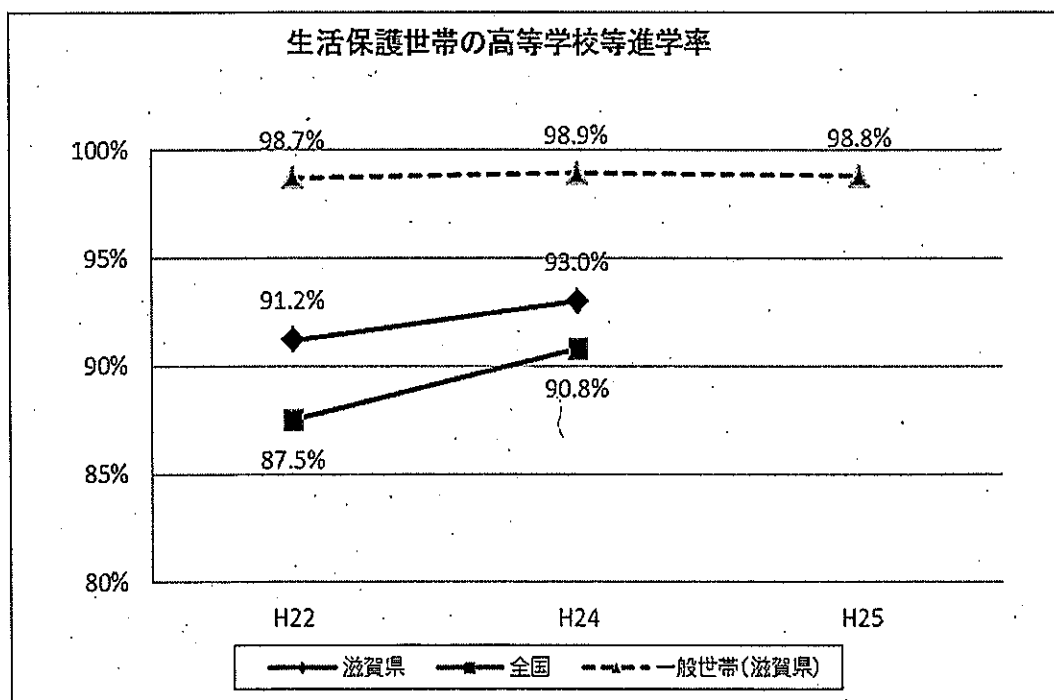
【子どもの貧困の状況】



(資料) 国民生活基礎調査 厚生労働省 平成25年(2013年)



(資料) 滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課調べ
滋賀県教育委員会事務局学校教育課調べ



注1 平成23年度はデータなし。
注2 平成25年度の数値は集計中。

(資料) 厚生労働省保護課調べ

第3 子ども・若者育成支援の基本的な考え方

1 基本理念

子ども・若者は人権を尊重され、自己肯定感を育みながら夢を持って健やかに育ち、保護者は子どもを安心して育て、ともに育ち、そして子ども・若者の成長とともに地域に明るさと活力が生まれる、「子ども・子育て環境日本一の滋賀」を目指す。

《子ども・若者は》

人権を尊重され、自己肯定感を育みながら夢を持って健やかに育つ

子ども・若者は地域に明るさと喜びをもたらす貴重な存在であり、将来の滋賀に新たな活力を生み出す頼もしい存在です。子ども・若者が、人権を尊重され、自信と誇りを持って健やかに成長しています。

《保護者は》

子どもを安心して育て、ともに育つ

子育ては保護者にその第一義的な責任があることは言うまでもありませんが、責任を持って子育てに取り組む保護者を社会全体で支えることにより、保護者が子どもを安心して育てることができ、また子育てと向き合う中で保護者自身も成長することができる環境が生まれます。

《地域は》

子ども・若者の成長とともに明るさと活力が生まれる

子ども・若者の健やかな育ちと自立は、社会に新たな明るさと活力をもたらします。子ども・若者の育ちと自立を社会全体で支えることにより、地域も子ども・若者とともに個性的で魅力ある地域として成長していきます。

2 基本的視点

1 子ども・若者にとっての幸せを第一に考える視点

子ども・若者は、家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めたかけがえのない存在であり、彼らが夢や希望を抱きながら心身ともに健やかに育ち、自立した個人として次代の社会を担えるようになることが、県民すべての願いです。

子ども・若者の時期は、人生の中で最も大切な成長期であることから、その施策の推進にあたっては、子ども・若者の人権を重んじ、その幸せを第一に考えるという視点に立って、子ども・若者の利益が最大限尊重されるよう配慮していく必要があります。

2 子どもや子育て家庭の視点に立ち、社会全体で子育て・子育てに関わり、ともに育つ視点

核家族化や都市化の進行などの社会環境の変化、人々の価値観の多様化、夜勤や土曜休日勤務など就労形態の多様化などに伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援施策に対するニーズも多様化しています。

このため、子育て支援施策の推進にあたっては、保護者が個別のニーズに即した子育て支援施策を選択できるよう、子育て家庭の視点に立って、本当に必要としている所に光やぬくもりが届くよう柔軟かつ総合的に取り組むことが必要です。

子育ての第一義的な責任は保護者にあり、また、保護者自身も、責任を持って子育てと向き合う中で成長していく必要があります。

乳幼児期から豊かな親子関係を築いていくことの重要性を県民一人ひとりが改めて認識することが大切です。同時に、子育ては次代の担い手を育成するという営みであり、社会のあらゆる場において子育ての価値を認め合い、積極的に評価していかなければなりません。また、社会全体で子育て・子育てに関わり、ともに育っていく必要があります。

また、保護者は、親になる最初の段階で地域社会とつながり、関わりを深めていくことが大切です。家族や地域のきずなを大切にしながら、行政はもとより、保育所や学校などの施設、企業、地域住民といった多様な主体に関わり、子ども・若者の健やかな育ちと自立を支えていく必要があります。

3 すべての子どもや若者が安心して健やかに成長する居場所と、自らの力を発揮できる出番を創出する視点

子ども・若者は次の社会の大切な担い手であり、地域に明るさと喜びをもたらす貴重な存在です。子ども・若者が保護者や地域の人々と関わり、つながることで、幸せ、愛情、喜び、安心感、充足感を享受する居場所を得て健やかに成長し、自らが持つ力を十分に発揮しながら、自信と誇りを持って生きていくことができる環境づくりが必要です。

人は人の中で人になります。子ども・若者は様々な人々との関わりの中で、刺激を受けて成長し、生きていく力や主体性を身に付けていきます。子ども・若者と様々な人との関わりやつながりを大切にし、充実させていく環境づくりが必要です。

4 子どもが生まれる前から自立するまで、子どもの成長段階をつなぐ切れ目のない施策を推進する視点

子ども・若者に関する行政施策については、関係部局・機関の連携が不十分であったり、施策によって制度上の位置づけがまちまちであったりすることにより、子どもが成長するにつれて、支援が途切れたり、十分に受けられなかったりすることもあります。

このため、関係部局・機関の情報共有や緊密な連携により、生まれる前から社会の担い手となるまでの成長段階に応じた切れ目のない施策を推進していく必要があります。

5 各分野のつながりを意識し、横つなぎのある施策を推進する視点

子ども・若者や子育て家庭の課題は多様化しており、ニーズに応じて様々な支援策を組み合わせ、関係する部局、機関で連携して対応することが求められています。

また、発達障害や子どもの貧困対策など、幅広く施策を進めなければ解決に結びつかない問題があり、こうした問題については特に各分野のつながりを一層強く意識し、横つなぎで切れ目のない取組を進める必要があります。

第4 具体的な施策の推進

1 子どもの人権を尊重し、社会全体で「子育て」「子育ち」を支える意識の醸成

① 子どもの人権が尊重される社会づくり

基本目標

滋賀県子ども条例に掲げる、「子どもが人権を尊重され、夢をもって健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり」を進め、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

〔具体的施策〕

施策の方向性

県民、地域の団体、企業や行政など様々な主体が、子どもの人権を尊重し、その可能性を伸ばしていくことが大切であるという意識を育み、相互に連携して各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進めます。

具体的取組

○ 子どもの権利条約や滋賀県子ども条例による意識醸成

- ・ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）や滋賀県子ども条例について理解・認識が深まるよう、県民に対して広報・啓発を行います。
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域の関係機関等が緊密に連携し、地域ぐるみで子どもを支える基盤を築いていくことをとおし、子どもの人権が尊重された学校・地域づくりを推進します。
- ・ 子どもが意見を表明できる機会を提供し、子どもの意見や思いを社会に生かしていくための取組を推進します。

○ 子どもの人権尊重にかかる研修の実施

- ・ 教育関係者、医療・福祉関係者、公務員など、直接子どもに接する機会が多い仕事に従事している人や子どもの人権に深い関わりのある人に対して、子どもの人権について理解と認識を深めるための積極的な研修を実施します。

② 子ども・若者の育成支援についての理解の促進

基本目標

社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取組を進めます。

〔具体的施策〕

施策の方向性

子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成を見守り、ともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育くむとともに、子どもの頃から地域活動に参加し、世代間のつながりを大切にする地域づくりを進めます。また、家族のふれあいやきずなを大切にしながら、男女が共に子育てに関わり、よりよい家庭環境をつくる意識を育みます。

具体的取組

ア. 地域の教育力の向上

- ・ 子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりに関する広報啓発をとおして、子ども・若者の育成に関わっていく必要性や意義、世代間交流による地域活動の大切さなど、地域の機能と役割について考える機会を提供し、その理解を促進します。
- ・ 子ども・若者の健全育成や自立のための地域づくりに向け、家庭、学校、地域等の連携協力のもとに、青少年育成県民運動を推進します。
- ・ 淡海子育て応援団事業登録事業所による子育てを応援するサービスの提供や、地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづくりなどをとおして、企業や地域による主体的な子ども・若者育成支援が進むよう機運を盛り上げます。

イ. 家庭の教育力の向上

- ・ 子どもが生活に必要な基本的な習慣や態度を身につけることの大切さを理解し、実践できるようにするため、家庭の中でのしつけや教育が重要であるという意識を育みます。
- ・ 家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに経営者、従業員をあげて自主

的に取り組んでもらうため、企業と連携して、職場における各種の学習支援や情報提供を行い、子育てや家庭教育への理解を深める取組を推進します。

- ・ 家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、PTA等で学び合う機運を高めるとともに、保護者や地域の人同士が子育て経験や悩みを気軽に語り合える場づくりを支援します。

2. 子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支えることができる社会環境づくり

(1) 子育てを切れ目なく支える

① 安全・安心に子どもを生み育てることができる環境づくり

基本目標

出産や子育てに対する自信や安心感を持ち、子どもが安全・安心な環境で生まれ育っていけるよう、結婚から妊娠、出産、子育てへと切れ目ない子育て支援に取り組みます。

[具体的施策]

施策の方向性

出産や子育てに対する不安を解消するとともに、子どもが安全・安心に成長することができるよう、周産期医療体制の充実や、子どもの健康の確保のための取組を推進します。

具体的取組

ア 子どもを生み育てる機運の醸成

- ・ 出産や子育ての喜びや素晴らしさを広く伝え、子どもを生み育てる機運の醸成を図るとともに、安心して出産・子育てできる支援の充実や、正しい知識・情報を提供し、結婚、妊娠、出産、子育てについての不安の解消を図ります。
- ・ 働きながら安心して子育てができるよう、仕事と家庭の両立を支援するため、事業主や労働者に対し、関連法制度や各種助成金制度等について周知するとともに、企業において育児休業や子どもの看護休暇の取得の促進や、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置（短時間勤務制度、所定外労働の免除、フレックスタイム制）などの導入が進むよう啓発を行います。また、男性の育児休業の積極的な取得について啓発を行います。
- ・ 子どもが、地域にとっても将来の地域活力を生み出す大切な存在であるという認識のもと、地域住民や地域の団体が主体となって子どもの居場所づくりや子どもの見守り活動などが広がるよう機運の醸成を図ります。

イ 安全・安心な妊娠・出産の確保

○ 安全な妊娠や出産等に関する意識づくり

- ・ 安全・安心な出産を迎えるためには、思春期、妊娠期における母性意識の向上や健康管理が重要なことから、近い将来親になりうる 10～20 代の人や妊婦に対して、命の大切さや妊娠、出産についての正しい知識の普及啓発を図ります。

また、市町と連携・協力して、妊娠リスクスコアの活用を推進し、出産にかかるリスクと妊娠中の健康管理の重要性について啓発を行っていきます。

- ・ 周囲の人たちが妊産婦に対して配慮しやすくし、妊産婦にやさしい環境づくりを進めるため、マタニティマークを周知します。

○ 不妊に悩む方への支援の推進

- ・ 不妊に悩む夫婦に対して、不妊専門相談センターにおいて医師、助産師等による専門的な相談を実施し、不妊治療に関する十分な情報提供と説明を行い、夫婦が治療について主体的に決定できるよう支援します。また、夫婦が家族や職場、社会から受けるさまざまな圧迫感や不妊治療に対する不安感、閉塞感、孤独感などの精神的な悩みに対する相談を実施します。

- ・ 不妊治療の経済的負担を軽減するため、体外受精や顕微授精の医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する経費の一部を助成します。

○ 職場における母性健康管理の推進

- ・ 労働基準法に基づく産前産後休業等の母性保護規定や男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理に関する措置を周知します。

○ 妊婦健診を受けられる体制の確保

- ・ 妊婦が、適切な時期に妊婦健診を受けることができるように、受診の啓発や市町における公費負担を行っていきます。また、県内統一して実施できるように関係機関と調整を行うなど支援を行います。

○ 周産期医療体制の充実・強化

- ・ 安心して妊娠、出産できるように、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、周産期協力病院などの周産期医療提供体制を整備し、NICU 等長期療養児を受入れ、在宅療養への円滑な移行を促進す

るために、後方支援病院を整備するなど、更なる充実・強化を行います。

○ 産後うつなど個別に対応が必要な妊産婦に対する支援の充実

- ・ 妊娠、出産、産褥期(さんじょくき)は、母子の愛着形成やその後の子どもの心身の健全な発達に重要な時期であることから、マタニティブルー、産後うつ病、望まない妊娠や若年の妊娠、出産などについて、状況に応じた支援を行います。

○ 未熟児や先天性代謝異常など新生児への医療的対応

- ・ 未熟児は、病気にかかりやすく、心身に障害を残すおそれがあり、生後速やかに適切な医療が必要となることから、医療を必要とする未熟児に対して市町が行う養育医療について、補助を行います。
- ・ 先天性代謝異常等については、放置すると知的障害などの症状を来すことから、新生児について血液検査によるマス・スクリーニングを行い、異常の早期発見を図ります。

○ 乳幼児健診における相談指導の充実

- ・ 母子健康手帳交付、妊婦健診、乳幼児健診、新生児訪問などの機会をとおして、地域の支援関係者とつながり、地域の支えの中で保護者が楽しい育児ができるよう支援し、相談指導を充実します。併せて、育児不安の解消や児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。
- ・ 虐待予防の視点も含めハイリスク妊産婦や新生児については、周産期保健医療連絡調整会議などを通じて医療機関と市町の連携を強化し、支援が必要な者を早期に把握し、訪問活動等の支援を行うなど、支援体制の充実を図ります。
- ・ 乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などを行う乳児家庭全戸訪問事業の実施を促進します。また、支援が必要な家庭に対しては、関係機関が連携して、訪問による指導・助言等を行うなどの取組を進めます。

○ 母子保健従事者の資質向上のための研修の充実

- ・ 地域で安心して妊娠、出産、子育てができるよう市町における母子保健事業に対する支援、充実に努めます。

- ・ 不適切な養育の早期発見や育児不安の軽減、虐待予防に対応できるように研修会を開催し、母子保健従事者の資質向上を行います。

○ 医師の確保に向けた取組の推進

- ・ 子どもや妊産婦が安心して医療を利用できるよう、県内病院が行う医師確保のための取組を支援します。また、奨学金制度などにより、将来、県内で就業する医師の確保と定着を図ります。

ウ 子どもの健康・医療の充実

○ 食育の推進

- ・ 出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣を定着させるため、市町が行う妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習の機会や情報の提供など、食育推進を支援します。また、健康な心と身体を育むために、保育所や幼稚園における食育の取組を推進します。

○ 歯科保健対策の充実

- ・ 子どもの歯科保健対策について、歯科健康診断および健診後の指導を充実します。

○ 小児救急医療体制の充実

- ・ 休日・夜間の急な子どもの病気やけがにどう対処したらよいのか判断に迷った時に、専門家のアドバイスを受けることができる小児救急電話相談を実施します。

また、休日や夜間に小児救急の診療を行う病院に対して助成を行います。

- ・ 子育て家庭に小児科を診療科として掲げる診療所を周知し、身近な「かかりつけ医」を持つための環境づくりを進めるため、インターネットを活用した救急医療情報システムによる情報発信を行います。

○ 乳幼児の事故防止の推進

- ・ 誤飲、転落・転倒、やけどなどの子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策を推進するため、啓発資料の作成・配布や関係者への研修を実施します。

○ 乳幼児医療費の負担軽減

- ・ 乳幼児のいる家庭の医療費の負担軽減のため、乳幼児医療費助成を行います。
- ・ 小児期における小児がん、慢性腎炎などの小児慢性特定疾病の治療は長期間にわたり、かつ医療費も高額であることから、医療費の負担軽減を図ります。
- ・ 日常生活を営むのに著しい支障がある在宅の小児慢性特定疾病児に対する特殊寝台、車椅子などの市町が行う日常生活用具の給付事業に助成します。

② 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

基本目標

就学前の乳幼児期は、子どもの人格が形成される重要な時期であり、適切な教育・保育が提供され、子どもの健全な成長が促されるよう就学前教育・保育の充実を図ります。

〔具体的施策〕

施策の方向性

潜在的ニーズも含め早期に待機児童の解消を図り、教育・保育を必要とする子どもが確実にこれらのサービスの提供を受けられるよう、認定こども園、保育所および幼稚園の計画的な整備や家庭的保育等（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育）の設置を促進します。また、認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実を図るため、また、障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う人材の確保や資質の向上を図ります。

具体的取組

ア 就学前の教育・保育の提供

○ 親と子の育ちの場の提供

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、子どもの教育に関する相談、子育てサークルへの支援や子育て講座、子育て中の保護者と子育て経験のある保護者の交流や親子教室を行うなど、親が子育ての知識、考え方や問題解決能力を身につけ、安心して子育てに取り組めるよう、親と子の育ちの場づくりを支援します。

○ 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の推進

- ・ 子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、認定こども園、保育所や幼稚園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領および滋賀県幼児教育推進の指針に基づき、集団生活や遊びをとおして子どもの基本的な生活習慣や社会性などが育まれるよう、就学前教育を充実します。
- ・ 小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、認定こども園、保育所および幼稚園と小学校との連携を推進します。
- ・ 幼稚園の教育課程の充実および幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のための教育課程のあり方について実践的研究を推進します。
- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、人権を大切にする心を育てる教育・保育の実践を推進します。
- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園等において、子どもが危険な場所や遊び方を認識し、災害や犯罪等の危険を回避するための行動のしかたを身に付けるため、安全教育を推進します。
- ・ 滋賀県環境学習の推進に関する条例に基づく推進計画により、認定こども園、保育所、幼稚園をはじめ家庭や地域で環境学習を推進し、身近な自然や暮らしの中でのさまざまな体験活動をとおして、“いのち”の大切さ、自然の大切さに対する理解を促し、自分で考え行動する力を育成します。

イ 認定こども園、保育園および幼稚園における教育・保育の場の充実

○ 潜在的な教育・保育ニーズに対応するための計画的な認定こども園、保育所および幼稚園等の整備支援

- ・ 各市町の子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、潜在的な教育・保育ニーズを含めた必要量を定め、各市町における教育・保育施設（※１）、地域型保育事業（※２）の計画的な整備・設置を支援します。

（注釈）

※１ 教育・保育施設：認定こども園、保育所、幼稚園

※２ 地域型保育事業：家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

○ 認定こども園等の広域利用調整および認可等の円滑な推進

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園の広域利用ニーズの実態や市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、県設定区域を設定し、市町の区域を越えた広域的な施設利用の調整を行うとともに、保育所および幼保連携型認定こども園の認可、認定こども園の認定にかかる需給調整を行い、計画的な取組を推進します。

○ 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等の実施支援

- ・ 待機児童の多い地域などにおける保育ニーズに柔軟に対応できるよう、20人未満の小規模保育事業や、自宅等で少人数の乳幼児を保育する家庭的保育事業、事業所内保育等による受入れを支援します。
また、小規模保育、家庭的保育および事業所内保育等を利用する子どもが、教育・保育を継続して受けられるよう、認定こども園、保育所等の連携施設の確保を支援します。

○ 保育の必要性が高い家庭への配慮

- ・ 市町において、児童虐待防止の観点から、保育が必要な子どもの保護者に保育所および認定こども園の利用申し込みを勧めるとともに、利用調整にあたって配慮するよう働きかけます。
- ・ 認定こども園、保育所へのひとり親家庭の子どもの優先利用が進むよう、市町と連携・協力して取り組んでいきます。

○ 地域の実情に応じた認定こども園の設置支援

- ・ 認定こども園は、親の就労の有無等に左右されず、同一の施設で教育・保育を継続して受けることができることや、地域の子育て支援を実施することから、地域ごとの利用者のニーズや、既存の保育所や幼稚園の設置状況などを踏まえ、地域の実情に応じて、その設置を支援します。
- ・ 地域の実情や利用者のニーズに機動的に対応できるよう、既設の幼稚園や保育所の意向を踏まえ、認定こども園に移行する場合の調整数を定め、施設の認可等の需給調整を行います。

○ 多様な保育ニーズへの対応の促進

- ・ 就労形態の多様化等によるさまざまな保育ニーズに対応し、多様な保育を充実するため、認定こども園、保育所における延長保育や夜間保育、

休日保育などを促進します。

- ・ 幼稚園における通常の教育標準時間を越えた時間帯や長期休業期間中の保育ニーズに応じ、幼稚園における一時預かり等を促進します。

○ 病児・病後児保育の実施の促進

- ・ 子どもが病氣中、または病氣回復期のため集団保育が困難になる間、保育所・医療機関等において一時的に保育を行う病児・病後児保育の実施を促進します。

ウ 保育教諭、保育士、幼稚園教諭等の確保および資質の向上

○ 保育教諭等の人材確保の推進

- ・ 教育・保育施設や地域型保育事業に従事する者の必要数を見込み、保育士確保アクションプログラムを策定し、計画的な保育人材の確保対策に取り組みます。
- ・ 保育士養成校での修学の促進や保育士試験の受験の勧奨を推進し、保育士登録者数の増加を図るとともに、保育所就職フェアの開催等により県内保育施設への就職を促進し、保育人材の確保を図ります。
- ・ 保育士・保育所支援センターを設置し、子育て等の理由により保育現場から離れている保育士資格保有者を掘り起こし、現場への復帰を促進するため、求人情報の提供、円滑な復帰を支援するための研修などを実施することにより、保育人材の確保を図ります。また、相談機能の充実を図り、現任保育士の就労継続を支援します。
- ・ 小規模保育事業や家庭的保育事業等の保育従事者の確保を図るための研修を実施します。
- ・ 保育士等が働き続けられるよう、処遇の改善や働きやすい職場環境づくりを働きかけます。

○ 幼稚園教諭免許および保育士資格の併有促進

- ・ 幼保連携型認定こども園の保育教諭の確保等を図るため、幼稚園教諭免許もしくは保育士資格のいずれかを有する者に対する当該免許・資格の取得の特例制度の利用を促進します。

○ 研修機会の充実等による保育士等の資質の向上

- ・ より質の高い保育を提供するため、保育士の研修機会の充実や保育指導員による保育技術指導を実施し、保育士の資質の向上を図ります。

- ・ 幼稚園の教育課程の編成をはじめとして、幼稚園教育に関する内容、幼稚園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行うことにより、幼稚園教諭の質の向上を図ります。

○ 教育・保育情報の公表

- ・ 教育・保育施設について、施設や事業者の透明性を図り、教育・保育の質の向上を促すため、施設設備や職員の状況、施設の運営方針や教育・保育の内容などを県のホームページ等を通じて公表します。

○ 認定こども園、保育所等における第三者評価等の実施促進

- ・ 認定こども園、保育所において、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価の実施を促進します。また、教育および保育の質の確保・向上のため、認定こども園、保育所および幼稚園における自己評価およびその内容の積極的な公表を働きかけます。

○ 子どもの健康の確保

- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園および学校における歯科健康診断および健診後の指導の充実や、むし歯予防のためのフッ化物洗口の実施を推進します。
- ・ 保育所における子どもの健康の安全の確保が図られるよう、「保育園におけるアレルギー対応ガイドライン」や「保育所における感染症対策ガイドライン」等の活用を促進します。
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園および学校等の関係者からのアレルギー疾患に関する相談を受ける窓口を滋賀県小児保健医療センターに設置し、各施設におけるアレルギー疾患対応を支援します。
- ・ 学校欠席者情報収集システムの普及促進を図り、認定こども園、保育所および幼稚園において、感染症の流行情報の把握による感染症対策を促進します。

○ 認可外保育施設の認可施設への移行促進と質の維持・向上

- ・ 保育の安定的な供給や質の確保の観点から、認可保育所による必要な受け入れ枠の確保を基本に、質の高い認可外保育施設の認可保育所への移行を促進します。

また、認可外保育施設に対する適切な指導監督の実施により保育の質の確保に努め、ホームページに施設の状況を掲載するなど情報を提供します。

エ 障害のある乳幼児への支援

○ 障害のある子どもの保育の推進

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の状態に応じたきめ細かな教育・保育の実施を推進します。
- ・ 保育所等を利用する障害のある子どもが保育所等における集団生活に適應できるよう、訪問支援員が専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」の実施を促進します。
- ・ 障害のある幼児の就園を促進するため、各私立幼稚園が行う特別支援教育事業に対して助成します。

③ すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実

基本目標

すべての子育て家庭の多様なニーズに対応し、子育ての不安や負担感の解消を図るなど、地域における子育て支援の充実を図ります。

[具体的施策]

施策の方向性

子育ての不安や負担感の解消を図るため、子育てに関する相談機能の充実や、在宅で子どもを保育する家庭のニーズに対する一時預かり、就労しながら子育てをする家庭のニーズに対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターによる支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。

具体的取組

ア 子育て家庭の教育力・保育力の向上

○ 家庭の教育力の向上

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、子どもの教育に関する相談、子育てサークルへの支援や子育て講座、子育て中の保護者と子育て経験のある保護者の交流や親子教室を行うなど、親が子育ての知識、考え方や問題解決能力を身につけ、安心して子育てに取り組めるよう、親と子の育ちの場づくりを支援します。(再掲)
- ・ 多くの保護者が参加するPTAの学級懇談会等で、保護者同士が学習資料を活用して子育ての経験や悩みを気軽に話し合う「語り合いをとoshした親育ちの活動」の進行役を育成し、保護者や地域の人同士が語り合える場づくりを支援します。

○ 家庭教育協力企業協定の取組の推進

- ・ 家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに経営者・従業員をあげて自主的に取り組んでもらうため、企業と連携して、職場における各種の学習支援や情報提供を行い、子育てや家庭教育への理解を深める取組を推進します。

イ 子育て・子育てを支える地域の子育て支援の充実

○ 地域の子育て支援の計画的な推進

- ・ 市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業(※3)の必要量の見込みについて定め、計画的に取組を進めます。(注釈)

※3 地域子ども・子育て支援事業：①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、⑦子育て短期支援事業、⑧ファミリー・サポート・センター事業、⑨一時預かり事業、⑩延長保育事業、⑪病児保育事業、⑫放課後児童クラブ

○ 利用に結びつく相談機能の充実

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の提供を希望する利用者が、ニーズに応じた施設を利用できるよう、地域子育て支援拠点や身近な場所での相談窓口や行政窓口での相談員による利用支援を推

進し、利用の促進を図ります。

○ 子育てに関する情報提供、活用促進

- ・ 誰もが容易に県内の子育てに関する様々な情報を入手できるように、インターネットを活用した積極的な情報提供を行います。また、ソーシャルネットワークサービスの活用を図ります。

○ 地域子育て支援拠点の充実

- ・ 子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援、子育て中の保護者どうしの交流の場の提供やネットワークづくりなど、子育て家庭に対する支援を充実するため、地域子育て支援拠点の設置を支援します。

○ 世代間交流による支援体制の充実

- ・ 高齢者と子どもの世代間交流が保育所や児童館等で行われるよう市町と連携し、子育て支援を促進します。

○ 一時預かり、子育て短期支援の充実

- ・ 保護者が育児疲れや急病の場合などに、保育所等において子どもを一時的に預かる一時預かり事業の実施を支援します。
- ・ 育児に過重な負担がかかる出産後間もない時期の家庭や複雑な問題を抱える家庭が、定期的または一時的に子どもを預けて支援を受けられる体制を整えるため、一定期間子どもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施を促進します。また、市町がショートステイ事業を実施するにあたって、児童養護施設等や里親などを活用できるよう支援します。

○ 養育訪問支援の取組の推進

- ・ 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭における適切な養育の実施の確保を図ります。

○ 放課後児童クラブの設置促進と指導員等の資質向上

- ・ 保護者の子育てと仕事の両立を支援し、子どもが保育所から小学校に就学するにあたり適切な環境を整えるため、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生を対象とした放課後児童クラブを放課後子ども総合プランも活用しながら計画的な設置を支援します。

- ・ 放課後児童クラブに従事する指導員に対する研修を実施し、その資質の向上を図ります。

○ ファミリー・サポート・センターの設置支援

- ・ 育児に対する援助を受けたい人で行いたい人とを会員として組織し、保育所までの送迎や保育所閉所後の一時的な預かりなど、育児についての助け合いを行うファミリー・サポート・センターの設置を支援します。

○ 子育て支援活動に携わる人材の育成

- ・ 地域の子育て支援活動に関わる人材の育成と資質を向上させるため、子育てに関する専門的な知識や技術を修得できる機会を提供するとともに、地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の養成を図ります。
- ・ 子育て支援に関わるすべての人が児童虐待防止の視点をもって活動することが、未然防止や早期発見のために重要であることから、児童虐待防止に関する研修への参加や関係機関・団体での学習を働きかけます。
- ・ 多様な主体が取り組む子育て支援の地域ネットワークの構築を推進し、市町において、子育て支援に関する情報共有や関係者の連携が進むよう支援します。

ウ 障害のある子どもとその家族への支援

○ 障害の早期発見、早期治療の推進と障害のある子どもや長期療養をしている子どもの成長・発達およびその家庭への支援

- ・ 身体に障害のある子どもや現存する疾患を放置すると将来において障害を残すおそれのある子どもの手術などの医療費について、育成医療の給付を行います。
- ・ 慢性的な疾病により医療ケアを必要とする子どもの在宅医療の実態を調査し、子どもおよびその家族が在宅療養中においても適切なケアと生活支援を受けることができるように保健、医療、福祉、教育が連携し、子どもと家族に対する長期的な支援の充実を図ります。
- ・ 市町で行う乳幼児健診等により障害を早期発見し、早期の療育が行えるように、関係者が連携して子どもや保護者への支援を行います。

- ・ 障害のある子どもの発達支援や家族支援のほか、保護者どうしの交流の場の設置や、保育所等の地域関係機関への支援を行うなど、切れ目のない継続的な療育の実施を推進します。
- ・ 地域自立支援協議会等を活用し、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよう、関係機関の連携を進めます。
- ・ 障害のある子どもやその家族をはじめとして、すべての住民が障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する地域社会の実現をめざし、障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組や「障害者週間」を中心とした広報・啓発を推進します。

○ 放課後等デイサービス等の設置促進

- ・ 障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場を確保し、仲間との関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放課後等デイサービスや放課後児童クラブ等における支援の充実を図ります。
- ・ 放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れを促進するため、障害児受入環境改善事業を実施し、障害のある子どもの放課後の生活を充実します。
- ・ 市町においてサマーホリデーサービス等への参加を希望する障害のある子どもの受け入れが実現できるよう体制整備を進め、理解促進を目的としたボランティアの参加を促進します。

○ 発達障害のある子どもに対する支援

- ・ 発達障害に関する身近な地域での専門的な相談支援や早期療育の充実、県民理解の一層の促進を図ることなどにより、発達障害者支援施策を総合的に推進します。

④ 仕事と家庭の両立支援

基本目標

男女が共に子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合っていけるよう、仕事と家庭の両立に向けた支援をします。

[具体的施策]

施策の方向性

長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりを進めるため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組を促進します。

また、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりを進め、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援します。

具体的取組

ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組

○ 仕事と生活の調和を推進するための意識づくり

- ・ 家庭、地域、職場などあらゆる場において、男女が共に子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合う意識を育みます。
- ・ 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な働き方や生き方が選択できる社会環境づくりを進めるため、啓発を行います。
- ・ 企業、労働者、地域、行政などの関係者が連携・協力して、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。
- ・ 次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業をワーク・ライフ・バランス推進企業として登録し、県のホームページで子育て支援のための取組を紹介することにより、企業におけるワーク・ライフ・バランスを促進します。

○ 女性の再就職支援

- ・ 出産や子育て等により離職後、再就職を希望する女性や仕事と子育ての両立に悩む女性等を支援するため、滋賀マザーズジョブステーションにおいて、仕事と子育ての両立に向けたアドバイスや保育情報の提供、託児の実施、就労相談、求人情報の提供など一貫した就労支援をワンストップで行います。

イ 企業における子育て支援の取組の推進

○ 男女が共に子育てに関わるための職場環境づくり

- ・ 仕事と子育ての両立を支援するため、事業主や労働者に対し、関連法

制度や各種助成金制度等について周知するとともに、企業において育児休業や子どもの看護休暇の取得促進、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置（短時間勤務制度、所定外労働の免除、フレックスタイム制など）の導入が進むよう啓発を行います。また、妻が専業主婦である男性労働者も育児休業の取得が可能であることを広く普及するなど、男性の育児休業の積極的な取得について啓発を行います。

○ 多様で柔軟な働き方が可能な職場づくり

- ・ 年次有給休暇の取得促進や所定外労働時間の削減を進めることにより、仕事と生活のバランスが取れた働き方を実現し、男女が共に子育てに積極的に関わることができる職場環境づくりを推進します。
- ・ 企業における仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを推進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施が促進されるよう働きかけます。
- ・ 農林水産業に従事する家族が農作業と子育ての両立など生き生きと活動できる環境整備を進めます。

○ 育児休業・短時間勤務制度の利用促進

- ・ 労働基準法に基づく産前産後休業等の母性保護規定や男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理に関する措置を周知します。（再掲）
- ・ 育児休業の取得促進と生活の安定のため、育児休業を取得した労働者を対象に育児休業期間中に必要な生活資金の融資を行います。
- ・ 事業所内保育施設について、複数の企業等が共同で設置することも含め、理解が深まり、設置が促進されるよう働きかけるとともに、地域にも開かれた施設となるよう促します。

○ 県の職場における職場環境づくりの推進

- ・ 県の職場において、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画により、率先して仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに取り組みます。

⑤ 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり

基本目標

子どもが事件や事故の被害にあわないよう、安全確保に努めるとともに、子どもたちが自らの身を守る力を育てます。

また、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

〔具体的施策〕

施策の方向性

子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、子育てにやさしい環境を整備するとともに、子どもを事故や災害から守るための取組を推進します。

具体的取組

ア 地域における安全の確保

○ 学校や通学路、地域における安全の確保

- ・ 学校における危機管理マニュアルの点検見直しや学校安全計画の作成をとおして、各学校における安全管理体制を強化するほか、教職員を対象とした研修会の開催などをとおして、危機管理意識を高めます。
- ・ スクールガード（学校安全ボランティア）、子ども安全リーダーの養成や活動支援を行うなど、学校、家庭、地域、企業等が連携して、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制づくりを進めます。
- ・ 子どもたちが自らの身の安全を守れるよう、生活安全、交通安全および災害安全の三つの領域の安全教育を充実し、知識の習得をはじめとする事故や災害から自分の身を守る力を育成します。
- ・ 子どもを対象とした犯罪を未然に防止するため、通学路などにおいてPTA等の学校関係者や子ども安全リーダー、自主防犯活動団体等とが連携したパトロール活動や「子ども110番の家」を設置するとともに、子どもに対する誘拐防止教室などを開催します。
- ・ 通学路における通学児童の交通安全の向上を図るため、県内の小学校区ごとに、おうみ通学路交通アドバイザーを委嘱し、通学路点検、通学児童の保護誘導活動、通学路に関する要望の集約、交通安全教育活動を支援

します。

○ 子どもを交通事故、犯罪等から守るための活動の推進

- ・ 子どもを交通事故から守るため、交通危険箇所等の安全点検整備活動を推進し、地域ぐるみで交通安全意識を高めるとともに、全席でのシートベルトとチャイルドシートの着用、自転車乗車時のヘルメット着用の普及啓発に取り組みます。
- ・ 子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例や同条例に基づく防犯上の指針に基づき、県、市町、県民、事業者等が一体となって、子どもの特性を踏まえた防犯活動を展開し、犯罪のないまちづくりを推進します。
- ・ 犯罪発生情報の速やかな提供、犯罪に直面した際の対応を網羅した犯罪対応マニュアルの作成・配布、地域安全マップの作成や地域に根ざした自主防犯活動への支援などをおして、県民の自主防犯意識を高めます。

○ 良質な住宅および良好な居住環境の確保

- ・ 安心して子育てできる住環境の整備を促進するため、子育てに配慮した住宅と子育てしやすい周辺環境を総合的に評価し、「滋賀県子育て応援住宅」として知事が認定する事業に取り組みます。
- ・ 子育て世帯が広くゆとりのある住宅を確保することができるよう、それぞれのライフスタイルにあった家族向けの良質な賃貸住宅への入居を支援します。
- ・ 公共賃貸住宅についての情報提供や、県営住宅への入居にあたって多子世帯に対し優先入居を行うなど、子育て期においてゆとりある住宅に入居できるよう支援します。
- ・ 住宅室内で建材や家具等から放散する化学物質が健康に悪影響を与えるシックハウス対策について、ホームページなどをおして情報提供します。また、シックハウスに配慮した住宅の建て方、購入の仕方、建材・施工材の選び方などについて相談を行います。

○ 安心して外出できる環境の整備

- ・ だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、子どもや妊産婦、子ども連れにやさしいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
- ・ 児童等に対する声かけやつきまとい等の前兆事案に対する先制的な指導警告等の推進と、事案発生が予想される地域等への防犯カメラの設置支援など被害防止対策を推進します。
- ・ 子育て家庭が利用しやすい設備整備に取り組む事業所について、県のホームページ等を通じて広報します。

○ 子どもを災害から守る取組の推進

- ・ 子どもを災害から守るため、地震が起きたときや大雨が降ったときに注意することなどについて、わかりやすく広報します。
- ・ 地先における河川などのはん濫や浸水の可能性を示す「地先の安全度マップ」を作成・公表し、認定こども園、保育所、幼稚園、学校、その他子どもが利用する施設等における、命を守るための避難行動や備えについて注意喚起を行います。
- ・ 小学校教員向けに作成した「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」の活用による学習を働きかけ、子どもの頃から「自らの身は自らで守る」という意識を持ち、防災と防犯に関する理念を養う取組を推進します。
- ・ 災害時において関係者が連携して、迅速、的確に対応できる体制の確立と県民の防災意識の高揚を図るため、各防災機関、関係団体、企業、地域住民および児童生徒等の参加のもと、総合防災訓練を実施します。
- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園の耐震化を促進します。

(2) 子ども・若者の健やかな育ちを支える

① 子どもとともに育つ地域づくり

基本目標

社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取組を進めるとともに、安全で安心な活動拠点（居場所）を確保し、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。

[具体的施策]

施策の方向性

子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成にも関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育むとともに、地域のなかで子どもたちが集団で遊ぶ機会や場の確保に取り組めます。

具体的取組

ア 地域・企業がともに関わり支える地域づくり

- ・ 子育てを応援するサービスの実施や、子育て中の親子が気軽に外出できる環境づくりなどの取組を広く企業や店舗に働きかけるとともに、その趣旨に賛同した企業等を応援団として登録し、その取組内容を紹介する淡海子育て応援団事業を推進します。
- ・ 地域の人材や社会資源などを活かし、地域住民が主体的に子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづくり（子育て三方よしコミュニティづくり）を推進します。
- ・ 子どもが健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりを促進するため、子ども未来基金を活用して、県民や県内の民間団体等が地域の中で取り組む子育て支援活動を支援します。
- ・ 子育て支援や若者の自立支援等に関する広報啓発などをおして、社会全体が子ども・若者の育成に関わっていく必要性や意義について考える機会を提供し、その理解を促進します。
- ・ 子ども・若者の健全な育成や自立のための地域社会づくりに向け、家庭、学校、地域等の連携・協力のもとに、青少年育成県民運動を推進します。

- ・ 学校教育において、子どもを生み育てることの意義や家庭を持つことの重要性についての理解を深めます。また、自他の生命の尊さや生命が世代から世代へと受け継がれていくことなどについての理解を促進します。

イ 地域のなかで子どもたちが集団で遊ぶ機会や場の確保

- ・ 安全で安心な活動拠点(居場所)を確保し、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進するため、放課後等の学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室や、児童館などの遊び場を充実します。
- ・ 冒険遊び場等、地域に根づく子どもの遊び場づくりの取組を支援し、地域が主体となって子どもを育てる環境づくりを推進します。
- ・ 子どもや親子が自然とふれあい、運動やレクリエーション活動を行うなど、多様な活動の拠点として都市公園の整備を推進します。

② 「生きる力」を育む教育・学習の充実

基本目標

子どもの自ら育つ力を損なうことなく、確かな学力、豊かな人間性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、互いの人権を尊重し、公の心を持って社会に貢献し、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさを身に付けることができるよう取り組みます。

【具体的施策】

施策の方向性

社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、自立していくための基礎を身につけられるよう「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「滋賀の自然や地域と共生する力」を育むため、学びや体験の機会を確保します。

具体的取組

ア. 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む

○ 「確かな学力」を育む

- ・ 子どもの「確かな学力」を育むため、個に応じたきめ細かな学習指導を進め、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成します。

- ・ 子どもが社会の変化等に対応し、新しい時代を切り拓いていけるよう、英語等の外国語能力を育成する教育や国際理解教育をはじめ、コミュニケーション能力、情報活用能力、職業教育、理数教育の推進等、必要となる知識・能力の育成を図ります。

○ 「豊かな心」を育む

- ・ 子どもの豊かな情操や規範意識、自尊感情、社会性、人を思いやる心などを育むため、道徳教育や感動、本物、仲間などが実感できる体験活動等の推進を図ります。
- ・ 子どもが社会性や思いやりの心を育み、人と人との絆を深め、豊かな人間関係をつくることができるよう、子ども一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて自己肯定感を感じさせるとともに、相手の気持ちを理解できる心の育成を図ります。また、児童生徒の自発的、自治的な活動を進めるとともに、すべての子どもにとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。
- ・ 子どもが人権の意義や人権問題について正しく理解するとともに、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な行動を身に付けられるよう人権教育を推進します。

○ 「健やかな体」を育む

- ・ 心身の健全な発達を促すため、学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育てるとともに、体力の向上と健康の保持増進の基礎となる力を培います。
- ・ 食育や、生活習慣の改善・向上について、学校、家庭、地域が連携協力しながら各課題の解決ができるよう、支援体制の充実を図ります。

イ. 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

○ 地域資源を活用した特色ある教育の推進

- ・ 郷土への愛着や地域に貢献しようとする態度を育むため、琵琶湖をはじめとした豊かな自然、それと人間の活動が一体となって形成された文化的景観、伝えられてきた優れた文化財、多彩な文化芸術や滋賀の先人の教え、工芸品や農産物等、多くの地域資源を教育活動に一層生かしていきま

す。

○ 自然や文化などの体験活動や環境・文化芸術教育の推進

- ・ 子どもが、自然とのつながりや関わりに関心を持ち、主体的に行動できる力を身に付けられるよう、豊かな自然を活用した体験学習や、実践的な学びを重視した環境教育を推進します。
- ・ 琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や身近な社会環境をフィールドとして、「地域が学校、住民が先生」という考え方のもと、しがこども体験学校の体験プログラムを充実し、さまざまな実体験をとおして子どもの豊かな人間性や社会性を育みます。
- ・ 美術館や文化ホールなどにおいて、子どもたちが文化芸術に触れる機会を提供します。

③ 若者の社会的自立・職業的自立の促進

基本目標

子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として、自信と誇りを持って、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう支援します。

【具体的施策】

施策の方向性

社会の一員としての意識を育み、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、地域活動や社会貢献活動などへの主体的な社会参画を促すとともに、若者が能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立していけるよう支援します。

具体的取組

ア. キャリア教育の推進

○ 体系的・系統的なキャリア教育の充実

- ・ 子どもが、社会人・職業人として自立していくことができるよう、中学生の職場体験や高校生のインターンシップなど、子どもの発達段階に応じた系統的なキャリア教育を展開します。
- ・ キャリアノート「夢の手帖」（小学生版・中学生版・高校生版）の作成

や、小学校・中学校・高等学校キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催により、各学校段階における体系的なキャリア教育を実施します。

- ・ コミュニケーション能力をはじめとする社会人・職業人に必要とされる基礎的な能力の向上を図るなど、キャリア形成を支援します。
- ・ 専門的な知識、技能、能力や態度を育成し、職業生活へ円滑に移行する準備および自己の将来の可能性を広げていくことができるよう、地域の企業等と連携しながら、取組の充実を図ります。

○ 勤労観・職業観の養成

- ・ 子どもの頃から「仕事」に興味を持ち、自分の将来に夢や希望、憧れなどが持てるよう、「仕事体験」や「働く大人との出会い」などの体験活動を推進します。

イ. 若者の就職支援の充実

○ 就職支援

- ・ 若者の就労を支援するため、おうみ若者未来サポートセンターにおいて、就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関する講習会や就職説明会の開催などをワンストップで行います。
- ・ 就業経験の少ない若年求職者等を、県内の中小企業が求める人材に育成し、雇用に結びつけた上で定着・戦力化を図っていきます。
- ・ 就職が困難な若者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。
- ・ 実社会の基本的なルールや仕事のルール、基礎知識について記載したハンドブックを配布し、事前の理解不足による就職後の早期の離職防止を図ります。

○ 職業に関する知識、技能の育成

- ・ 若者や離転職者の職業能力の開発のため、県立高等技術専門校の施設内での訓練や民間教育訓練施設等に委託をした訓練を実施するとともに、就職支援アドバイザーによる支援を行うことにより、若者の就労を促進しま

す。

○ 若者の就業機会の拡大

- ・ 農林水産業や地域の地場産業等につく意欲を持つ若者や起業を目指す若者に対して、情報提供・相談、職業紹介、その他就業や事業実施に必要な支援を行います。

ウ、若者の主体的な社会参画の促進

○ 社会参画に向けての機会づくり

- ・ 子どもの頃から、自らの考えを持って意見表明でき、社会の一員として積極的に社会参画する力を育むことができるよう支援します。
- ・ 子ども・若者が国際的な視野で自らの役割を考え、行動する契機となるよう、国際理解や多文化共生について学ぶ機会を提供します。
- ・ 地域の青年が実施する地域の特性を生かした独自の取組、他地域のモデルになる取組にスポットをあて、青年の地域活動や社会貢献活動の普及を図ります。

○ 主体的な社会参画の促進

- ・ 若者が主体的に社会とつながりをもって生活し、活動できるようにするため、企業やNPOなどの参画も得ながら、自立性や社会性を獲得する機会を提供します。また、こうした取組をとおして、若者の自立を支援する団体のネットワークづくりを推進します。
- ・ 滋賀の文化的風土に根ざした青少年活動指導者を育成し、若者の主体的な地域活動や社会貢献活動等を促進します。

（３）共生社会に向けた子ども・若者の多様なニーズを支える

① 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

基本目標

障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会を目指します。

〔具体的施策〕

施策の方向性

共生社会の実現に向け、障害のある青少年や外国人青少年とその家族に対して、関係機関等と連携し、きめ細かな支援を行います。

具体的取組

ア. 障害のある青少年に対する支援

○ 障害のある青少年およびその家族に対する支援

- ・ 地域自立支援協議会等を活用し、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよう、関係機関の連携を進めます。（再掲）

- ・ 障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場を確保し、仲間との関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放課後等デイサービスや放課後児童クラブ等における支援の充実を図ります。（再掲）

○ 発達障害のある青少年に対する支援

- ・ 発達障害に関する身近な地域での専門的な相談支援の充実や地域での自立生活に向けた訓練サービスの提供、県民理解の一層の促進を図ることなどにより、発達障害者支援施策を総合的に推進します。

- ・ 障害者医療福祉相談モールの機能を活かし、発達障害者支援センターやひきこもり支援センター等の県の機関と市町、福祉圏域の関係機関のネットワーク作りを進め、発達障害のある子どもがより身近な地域で乳幼児期から成人期まで一貫した総合的な支援を受けることができるよう取り組みます。

- ・ 発達障害の基礎知識や障害の特性、対応等を学ぶ機会の提供などにより、発達障害児・者を理解し支える身近な人の輪を広げる取組を推進します。

○ 特別支援教育の推進

- ・ 「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられるよう配慮します。また、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。

さらに、特別支援学校における児童生徒増加への対応策を着実に進めます。

イ. 外国人青少年に対する支援

○ 学習支援

- ・ 日本語指導の必要な外国人児童生徒等が在籍する学校において、児童生徒が安心して学習活動に参加し、生活ができるように、日本語学習教材の活用等を通じた日本語指導を実施します。

- ・ 母語による支援が必要な外国人児童生徒や保護者等が、学校と円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、教員に対する実践的な研修の実施や母語が理解できる人材の活用による教育支援を行います。

○ 子どもの健全な育成の支援

- ・ 外国人学校・警察ネットワーク会議の開催、外国人の子どもに対する非行防止教室や防犯教室などをとおして、日本社会のルールなどに対する理解を促進し、規範意識の向上を図ります。

(4) ひとり親家庭を支える

① 真の自立のための就業支援・生活支援

基本目標

ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援し、就業により十分な収入を安定的に確保するとともに、ひとり親が安心して仕事と家庭を両立できるよう多様な保育サービスや日常生活面の支援の充実に取り組みます。

また、子どもの健やかな育ちを支えるため、教育環境の充実を図ります。

〔具体的施策〕

施策の方向性

ひとり親が自分らしいと思える生活の実現をめざして、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定などの就労支援を進めます。また、子どもの成長に伴い変化する働き方に対する希望にも柔軟に対応できるよう企業に対するひとり親の理解促進を図ります。

また、ひとり親家庭の子どもの学習の場の充実など、学びを支える取組を進めます。

具体的取組

ア ニーズに対応した就業相談の充実

○ 母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて求人等の情報提供や技能講習の案内等必要な助言を行い、求職活動を支援します。

- ・ ひとり親家庭の親を対象に、家庭や就労、求職の状況や課題を把握し、就業に向けた支援、職業能力開発へのアドバイスなど個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細かな就労支援を行います。

○ 滋賀マザーズジョブステーションによる就業支援

- ・ 滋賀マザーズジョブステーションにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターとマザーズ就労支援相談やハローワーク、福祉事務所が連携し、求人情報の提供や職業紹介、託児など一括したワンストップの就労支援を行います。また、滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前においても定期的な出張相談を行い、就業相談の充実を図ります。

- ・ ひとり親を対象とした就職説明会を、企業と連携して開催し、就業機会の拡大を図ります。

イ 自立を目指した能力開発の支援

○ 多様な能力開発への支援

- ・ ひとり親の円滑な就業準備や転職を支援するための講習会や就労に必要な知識を身につけるための職業訓練、学び直しへの支援など、幅広い知識・技能の習得と能力開発への支援やハローワークと連携した就業支援を推進し、就労機会の拡大を図ります。

○ 講座等の受講のための経済的な支援

- ・ ひとり親が就職やキャリアアップにつながる資格や技能を習得できるよう、訓練費用の助成や給付金による生活の負担軽減などの経済的支援を行い、受講の促進を図ります。

ウ ひとり親が働きやすい職場環境づくり

○ 雇用促進のための企業等への啓発の推進

- ・ 就業後の状況把握や求人開拓を目的とした企業訪問を通じ、企業・団体等に対し、ひとり親家庭特有の事情等について理解を得るとともに、積極的に就業機会が創出されるよう働きかけを行います。

○ 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりに向けた広報・啓発

- ・ 仕事と子育てを両立し、健康状態や子どもの年齢に応じた働き方ができるよう、仕事と生活の調和のとれた働きやすい職場環境づくりに向けた広報・啓発を推進します。

エ 仕事と子育ての両立を図る子育て・生活支援の充実

○ 多様なニーズに応じた保育サービス

- ・ 保育所および放課後児童クラブの充実を図り、多様なニーズに対応するための延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育の実施を支援します。

- ・ 保育所や放課後児童クラブへのひとり親家庭の子どもへの優先入所あるいは優先的利用について引き続き市町と協力して実施します。

○ 日常生活面での支援

- ・ 病気、仕事の都合等による一時的な家事、育児の援助など、親が困ったときの支援について、子どもの一時預かりや、日常生活への支援、ホームフレンドの派遣などを市町と協力して推進します。

オ 子どもの学習をサポートする支援

○ 子どもの学習支援

- ・ ひとり親家庭の子どもの悩みや相談に応じたり、学習を支援したりするために、地域の公民館等を活用し、地域や団体、市町等と連携しながら学習支援の取組を進めていきます。

○ 子どもの進学のための経済的支援

- ・ 教育費の負担軽減を図るため、子どもが高等学校や大学などに就学・修学するために必要な入学金・授業料などの資金の貸し付けを行うとともに、制度の周知を図ります。

カ 面会交流の普及・啓発

○ 面会交流の広報・啓発

- ・ 面会交流の必要性や心構えに関する講座の開催や、ホームページなどによる情報の掲載など、効果的な広報・啓発を行います。

② 生活の安定と自立のための経済的支援

基本目標

ひとり親家庭が安心して生活できるよう、経済的支援によりひとり親の生活の安定を図ります。

【具体的施策】

施策の方向性

ひとり親家庭となり不安を抱える中、公営住宅の入居など生活基盤確保の支援や各種手当などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

また、離婚にあたって、養育費負担の取決めを行うことなどについて、広報・啓発活動を行っていきます。

具体的取組

ア 生活基盤となる住宅の確保のための支援

○ 公営住宅による生活支援

- ・ 公営住宅についてはひとり親世帯の優先入居制度が概ね半数以上の市町で設けられていますが、未整備の市町に対して、制度が設けられるよう周知を図ります。

○ 住宅確保のための支援

- ・ 民間住宅については、子育て世帯等が生活の基盤である住宅を円滑に確保できるよう、住宅情報の提供に努めます。

イ 生活の安定を図るための経済的支援

○ 児童扶養手当の支給

- ・ 市町と連携して、制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮するなど、適正な支給事務を行います。

○ 福祉医療費の助成

- ・ 病気やけがなどで必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の一部助成を行います。

○ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

- ・ 市町と連携して制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮するなど、適正な貸付事務を行います。

ウ 養育費取得のための支援

○ 養育費確保の支援

- ・ 養育費は子どもの扶養義務の履行を確保するものであり、子どもと別居している親にも扶養義務があるとの認識を広めるとともに、ひとり親家庭が円滑に養育費を取得することができるよう、養育費の相談を行い、NPOと連携した講座を開催するなど、養育費に対する周知を図ります。

③ きめ細かな相談体制・情報提供および広報啓発

基本目標

ひとり親家庭が抱える生活、就業等に関する様々な悩みについて、ニーズに合った支援がきめ細やかに提供できるよう、相談体制や情報提供の充実を図り、ひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発に取り組みます。

[具体的施策]

施策の方向性

ひとり親家庭の子育てをはじめとした様々な悩みに対し、特に支援を必要としているひとり親家庭に情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知を図り、母子・父子自立支援員や就業支援員などによる情報提供や相談体制を充実します。

具体的取組

ア ニーズに対応した相談体制の充実

○ 母子・父子自立支援員・ひとり親家庭福祉推進員による活動

- ・ 母子・父子自立支援員、ひとり親家庭福祉推進員の活動を通して、ひとり親家庭に対して支援施策等に関する情報を積極的に提供します。

- ・ 母子・父子自立支援員がひとり親家庭の自立支援に向け、適切かつ効果的に相談を行えるよう、研修や意見交換を実施し、ひとり親家庭の個々の状況に応じて支援施策や関係機関等へ適切につなぐ相談体制を充実します。

○ 母子家庭等就業・自立支援センター、電話相談窓口での相談対応

- ・ 電話相談就業支援員やプログラム策定員の研修や母子・父子自立支援員との意見交換を実施し、支援施策および関係機関等へ適切につなぐ相談体制を充実します。
- ・ 育児や虐待に対する電話相談や養育費確保等に対する法律相談を行います。

○ ひとり親ふれあい交流事業の推進

- ・ ひとり親がいきいきと日常生活を営めるように、ひとり親家庭の集いの場を設けて、情報の交換や相談の機会を提供し交流を深めます。

イ ひとり親家庭への情報提供の充実

○ 相談窓口の周知

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターでの離婚問題や養育費確保等に対する法律相談や育児や虐待などの電話相談を含む相談窓口の周知を行います。

○ 広報誌やホームページ等の活用

- ・ 必要な情報が必要とする人に十分行き渡るよう、ホームページ等を活用し、情報が届きにくいひとり親家庭にも配慮しながら情報提供を充実します。

ウ ひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発

○ 地域の団体等との連携

- ・ 児童委員や地域の団体等に対し、研修会等の様々な機会を通じて、地域がひとり親に対する理解を深め、地域全体で子どもの人権を尊重し、ひとり親家庭を見守り支えていく環境がつくられるよう働きかけを行います。

○ 企業に対する理解促進

- ・ 企業や団体への訪問等を通じて、就業後の状況把握や求人開拓を行い、ひとり親家庭特有の事情等について理解を得るとともに、積極的に就業機会が創出されるよう働きかけを行います。

3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進

(1) 社会的養護の推進

① 児童虐待の未然防止

基本目標

児童虐待によって子どもが傷つくことがないように、児童虐待を起こさない地域づくりを進めるとともに、子どもや保護者が必要な子育て支援につながる取組を進めます。

〔具体的施策〕

施策の方向性

児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもを見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。

また、子育ての負担感、不安感を少なくするため、多様なニーズに応え、きめ細かな子育て支援の推進を図り、子育てを地域の様々な関わりの中で支えていきます。

具体的取組

ア 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成

○ 県民へのオレンジリボンを活用した啓発活動

- ・ 社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、市町、関係機関、団体、企業などと協働し、オレンジリボンを活用した啓発活動を実施します。

- ・ 5月「児童福祉月間」、11月「児童虐待防止推進月間」を中心に街頭啓発などの啓発活動を実施します。

○ 要保護児童対策連絡協議会による総合的な対策の推進

- ・ 福祉、保健、医療、教育、司法などの関係機関で構成する滋賀県要保護児童対策連絡協議会を運営し、関係機関における児童虐待防止のための取組の充実と関係機関の連携の強化を図ります。

イ 未然防止に有効な子育て支援の充実

○ 地域における子育て支援の推進

- ・ 子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援、子育て中の保護者同士の交流の場の提供やネットワークづくりなどにより、子育ての不安感、負担感、孤立感を軽減するため子育て家庭に対する支援を充実します。

○ 子ども・子育て応援センター事業の推進

- ・ 子どもの「助けてサイン」を受け止めるため、子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）において、子どもや保護者からの悩み相談に応じます。

ウ 子ども自らの人権意識の向上

○ 児童虐待防止に関する学習・啓発

- ・ 子どもに人権意識を分かりやすく教え、子ども自らが暴力から身を守る力をつけるプログラムの普及を促進します。

○ 権利擁護の取組

- ・ 滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会による実地調査を行い、子どもが施設で安心して生活していけるよう支援します。
- ・ 「子ども権利ノート」を作成、配布し、子どもが守られる権利を学べるよう支援します。

○ 子ども・子育て応援センター事業の推進（再掲）

- ・ 子どもの「助けてサイン」を受け止めるため、子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）において、子どもや保護者からの悩み相談に応じます。

② 児童虐待の早期発見・早期対応

基本目標

児童虐待の重篤化を防ぐために、関係機関と連携し、早期発見と早期対応に取り組めます。

[具体的施策]

施策の方向性

保健・医療・福祉等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を早期に把握していきます。

そのため市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。

具体的取組

ア 保健・医療・福祉の連携による早期発見と支援

○ 妊娠期、乳幼児期を通じた育児への助言等

- ・ 母子健康手帳交付、妊婦健診、乳幼児健診、新生児訪問・乳児家庭全戸訪問事業などの機会をとおして、地域とつながり、地域の支えの中で保護者が育児をできるよう相談指導の充実を支援します。

○ 要支援家庭に関する医療機関から市町への情報提供について

- ・ 出産前も含め早期に養育支援を行うことが必要であると判断した家庭について医療機関から市町への情報提供と、情報の共有を推進します。

○ 産科・小児科などの医療機関と連携した継続的支援について

- ・ 市町が医療機関と連携し、ハイリスク妊産婦や新生児などの支援が必要な者を早期に把握するとともに、市町において、訪問活動等により母子の健康の確保が図られるよう協力します。

○ 産後の母子を支援する仕組み

- ・ 妊娠・出産・産褥期は母子の愛着形成やその後の子どもの健全な発達に重要な時期であることから、市町や関係機関と連携し、産後の母子に対する支援を推進します。

○ 保健医療従事者の研修機会の確保

- ・ 保健医療従事者の資質向上のための研修を充実します。

イ 特に養育の支援が必要な家庭に対する支援

○ 養育支援を必要とする家庭への訪問

- ・ 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭における適切な養育の実施の確保を図ります。（再掲）

○ ショートステイの充実

- ・ 育児に過重な負担がかかる出産後間もない時期の家庭や複雑な事情を抱える家庭が、定期的または一時的に子どもを預けて子育ての負担の軽減につながる支援を受けられるよう体制の確保を図ります。

○ 要保護児童等の出席状況の把握と安全確認

- ・ 早期発見・早期対応のため保育所や学校から市町、子ども家庭相談センターに定期的な情報提供が行われるよう仕組みづくりを進めます。

○ 居住実態が不明な児童の把握

- ・ 要保護児童対策地域協議会において関係機関が情報を共有し、連携して対応できるよう市町マニュアルを改訂し対応を示します。
また、子ども家庭相談センターは市町と連携し虐待発生とその深刻化を予防するため常に状況把握に努めます。

○ 保育所・認定こども園の利用申込みの勧奨および保育所入所選考での配慮

- ・ 児童虐待防止の観点から、保育所・認定こども園での保育が必要な子どもの保護者に利用申込みを勧めるとともに、入所選考にあたって配慮されるよう働きかけます。

○ 要保護児童対策地域協議会としての情報共有、支援連携

- ・ 保護者や子どもの状況を把握し、要保護児童対策地域協議会として情報を共有し、要支援家庭への訪問による相談や、家事援助を実施するなどの支援を促進します。

③ 子どもの保護・ケア

基本目標

社会的養護を必要とする子どもに、安全・安心で人権の尊重された生活の場を提供します。

[具体的施策]

施策の方向性

社会的養護を必要とする子どもを迅速に保護できるように、社会資源の充実を図ります。

また、社会的養護のもとにある子どもが、家庭的な環境で安心して安全な生活ができるような生活環境を整備します。

具体的取組

ア 一時保護機能の充実

○ 行動診断の強化

- ・ 子ども家庭相談センターは子どもの状態を丁寧に行動診断し、確かな援助の決定につなげていきます。

○ 子どもへの支援

- ・ 社会生活を営んでいく上で、対人関係等を上手く結べるようソーシャルスキルトレーニングを実施していくことや学習支援の充実を図ります。
- ・ 外国籍の子どもの保護については、多文化、多国籍へ対応できるよう配慮します。

イ 児童養護施設、里親委託等の受入れ体制の整備

○ 家庭的養護の促進

- ・ 子どもが家庭的な環境で生活していけるよう、施設の小規模化を進めていきます。そして、子どもの持つ様々な課題に対応できるよう専門性の強化を進めていきます。

○ 里親委託の拡大および里親支援の強化

- ・ より多くの子どもが家庭的な環境で生活できるよう里親の委託拡大に努めます。

また、里親の資質向上を図るとともに、子どもを養育する里親が子育ての不安感、負担感を持たないように相談支援の充実を図ります。

○ 子どもの状況にあった施設、里親への措置

- ・ 子ども家庭相談センターで子どもの社会診断、心理診断、行動診断等を実施し、子どもの状況や家庭状況等を見極めて施設や里親へ措置していきます。

ウ 子どもの権利擁護の推進・被虐待児等へのケアの充実

○ 権利擁護の取組（再掲）

- ・ 滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会による実地調査を行い、子どもが施設で安心して生活していけるよう支援します。
- ・ 「子ども権利ノート」を作成、配布し、子どもが守られる権利を学べるよう支援します。

○ 施設における子どものケアの充実・強化

- ・ 虐待を受けた子どものケアおよび自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うため、関係機関職員に対する資質向上のための研修を充実します。

④ 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援

基本目標

社会的養護のもとにある子どもとその保護者の絆の再構築に取り組むとともに、将来にわたって自立した社会生活を送れるように、子どもの支援に取り組めます。

[具体的施策]

施策の方向性

施設への入所や里親委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもの将来を見据えて、子どもと保護者との関係の修復に取り組んでいきます。

また、18歳を迎え、措置を解除となった子どもが、安定した社会生活を送ることができるように、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。

具体的取組

ア 親子関係の修復・家庭復帰

○ 家庭復帰に向けた取組

- ・ 子ども家庭相談センターは、対応チームの編成や職員の専門性の向上を図り、児童養護施設等や市町と連携して、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）の取組を進め、家庭復帰にあたっては、市町、関係機関で連携し地域で子どもを見守り支援していきます。
- ・ 家庭復帰にあたって、子ども家庭相談センター、市町、関係機関等と意見が異なる場合等は必要に応じて児童措置審査部会に意見を求めます。
- ・ 対応が困難な保護者に対しては、情報を共有し施設と子ども家庭相談センターが連携して対応していきます。

イ 子どもの自立支援

○ 施設、里親、行政の連携による自立支援の仕組みづくり

- ・ 児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置されている子どもの自立支援の仕組みづくりをするため、施設、里親、行政による協議会を開催

します。

- 退所後の自立に向けた就労や社会生活面を支援する仕組みづくり
 - ・ 児童養護施設等で生活する子どもの自立に向け、退所前から退所後を通じた就業や社会生活の学習、相談、相互交流などを行い自立に向けた仕組みづくりを進めます。
 - ・ 児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置されている子どもについて、企業、団体等と連携しながら就労支援の仕組みづくりを進めます。
- 自立援助ホームの支援
 - ・ 児童養護施設等を退所した子どもに日常生活上の支援および職業指導等を行い、自立を支援します。

⑤ 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携の強化

基本目標

児童虐待への対応を強化するために、子ども家庭相談センターの組織としての対応力を強化するとともに、市町や関係機関との積極的な連携を図ります。

[具体的施策]

施策の方向性

児童虐待相談が増加を続けていること、また、その背景として、経済的な問題や社会的孤立の問題などの複数の要因が複雑に絡まっている状況があり、児童虐待の問題は、容易に解決できるものではなくなっています。このため子ども家庭相談センターは組織としての高い専門性を発揮し、他機関と効果的な連携を行う等機能強化に取り組みます。

また、市町や関係機関との積極的な連携を図り、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図っていきます。

具体的取組

ア 子ども家庭相談センターの機能強化

○ 新たな子ども家庭相談センターの設置

- ・ 新たな子ども家庭相談センターを設置し、喫緊の課題である児童虐待相談ははじめとする全ての相談に対して、児童相談所として持てる機能を発揮して、子どもたちの命を守り、県民に期待される任務を果たし得る子ども家庭相談センターとします。また、一時保護機能の強化について検討しま

す。

○ アセスメント機能の充実

- ・ 社会診断、心理診断、行動観察等を実施し、子どもの状況を見極め、それらをもとに適正な援助方針を決定していきます。

○ 保健・医療機関との連携

- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応を図るためには、多くの子どもや保護者と接し、その心身の状況を把握する機会がある、母子保健機関や産科や小児科をはじめとする医療機関と子ども家庭相談センターとの連携を強化する必要があります。

早期発見・早期対応に向けた円滑な連携のため、保健・医療・福祉関係機関の情報共有と意見交換の場づくりを進めます。

○ 法的対応の強化

- ・ 子ども家庭相談センターに付与されている法的権限を適時適切に行使するために、家庭裁判所への弁護士による代理人申請等について、滋賀弁護士会と文書による取決めを行います。
- ・ 臨検・捜索等に関わる研修への参加を継続し、法的対応力の向上に努めます。

○ 医療機能の強化

- ・ 医療的な機能強化を図るため、虐待の診断などについて医療機関との連携を図ります。

○ 重症事例の検証

- ・ 児童虐待の重症事例が発生した場合は、市町と協議し児童虐待事例検証部会による検証を行い、再発防止に努めます。

○ 業務マニュアルの作成

- ・ 職員の対応能力の平準化を図るとともに、知識や専門性を発揮できるよう業務マニュアルを作成します。

イ 市町との連携

○ 市町との緊密な連携と情報共有

- ・ 初期対応からその後の継続的な対応への引継ぎや、一時保護の解除時や、施設入所措置の解除時など、子どもに対する支援に変化が生じた場合の市町との情報共有をこれまで以上に徹底し、子どもへの支援に切れ目が生じないようにします。

○ 子ども家庭相談センターと市町との個別定期協議の実施

- ・ 子ども家庭相談に係る組織体制も含めた市町の状況を把握し、それに基づいた市町と子ども家庭相談センターの連携を進めるとともに、これまで以上に効果的な市町への助言等支援を実施するために、市町ごとに効果的な支援方策や連携上の課題について意見交換する場を設けます。

○ 市町向けマニュアルの改訂

- ・ 市町とも連携しながら、ワーキンググループを立ち上げ、具体的事例への対応について研究し、それをもとに市町向けマニュアルを改訂します。

○ スーパーバイザー派遣の充実

- ・ ソーシャルワークに精通したスーパーバイザーを市町に派遣し、市町の取り組む支援の充実を図ります。

○ 研修会の開催

- ・ 研修で事例検討を実施し、通告があった以後の対応等について具体的に学ぶ機会を設け市町職員の対応能力を高めます。

○ 役割分担の明確化

- ・ 「児童虐待ケースにおける市町と子ども家庭相談センターの役割分担の明確化に向けた指針」を徹底し相談支援の充実を図ります。

ウ 関係機関の役割と連携

○ 施設・里親担当の児童福祉司の配置

- ・ 施設・里親担当の児童福祉司を配置して、施設・里親による子どもの養育状況を詳細に把握し、きめ細かい助言指導に努めるなど、措置児童への支援を充実させます。

○ 里親支援機関との連携

- ・ できる限り家庭的な養育環境を提供するため、里親支援機関とともに新規里親に向けた取組を進めるとともに、未委託里親への委託促進を進めま

す。

○ 家庭裁判所、地方検察庁との連携

- ・ 家庭裁判所、地方検察庁と子ども家庭相談センターとが、情報交換しながら連携を進めます。

○ 児童家庭支援センターとの連携

- ・ 専門的な知識および技術を必要とする子ども家庭相談の充実のために、児童家庭支援センターの機能強化を図り、連携していきます。

⑥ 子どもへの心理的虐待の予防（DV防止）

基本目標

子どもへの心理的虐待となり、身体的虐待やネグレクトにもつながる恐れのある、配偶者からの暴力（DV）の防止を図ります。

〔具体的施策〕

施策の方向性

配偶者からの暴力（DV）は、同居する子どもへの心理的虐待となるだけでなく、加害者の暴力が子どもへも向き身体的虐待となったり、心身の傷ついた被害者による子どもの養育がネグレクトとなるなど、虐待の拡大にもつながります。

児童虐待対応を意識したDV対応に取り組めます。

具体的取組

ア 広報啓発

○ 広報啓発

- ・ 子どものいる家庭におけるDVは、直接子どもに向けられた行為ではなくても、子どもに深刻な影響を与える児童虐待となることについて広く啓発します。

○ 児童虐待相談とDV相談の連携

- ・ 県や市町において、児童虐待相談を担当する部署と、DV相談を担当する部署が連携し、情報交換を行い、相談対応に取り組めます。

⑦ いじめの加害者や非行児童への対応

基本目標

いじめや非行の加害を行った子どもを、福祉的な支援が必要な要保護児童と捉えて、関係機関が連携して対応します。

〔具体的施策〕

施策の方向性

いじめの加害者や非行児童に対しては、その背景にある、子どもや家族の抱える問題を把握するために関係機関が情報共有したうえで、適切な役割分担を行い、必要な支援に取り組みます。

具体的取組

ア 学校、家庭裁判所との連携

○ 学校等との連携

- ・ いじめや非行問題への対応にあたって、学校や教育委員会と適切な連携を図るために、普段から情報を共有する体制を構築します。
- ・ いじめの背景には児童の非行や家庭の抱える困難等様々な要因も考えられ、要保護児童として対応することも想定されるため、相談等があった場合は要保護児童対策地域協議会において情報を共有するよう努めます。
- ・ 学校等との連携の一つとして、必要に応じて子ども家庭相談センターが研修の講師を派遣します。

○ 家庭裁判所との連携

- ・ いじめの加害者について、市町、学校等の関係者から相談があった場合や、触法少年として警察から子ども家庭相談センターに通告があった場合等に相談等の内容を検討し、必要に応じて家庭裁判所へ送致します。

(2) 青少年の健全な成長を支える環境づくりの推進

① 青少年の健全育成の推進

基本目標

青少年を取り巻く環境の整備や青少年の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から青少年を保護するとともに、青少年が自らのもつ力を発揮しながら、たくましく生きることができるよう支援します。

[具体的施策]

施策の方向性

青少年が犯罪や事故などに巻き込まれないよう安全を確保するとともに、健やかに成長するための環境を整備します。

また、非行などの課題がある青少年が、命の大切さを学び、自分自身を見つめ直し、自立に向け健やかに成長していけるよう、関係機関との連携のもと、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなど、青少年の立ち直りを支援します。

さらに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、多様な機関が連携して、切れ目ない支援を行います。

具体的取組

ア 青少年を健全に育成するための環境整備

○ 思春期保健対策の充実

- ・ 医療、教育、母子保健の関係機関の連携のもとに性に関する健全な意識の育成、性や性感染症予防に関する相談や正しい知識の普及を図ります。

○ 健全な育成環境の整備

- ・ 危険ドラッグなどの薬物乱用防止を図るため、教育および保健、医療機関、関係団体が連携し広報啓発を行うほか、中学校、高等学校での薬物乱用防止教室など継続的な啓発活動を推進します。
- ・ 地域を中心として、行政、警察、学校、民間企業等と緊密に連携・協力を図り、青少年の健全育成に関する条例に基づき、健全な育成を阻害するおそれのある性、暴力、犯罪助長などに関する過激な情報の発信元となる有害図書等の規制、排除に努めるとともに、健全な育成を図るうえで有益であると認められる図書、興業などを積極的に推奨することにより、青少年の健全な育成に優良な社会環境づくりを推進します。

○ 安全・安心なインターネット利用

- ・ 学校において、発達段階に応じて、インターネット上のトラブル等に関して被害者にも加害者にもならないよう情報活用能力や情報モラル等の育成を図ります。
- ・ 青少年をインターネット上のトラブルから守るために、「フィルタリングの利用」、「家庭における利用のルールづくり」、「保護者のインターネット・リテラシー向上および確実な管理・監督」を3本柱とし、官民連携して広報啓発などに取り組みます。
- ・ 青少年の性に関する問題に対応するため、出会い系サイト、コミュニティサイト等を利用した児童買春などの犯罪の取り締まりのほか、ソーシャルネットワークサービスなどの適切な利用方法や有害サイト利用に伴う危険性に関する広報啓発、情報発信などの取組を強化します。

イ 非行少年等の立ち直り支援の充実

○ 青少年の犯罪や非行を防止する活動の推進

- ・ 青少年の非行防止と健全育成を推進するため、少年センターや少年補導員による街頭補導活動、相談活動を展開します。また、警察署・少年サポートセンターによる不良行為少年等やその保護者への継続指導、被害少年の保護の充実を図ります。
- ・ 学校における生徒指導体制を強化するため、生徒指導緊急特別指導員を学校に適時派遣し、問題行動を起こす子どもへの指導や支援のあり方を助言するなど、警察、少年センターなどの関係機関と連携して支援を行います。

○ 非行少年等の立ち直り支援

- ・ 県内9か所に設置している青少年立ち直り支援センター（あすくる）において実施している支援プログラム（自分探し支援、生活改善支援、就労支援、就学支援、家庭支援）を充実させ、非行少年等の立ち直り支援を、より効果的に推進できるよう努めます。
- ・ 行政、警察、学校、地域等の関係機関・団体等との連携協力を強化することにより、情報の共有化を図るとともに、青少年立ち直り支援センター（あすくる）職員を対象とした研修会を実施し、技能の向上を図り、円

滑な立ち直り支援活動の取組を推進します。

- ・ 青少年立ち直り支援センター（あすくる）において、非行少年等の立ち直り支活動をより充実させるため、活動をサポートする県民や企業によるボランティア（青少年支援サポーター、支援協力企業）の拡大、協力を促進をします。

ウ 社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援

- ・ ニート、ひきこもり、不登校、発達障害など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、多様な機関・団体の連携強化、ネットワークづくりを進めます。

エ 心の問題を抱える青少年に対する支援

- ・ 子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）において、虐待、いじめ、不登校、非行、進路など、子どもに関わるあらゆる問題について気軽に相談に応じ支援します。
- ・ 児童思春期における精神疾患、不登校、ひきこもりなどの心の問題に対応するため、県立精神保健福祉センターや保健所における思春期相談など、地域における専門相談体制の充実を図ります。
- ・ 県立精神保健福祉センター内のひきこもり支援センターにおいて、本人や家族からの相談を受けるとともに、同センターや保健所において、当事者の会や家族交流会など、同じ思いを抱えた人々と出会える場、悩みなどを相談し合える場を提供します。

(3) 子どもの貧困対策の推進

① 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援

基本目標

貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者および子どもに対する就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を目指します。

[具体的施策]

施策の方向性

保護者に対して、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定や学び直し、困難を有する子どもについては、学校と就労支援機関との連携により、実情に応じた就職支援を進めます。

具体的取組

ア 保護者に対する就労の支援

○ 親の就労支援

- ・ 生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員等による支援、就労活動促進費の支給や就労自立給付金の支給を実施します。
- ・ 福祉事務所（市・県）において、児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを提供することで、就業を軸とした自立支援を図ります。また、看護師等の資格を取得するため養成機関に通学している間の生活資金として、高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭への就業支援を行います。
- ・ 母子家庭の母や出産や子育てを理由に離職し、再就職を希望する女性等を対象に、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、就職の促進を図ります。

○ 親の学び直しの支援

- ・ 福祉事務所（市・県）において、職業経験がないひとり親家庭の父母に対して、主体的な能力開発の取組を支援するため、自立支援教育訓練給付金を支給し、学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。
- ・ 県健康福祉事務所において、生活保護受給中のひとり親家庭の親が高等

学校に就学する際、高等学校等就学費の支給を実施します。

イ 子どもの就労支援

○ 困難を有する子どもに対する就労支援

- ・ 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子どもについて、個々の家庭の状況、職業適性および就業経験等に応じ、就業相談、就業支援講習および就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供を実施します。
- ・ 児童養護施設の退所児童等に対しては、就職・生活に関するアドバイスやスキルアップ講座等の支援を実施します。

○ 全日制高校に通学していない子どもに対する就労支援

- ・ 定時制高校に通学する子どもに対しては、学校とハローワークのジョブサポーター等との連携による求人開拓を実施します。
- ・ 高等学校中退者に対して、学び直しの機会を提供するとともに、学校が相談窓口として、ハローワーク、滋賀県地域若者サポートステーション等との連携を実施します。
- ・ 就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。

② 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援

基本目標

貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業等の充実を図ることなどにより、子どもおよびその保護者の社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組めます。また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等における関連制度を一体的に捉えて施策を推進します。

【具体的施策】

施策の方向性

保護者が仕事と家庭の両立ができるよう、保育サービスの充実や、日常生活や健康面のサポートを行うとともに、子どもの居場所づくりや進学・就労など、子どもが安心して生活することができるよう、支援の充実を図り、関係機関の連携や体制整備などを進めます。

具体的取組

ア 保護者の生活支援

○ 保護者の自立支援

- ・ 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援および家計相談支援を実施します。

- ・ ひとり親家庭が一時的に家事援助、保育等のサービスが必要になった際に、家庭生活支援員を派遣して児童の世話等を行い、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図ります。

○ 保育等の確保

- ・ 市町が実施する認定こども園や保育所、放課後児童クラブなどの施設整備や、小規模保育、家庭的保育等の実施を支援するとともに、保育人材の確保、研修事業など質の向上に取り組みます。

また、ひとり親家庭の子どもの保育所や放課後児童クラブへの優先入所あるいは優先的利用について、市町に対する情報提供等を行います。

- ・ 共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、地域の実情に応じて、「放課後子ども総合プラン」に取り組めるよう、市町福祉部局および市町教育委員会に対して、その考え方等の周知に努めます。

○ 保護者の健康確保

- ・ ひとり親家庭の親が生活の中で直面する諸問題の解決を図るため、福祉事務所（市・県）において、母子・父子自立支援員による相談支援や、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場を提供し、ひとり親家庭の地域での生活を支援します。

- ・ 個別事例に応じて、福祉事務所、市町保健センター、保健所等関係機関と連携し、健康面を含めた支援を行います。

また、県では市町・関係機関の母子保健従事者を対象に研修会や事例検討会などを開催し、資質向上に努めます。

- ・ 市町における乳児家庭全戸訪問および養育支援訪問において、妊婦等による養育が適切に行われるよう、相談、指導、助言等が行われることを

支援します。

○ 母子生活支援施設等の活用による地域での生活の支援

- ・ 母子生活支援施設の保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童に対し保育サービスを提供します。

イ 子どもの生活支援

○ 児童養護施設等の退所児童の支援

- ・ 退所児童等に対し、就職・生活に関するアドバイスやスキルアップ講座等の支援を実施します。また、退所児童等が就職や住居を借りる際、施設長等が身元保証人になることの支援を実施します。

○ 食育に関する支援

- ・ 食育実践者に対して、食に関する知識の向上を図ることを目的に研修会を開催します。

また、食育を推進するため、専門職である管理栄養士・栄養士に対して、地域課題にそった食育推進のための専門研修会を開催します。

- ・ 保育所に対して、指導監査等を通じ、ガイドラインにそった食事提供の指導・助言を行います。また、児童養護施設に対して、定期監査時に入所児への必要な栄養指導が行われているかの確認を実施します。

○ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

- ・ 複合的な課題をもつ生活困窮者に対し、自立相談支援や居場所づくりを含む学習支援を実施します。

- ・ 市町が実施する認定こども園や保育所、放課後児童クラブなどの施設整備や、小規模保育、家庭的保育等の実施を支援するとともに、保育人材の確保、研修事業など質の向上に取り組めます。

また、ひとり親家庭の子どもの保育所や放課後児童クラブへの優先入所あるいは優先的利用について、市町に対する情報提供等を行います。(再掲)

- ・ 共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、地域の実情に応じて、「放課後子ども総合プラン」に取り組めるよう、市町福祉部局および市町教育委員会に対して、その考

え方等の周知に努めます。(再掲)

ウ 関係機関との連携等

○ 関係機関の連携

- ・ 困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子どもたちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討します。

○ 社会的養護施設の体制整備、子ども家庭相談センターの相談機能強化

- ・ 家庭での保護者による安定的な養育が困難な子どもに対して、家庭的な養育環境を提供するために、里親の拡充と施設の小規模化を図ります。
- ・ 里親支援機関との連携により、里親に関する情報共有を推進します。
- ・ 養育里親認定研修、児童虐待相談等関係職員研修を実施し、里親や施設職員の資質向上に取り組みます。
- ・ 子ども家庭相談センターの機能を強化し、里親や施設で暮らす子どもへのケアを充実します。

○ 相談職員の資質向上

- ・ 生活保護世帯の支援にあたるケースワーカーの資質向上を図るため、研修を実施します。
- ・ ひとり親家庭の親が生活の中で直面する諸問題の解決を図るため、福祉事務所（市・県）において、母子・父子自立支援員による相談支援や、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場を提供し、ひとり親家庭の地域での生活を支援します。(再掲)
- ・ 困難を有する子ども・若者に係る支援について、支援者を対象とした研修や、県民を対象とした公開講座を実施し、子ども若者支援に関する広い知識を提供します。また、ひきこもり支援に関して従事者向けの研修や、地域事例検討会を行い、支援者の育成および資質向上を実施します。

エ その他の生活支援

○ 妊娠期からの切れ目ない支援等

- ・ 妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、保健所において周産期医療連絡調整会議を開催し、市町、医療機関等との連携強化に取り組みます。
- ・ 県助産師会に委託する「子育て・女性健康支援センター」において、妊娠・出産・子育てに関する相談支援に応じます。
- ・ 個別事例に応じて、福祉事務所、市町保健センター、保健所等関係機関と連携し、健康面を含めた支援を行います。(再掲)

○ 住宅支援

- ・ 住宅困窮度の高いひとり親世帯に対する県営住宅の優先入居や、子育て世帯等に対する民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。
- ・ 母子福祉資金等貸付金のメニューである住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付を通じて、ひとり親家庭に対する住宅支援を行います。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそれのある人々に住居確保のための支援を実施します。

③ 世帯の生活を下支えするための経済的支援

基本目標

世帯の生活の基礎を下支えするため、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた経済的支援を進めます。

【具体的施策】

施策の方向性

ひとり親に対する児童扶養手当、福祉医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付や養育費確保支援、生活保護世帯に対する教育扶助等などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

具体的取組

ア ひとり親家庭に対する支援

○ 児童扶養手当の支給

- ・ 市町と連携して、制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配

慮するなど、適正な支給事務を行います。(再掲)

○ 福祉医療費の助成

- ・ 病気やけがなどで必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の一部助成を行います。(再掲)

○ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

- ・ 市町と連携して制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮するなど、適正な貸付事務を行います。(再掲)

○ 養育費確保の支援

- ・ 養育費は子どもの扶養義務の履行を確保するものであり、その支払いは親としての責任であるとの認識を広めるとともに、ひとり親家庭が養育費についての理解を深められるよう、養育費の相談を行い、NPOと連携した講座を開催するなど、養育費に対する周知を図ります。(再掲)

○ ひとり親家庭に対する調査

- ・ ひとり親家庭への就業支援や経済的支援等の状況把握のため、実態調査(5年に1回)を実施します。

イ 生活保護世帯に対する支援

○ 教育扶助の支給方法

- ・ 生活保護における教育扶助について、目的とする費用に直接充てられるよう、学校等からの要請に応じて、学校の長に対して直接支払うことを実施します。

○ 生活保護世帯の子どもの進学時の支援

- ・ 県健康福祉事務所において、高等学校等に進学する際、入学料、入学検査料等を支給します。また、高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合は、収入として認定しない取扱いとします。

④ 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援

基本目標

学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関連機関と

の連携や経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進し、また、教育費負担の軽減を図ります。

[具体的施策]

施策の方向性

子どもが小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進し、貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の質の向上を図り、また、学校や地域での放課後学習の取組、福祉関連機関との連携など学校を拠点とした子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組みます。

具体的取組

ア 学校を拠点にした総合的な子どもの貧困対策の展開

○ 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

- 福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校や市町教育委員会の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。

また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、公立小学校・中学校、県立高等学校にスクールカウンセラーを配置・派遣します。

- 学校等を拠点とした活動（学習講座・行事等の実施）、地域人材の養成、家庭教育支援チームの設置・活動を実施し、保護者に対する家庭教育支援をサポートします。

○ 学校教育による学力保障

- 小中学校において習熟度等の別による指導や複数教員による指導、また少人数学級編成により、個に応じたきめ細かな指導を行うための教員配置を実施するとともに、放課後学習を支援します。

○ 地域による学習支援

- 放課後子ども教室、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実します。また、地域による学習支援等の充実が図られるよう、コミュニティ・スクールの設置に向けた周知や啓発を実施します。

- ひとり親家庭の子どもの悩みや相談に応じたり、学習を支援したりするために、地域の公民館等を活用し、地域や団体、市町等と連携しながら

ら学習支援の取組を進めていきます。(再掲)

○ 高等学校等における就学継続のための支援

- ・ キャリアノート「夢の手帖」(小学生版・中学生版・高校生版)の作成や、小学校・中学校・高等学校キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催により、各学校段階における体系的なキャリア教育を実施します。(再掲)
- ・ 高校中退者等について、学校がハローワーク等に対して高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供を充実します。
- ・ 高等学校等中退者が高等学校等に再入学し、授業料の支援として「高等学校等就学支援金」の支給限度期間を超えた場合に、卒業するまで(最長2年間)学び直し支援金を支給し、高等学校等における教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

イ 貧困の連鎖を防ぐための就学前の教育・保育の質の向上

○ 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育にかかる負担軽減

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園への就園を促進するため、市町における、低所得世帯に対する利用者負担の軽減や、施設利用に伴う教材費等の費用負担の軽減を図り、適切な教育・保育を推進します。

○ 就学前の家庭教育支援

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、子どもの教育に関する相談、子育てサークルへの支援や子育て講座、子育て中の保護者と子育て経験のある保護者の交流や親子教室を行うなど、親が子育ての知識、考え方や問題解決能力を身につけ、安心して子育てに取り組めるよう、親と子の育ちの場を提供します。(再掲)

また、PTAや保護者会の代表を対象にした子育て学習講習会を実施し、親同士の語り合い活動の大切さを啓発します。

○ 保幼小連携の推進

- ・ 小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、幼稚園幼児指導要録や保育所児童保育票録による申し送りや、認定こども園、保育所および

幼稚園と小学校との交流や連絡会の開催などによる連携を推進します。

- ・ 幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のための教育課程のあり方について実践的研究を推進します。

ウ 就学・修学支援の充実

○ 義務教育段階の就学支援の充実

- ・ 福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校や市町教育委員会の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。(再掲)

○ 子どもの食事・栄養状態の確保

- ・ 生活保護の教育扶助により、被保護世帯の小・中学校の給食費を支給します。
- ・ 学校給食の状況を把握するため、県内で学校給食を実施している学校を対象とした学校給食実施状況調査を実施し、学校給食の普及・充実を図ります。
- ・ 健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育ていけるよう、栄養や食事の摂り方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力などを身に付けさせるために、食育の日の設定や研修会・講習会の実施、優れた実践校の表彰などにより、家庭や地域との連携を図るとともに、学校における食育の推進を図ります。

○ 高等学校等における教育に係る経済的支援

- ・ 保護者等の収入状況により、高等学校等における教育の経済的負担の軽減が必要な生徒に対して就学支援金を交付し、授業料の負担軽減を図ります。また、市町民税所得割額が非課税である世帯等に対して、奨学のための給付金を支給し、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図ります。
- ・ 低・中所得世帯に属する生徒に対して授業料の減免を実施する私立高等学校設置法人に対し、補助金の交付を行うことで授業料の負担軽減を図り、授業料減免に関する支援を実施します。

- ・ 高等学校等に在学する高校生等が、経済的な理由で修学を断念することがないように、奨学資金を貸与します。

- ・ 特別支援学校に就学している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、特別支援教育就学奨励費を支給し、通学費、給食費および教科書費等の支援を実施します。

○ 大学生・専門学校生等に対する経済的支援

- ・ 授業料の納付が困難で人物優秀と認められる学生の授業料の減免措置を実施する県立大学に対し、運営費交付金を交付し、その取組を支援します。
- ・ 看護職員の養成施設に在学し、卒業後に滋賀県内の199床以下の医療施設で就業したいと考えている学生に対し、卒業後一定の条件を満たせば返還が免除される修学資金の貸与を行います。また、県立学校に在学している学生に対して、授業料資金の貸与を行います。

○ 学生のネットワークの構築

- ・ 学生支援室、学生ホール、談話室等の学生間のコミュニケーションスペースの設置や、学生支援サポートスタッフを設置している県立大学に対し、運営費交付金を交付し、その取組を支援します。
- ・ 看護学生の抱える精神的な課題に対応するため、公益社団法人滋賀県看護協会にカウンセラーを配置し、希望する学生にカウンセリングを行ない、学生が安定して学生生活を過ごすことができるよう支援します。

エ 生活困窮世帯等への学習支援

○ 生活困窮世帯への学習支援

- ・ 生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援を実施します。

○ 児童養護施設等で暮らす子どもに対する学習支援の推進

- ・ 国の基準を超えて職員を配置している施設に対し、入所児童の学習支援等にあたる職員の配置について支援します。

○ ホームフレンドの派遣

- ・ 福祉事務所（市・県）において、ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できるホームフレンドを派遣し、子どもの悩みを聞き、心の支えとなること

により、ひとり親家庭の地域での生活を支援します。

○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談体制の整備充実

- ・ 福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校や市町教育委員会の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。

また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、公立小学校・中学校、県立高等学校にスクールカウンセラーを配置・派遣します。(再掲)

○ 放課後子ども教室等の推進

- ・ 習熟度別指導などの少人数指導や複数教員による指導などの個に応じたきめ細かな指導を推進するとともに、小学校、中学校における放課後学習を支援します。

また、放課後子ども教室、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実します。

次期淡海子ども・若者プラン数値目標一覧

指 標		現状	目標
		平成25年度 実績	平成31年度
①子どもの人権を尊重し、社会全体で「子育て」「子育て」を支える意識の醸成			
1	家庭教育協力企業協定の締結企業・事業所数	1,280事業所	1,345事業所 [平成30年度]
②子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支えることができる社会環境づくり			
(1)子育てを切れ目なく支える			
2	周産期の死亡児数 (出産1,000人あたり人数)	4.4人 [平成25年]	全国平均より低い
3	保育所・認定こども園第三者評価実施率	1.5%	100%
4	放課後児童支援員認定数	(参考値) 児童厚生員研修受講者 166人	1,500人
5	認定こども園等利用児童数		
	3歳以上の認定こども園(教育標準時間認定)、幼稚園利用児童数	19,214人	市町支援事業計画による
	3歳以上の認定こども園(保育認定)、保育所利用児童数	18,345人	"
	3歳未満の認定こども園(保育認定)、保育所、小規模保育等利用児童数	9,550人	"
6	一時預かり事業の実施		
	幼稚園の在園児を対象とする預かり保育利用者数	—	市町支援事業計画による
	一時預かり事業利用児童数	54,928人	"
7	時間外保育利用者数	9,247人	"
8	病児・病後児保育延べ利用者数	2,794人	"
9	利用者支援事業実施箇所数	—	"
10	地域子育て支援拠点事業利用者数	433,401人	"
11	子育て短期支援事業(ショートステイ)利用者数	207人	"
12	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)利用者数	2人	"
13	ファミリー・サポート・センター延べ利用者数	14,273人	"
14	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)利用児童数	11,327人 (H25.5.1)	"
15	乳児家庭全戸訪問事業実施率	88.6%	"

指 標	現 状	目 標
	平成25年度 実績	平成31年度
16 養育支援訪問事業訪問数	1,328人	市町支援事業計画による
17 妊婦健診延受診回数	163,828回 [平成24年度]	〃
18 認定こども園等従事者数（幼稚園教諭・保育士等）	7,953人	〃
19 ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数	669社	900社 [平成30年度]
20 男性の育児休業取得率	1.9%	5%

(2) 子ども・若者の健やかな育ちを支える

21 淡海子育て応援団事業登録店舗数	1,398店舗	2,000店舗
22 しがこども体験学校参加団体数	127団体	200団体
23 おうみ若者未来サポートセンターでの支援による若者求職者の就職者率	55.40%	60.0% [平成30年度]

(3) 共生社会に向けた子ども・若者の多様なニーズを支える

24 放課後等デイサービス事業所数	15か所	障害者プランによる
25 「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合	小学生42.3% 中学生41.2% 高校生18.8%	小学生80% 中学生80% 高校生50% [平成30年度]

(4) ひとり親家庭を支える

26 母子家庭等就業・自立支援センターの取組による年間就業者数	155人	260人
27 母子家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員（子育て支援）登録者数	303人	400人
28 ひとり親家庭の子どもの進学率	57.7%	72.1%
29 養育費を受け取っている母子家庭の割合	28.7%	39.0%

③ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進

(1) 社会的養護の推進

30 養育支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数	9市町	全市町
-------------------------------	-----	-----

指 標		現 状	目 標
		平成25年度 実績	平成31年度
31	措置を要する要保護児童の受入可能数	396人 [H26.3.1現在]	420人
32	養育里親登録数	144家庭 [H26.3.31現在]	180家庭
33	児童養護施設および里親のもとで暮らす子どもの進学率および就職率	88.6%	100.0%
34	スーパーバイザー派遣事業を利用している市町数	12市町	全市町
35	児童虐待相談等関係職員研修の市町職員（教員除く）受講者数	230人	1,500人

(2) 青少年の健全な成長を支える環境づくりの推進

36	青少年立ち直り支援センター（あすくる）での支援プログラム終了率	70.0%	75.0%
----	---------------------------------	-------	-------

(3) 子どもの貧困対策の推進

37	母子家庭の母の就業率	39.7%	46.0%
38	スクールソーシャルワーカー（SSW）の支援学校数およびスクールカウンセラー（SC）の配置率	【SSW】 SSWが支援した学校数：94校 【SC】 SCの配置率：50.3%	【SSW】 SSWが支援した学校数：130校 【SC】 SCの配置率：100%
39	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93% [平成24年度]	98.9%
40	就学援助制度に関する周知状況	進級時 78.95% 入学時 78.95%	100% 100%
41	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	5.1% [平成24年度]	1.27%

第5 プランの推進について

この計画を実効性のあるものにするためには、行政はもとより、家庭、学校、企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互いに連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいく必要があります。

1 それぞれが果たす役割

(1) 県の役割

県は、本計画に基づき、子育てや子どもの健やかな育ちを支援するため、総合的かつ計画的に施策を推進します。施策の推進にあたっては、行政のみならず、家庭、学校、企業などの取組に負うところが大きいことから、それぞれの役割が十分果たされるよう、必要な支援、情報提供を行います。

また、経済的な問題や社会的孤立の問題等さまざまな理由で、健やかに成長し、自立していくことに困難を伴ったり、特別な支援を必要とする子ども・若者やその保護者に対しては、子ども・若者や子育て家庭の個々の実情に応じたきめ細かい支援を行います。

市町に対しては、情報の共有化、技術的・専門的な助言や支援、子育て支援等に関わる人材の育成等を通じて、市町が子育て支援施策を円滑に実施できるよう支援します。

(2) 市町の役割

市町は住民に最も身近な基礎的自治体として、関係機関・団体等との連携のもと、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、住民ニーズに対応したきめ細かな施策を展開していくことが求められます。

(3) 家庭の役割

家庭は、社会を構成する最小単位の集団であり、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、思いやりの心、倫理観など、子どもたちが生きていくうえで必要な能力や規範を身につける場として、極めて重要な役割を担っています。子育てについては保護者が第一義的な責任を有するとの認識のもとに、家庭生活を通じて、コミュニケーションを深め、子どもの基本的な生活習慣や人間形成などを育むとともに、男女が共に家事や育児を担うなど、家族のきずなを大切にしていけることが求められます。

(4) 認定こども園、保育所、幼稚園、学校の役割

○認定こども園、保育所、幼稚園

乳幼児期の教育および保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要です。子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことが必要です。

さらに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育および保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること等が求められます。

また、安全確保や見守り、虐待の早期発見・未然防止など地域と連携して子どもの育ちに関わる必要があります。

○学校

子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための資質や能力を育む場であり、また、集団生活を通して、集団の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場でもあります。子どもが学び育つ場として、家庭や地域と連携しながら、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが求められます。

(5) 企業の役割

企業は、職業生活と子育てなどの家庭生活の両立を実現していくうえで、大きな役割と責任を担っています。次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施、育児休業制度の定着、男性を含めた働き方の見直しなど、子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められます。

また、親と子が利用しやすい設備の充実、子育てを応援するサービスの実施、職場体験の受け入れなど、企業の専門性を活かして、地域や学校等で行われる様々な子育て支援活動や教育活動に対して積極的に参画することが期待されます。

(6) 県民・地域の役割

子ども・若者の時期は、人生の中で最も大切な成長期であることから、子ども・若者の人権を重んじ、その幸せを第一に考えるという視点に立って、子ども・若者の利益が最大限尊重されるよう県民一人ひとりが配慮し、子育てや子ども・若者の育ちや自立に関わりながら、ともに育ち、支えていくことが求められます。

地域においては、近隣や自治会、子育てサークルや青少年の健全育成に携わ

る団体などが相互に連携し、子育て家庭や子ども・若者の育ちに積極的に関わるとともに、多様な活動の場の提供や安全対策など、みんなで子ども・若者の育ちを支え、応援していくことが期待されます。

また、児童虐待防止の観点からも、子育て家庭が孤立することのないよう、地域全体で子育て家庭に関わることは大切であり、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、関係機関に通告する義務を果たすことが求められます。

2 計画の推進体制

(1) 県における推進体制

子育てや子ども・若者の健やかな育ちを支え、多様化する県民のニーズや課題に対応するためには、教育・福祉・労働などあらゆる分野で幅広く連携しながら取り組むことが必要です。県では、庁内推進体制として滋賀県子ども・青少年施策推進本部を中心に、関係部局が相互に連携し、総合的な取組を進めます。

(2) 企業や民間団体等との連携

企業において、一般事業主行動計画等に基づく、仕事と子育ての両立支援の取組や若い世代の雇用が一層促進されるよう、労働局や経済団体、企業等と連携・協力して積極的な啓発活動を進めます。

また、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性を踏まえ、企業や民間団体等の専門性や機動力を活かした子育て支援活動や協働によるネットワークづくりなどの取組が、各地域で積極的に展開されるよう協力・連携します。

(3) 国および市町との連携

本県の子ども・若者育成支援施策を着実に推進するため、国予算の重点配分や今後に向けた制度創設、制度改正に向け、国に対して、本県の経験や課題を踏まえた、より良い政策づくりに向けた提案を行います。

また、市町において、子ども・子育て支援事業計画等に基づく取組が円滑に推進されるよう、情報の共有化、広域的な観点からの調整、市町に対する技術的・専門的な助言や支援、子育て支援等に関わる人材の育成や資質向上などを推進します。

3 点検評価・進行管理・計画の見直し

(1) 点検評価・進行管理

計画の推進にあたっては、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善）の考えに基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について、滋賀県子ども若者審議会において点検評価を受けます。

また、その結果を広く県民に公表するとともに、翌年度以降の施策に反映させ、社会経済情勢の変化などに対応した実効性のある計画を推進します。

(2) 計画の見直し

国の制度改正や社会経済の情勢、滋賀県の子ども・若者育成を取り巻く状況の変化に対応するため、計画の内容について、必要に応じて見直しを行うとともに、見直し結果を施策に適切に反映します。